

令和5年3月定例会（
3月 1日 開会
3月22日 閉会

飯網町議会 会議録

令和5年3月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（3月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	12
○会期の決定	12
○諸般の報告	13
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第6号から議案第15号の一括上程、説明	21
○議案第6号の質疑、付託	27
○議案第7号の質疑、付託	27
○議案第8号の質疑、付託	29
○議案第9号の質疑、付託	29

○議案第10号の質疑、付託	30
○議案第11号の質疑、付託	30
○議案第12号の質疑、付託	31
○議案第13号の質疑、付託	31
○議案第14号の質疑、付託	32
○議案第15号の質疑、付託	33
○議案第16号の上程、説明、付託	34
○議案第17号から議案第20号の一括上程、説明	36
○議案第21号から議案第30号の一括上程、説明	39
○議案第31号の上程、説明、質疑、付託	51
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第33号の上程、説明、質疑、付託	56
○議案第34号及び議案第35号の一括上程、説明	57
○議案第34号の質疑、討論、採決	58
○議案第35号の質疑、討論、採決	59
○発議第1号の上程、説明、質疑	60
○陳情の付託	60
○散会の宣告	60

第2号（3月3日）

○議事日程	62
○本日の会議に付した事件	62
○出席議員	62
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63

○事務局職員出席者	63
○開議の宣告	64
○議案第21号の質疑、付託	64
○議案第22号の質疑、付託	108
○議案第23号の質疑、付託	108
○議案第24号の質疑、付託	109
○議案第25号の質疑、付託	109
○議案第26号の質疑、付託	109
○議案第27号の質疑、付託	110
○議案第28号の質疑、付託	110
○議案第29号の質疑、付託	115
○議案第30号の質疑、付託	116
○散会の宣告	117

第3号（3月6日）

○議事日程	118
○本日の会議に付した事件	118
○出席議員	118
○欠席議員	118
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	118
○事務局職員出席者	119
○一般質問一覧表	120
○開議の宣告	121
○一般質問	
樋口 功	121

原 田 幸 長	133
風 間 行 男	142
中 井 寿 一	153
清 水 満	163
○散会の宣告	173

第4号（3月7日）

○議事日程	175
○本日の会議に付した事件	175
○出席議員	175
○欠席議員	175
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	175
○事務局職員出席者	176
○一般質問一覧表	177
○開議の宣告	178
○一般質問	
瀧 野 良 枝	178
伊 藤 まゆみ	191
○散会の宣告	201

第5号（3月22日）

○議事日程	203
○本日の会議に付した事件	203
○出席議員	204
○欠席議員	204

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	204
○事務局職員出席者	204
○開議の宣告	205
○諸般の報告	205
○常任委員会審査報告、質疑	205
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	214
○議案第17号の質疑、討論、採決	237
○議案第18号の質疑、討論、採決	237
○議案第19号の質疑、討論、採決	238
○議案第20号の質疑、討論、採決	239
○発議第1号の討論、採決	240
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	247
○議員定数・報酬等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について	249
○議員派遣の件	250
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	251
○町長あいさつ	251
○閉議及び閉会の宣告	252
○予算決算常任委員会 審査報告書	253
○総務産業常任委員会 審査報告書	255
○福祉文教常任委員会 審査報告書	263
○会議録署名	268

飯綱町告示第24号

令和5年3月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5年 2月22日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 5年 3月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和5年3月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和5年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 5 議案第 4号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 日程第 7 議案第 6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 8 議案第 7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 9 議案第 8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 11号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 13号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 14号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 15号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例

- 日程第 1 7 議案第 16 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 1 8 議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予
算
- 日程第 2 7 議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更について
- 日程第 3 3 議案第 32 号 財産の取得について
- 日程第 3 4 議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 34 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 6 議案第 35 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 7 発議第 1 号 飯綱町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第 3 8 陳情
- 陳情第 2 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を
求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	青 山 弘	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税務会計課長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保健福祉課長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一

飯綱病院事務長 相澤浩幸 総務課課長補佐 清水純一
総務課財政係長 近藤久登

事務局職員出席者

事務局長 梨本克裕 事務局書記 関竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。今日から3月でありまして、いよいよ春めいてまいりました。今、3月定例会は予算議会であります。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和5年3月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年3月飯綱町議会定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末何かとご多用のところ定刻までに3月定例議会にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

厳しい寒さがまだまだ続いておりますが、庭先の水仙も芽を出し始めるなど春を感じさせる今日この頃でもあります。

新型コロナウイルス感染症における陽性者の減少に伴い、3月13日以降のマスクの着用について動きがございました。国の方針は、マスクの着用は個々の判断に委ねるというものであります。飯綱町としては、小中学校の卒業式は、それぞれの学校で教育委員会、学校関係者が協議し、統一した対応をとっていくとの、報告を受けております。新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。十分な注意と関係者の協力により、子供たちにとって思い出に残る、卒業式になってほしいと願っております。役場におけるマスクの着用についても、検討の上統一した対応を考えております。役場職員につきましては、当面の間、少なくとも3月中はマスクを着用していく方向で考えております。

さて3月定例議会にご提案申し上げます案件は、報告が1件、条例が10件、予算では令和4年度補正予算が5件、令和5年度予算（新年度予算）が10件、地域防災計画の変更、財産の取得、公の施設の指定管理者の指定がそれぞれ1件、町道路線の廃止と認定がそれぞれ1件、長野広域連合規約の変更などその他で3件、計34件でございます。

令和5年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ82億3,000万円と致しました。前年対比で5億1,500万円の増額であります。増額になった主な要因は、ふるさと納税事業で2億円、コネクトイースト3階部分のテレワーク施設整備及び駐車場整備で1億4,253万円、町民会館ホール天井の改修、夜間照明のLED照明改修等で1億5,102万円余、学校給食共同調理場の機器等の改修で2,654万円余、三水B&G海洋センターのトイレ等の改修で3,527万円余の増額などによるものです。

歳入は、主たる財源である地方交付税は前年対比で1,600万円の増額を見込んでおりますが、今後の財政運営を考慮した中で出来るだけ抑えた計上としております。

基金からの繰入につきましても、10億1,931万8千円を予定しましたが、ふるさと応援基金を除いた繰入金金は7億2,396万8千円であり、前年対比で6,371万3千円の減額であります。基金につきましては、住民サービスの向上や豊かな生活の構築を目指す上で、極めて重要な自主財源となるものであります。財政調整基金、減債基金を中心としてその増額を図っていきたいと考えております。令和4年度決算や令和5年度の普通交付税の確定を受けて、基金への積立等を考えております。

また、ふるさと納税事業の一層の拡充を推進し、自主財源の確保を目指していく方針であります。

町債は借換債の1億6,350万円を含めて8億7,240万円を計上致しました。前年対比で2億4,232万円の増額ですが、過疎債や合併特例債、緊急自然災害防止対策事業債など交付税での措置率が極めて高い起債を活用し、将来の財政負担を考慮した中で行政需要に役立てていくものであります。

国民健康保険事業など特別会計予算につきましてはご提案の際には詳細にご説明申し上げます。

すが、例年並みの予算計上となっております。企業会計につきましては、水道事業会計では土橋の水源利用に関する費用を計上し、令和6年度には一部地域での給水を目指しております。病院事業会計、下水道事業会計は例年並みの予算計上となっております。

主要な行政課題について申し上げます。一つは、少子高齢化、人口増対策であります。昨年、令和4年の人口動態を見ますと自然増減で143人の減少、社会増減で36人の減少、合計179人の減少であります。令和3年は141人の減少、令和2年は164人の減少となっております。過去5年の平均を見ますと、亡くなる人が164人、生まれてくるお子さんが44人となっております。社会増減では転入される人が258人、転出される人が296人となっており、差し引き38人の転出増であります。自然減はやむを得ないとしても、社会増減はプラスにしたいという願いから人口増対策に取り組んできましたが、厳しい現実にあることを再認識しております。近隣市町村の状況を見ますと、社会増を成し遂げているところも多くあります。どんな施策を展開しているのか、どんな魅力を作り出しているのか、相談や受け入れ体制はどうしているかなど、再度研究していきたいと考えております。

転入者のために各種のサービスを展開してきましたが、本質的な意味では、飯綱町に住んでおられる町民の皆さんが満足される施策、サービスを実施していくのが本筋であります。自然環境を含め、町の素晴らしさ、住みよさ、豊かで安心、安全な生活など、その実態にあこがれて転入されてくるような形が望ましいと考えております。

具体的な取組としては、町営の賃貸住宅、宅地の斡旋や分譲、民間による集合住宅建設への補助など従来の事業を一層推進していきたいと思っております。特に住宅需要が高まる情報もございますので、不足していると思われる住宅の整備を積極的に進め、社会増減でプラスを目指していく方針であります。

次に主要な産業である農業の振興であります。農業は町の産業の柱として精力的に取り組んでまいりました。農道や水路、圃場の整備、各種の補助事業の創設や充実、荒廃地対策、6次産業化に向けての関連施設の整備やソフト事業の実施など特筆すべき点も多いと思っております。

近年はふるさと応援寄付金の返礼品として、りんご、米など農産物は高い評価を受けております。町税に匹敵するほどの6億円を超える寄付金は、農産物を無くしては考えられません。寄付金は住民福祉の向上、子育て支援、各産業の振興など幅広く活用されております。豊かな農村社会の構築は、町の総合計画でも目指すところであります。農業の振興により、ふるさと納税事業の拡充を図り結果として町全体が発展していく。

目指す方向がみえてきましたが、目的達成には農業の安定的な維持、発展が不可欠なことであります。現状において、農業振興を図る上で数々の課題がございます。後継者や担い手の確保、育成に始まり土地の集積や生産基盤の整備、荒廃地対策、農業者の生活の安定、スマート農業の導入など問題は山積しております。

課題の解決に当たっては、農業をもう一度第1次産業としての体制を確立していく必要があると考えております。第2次産業、第3次産業としての農業も大切な分野であることは深く認識しておりますが、総合的にどのように対応していけばよいのか、その解決策を模索しているというのが現状であります。

こんな状況の中、かねてから強く要望しておりました、農林水産省からの職員派遣が正式に決定されました。今年4月1日から令和7年3月までの2年間です。国からの職員派遣は、とても厳しいものがございましたが、飯綱町の農業に対する熱い思いが通じた結果であると感謝しております。30歳代の青年が派遣されてきますが、農水省職員としての活躍に大きな期待を寄せるとともに、国の支援や指導、協力を頂く中で飯綱町の農業を確固たるものにしていきたいと強く思っております。なお、飯綱町からも並行する形で農水省へ職員を派遣することに致しました。2年間の派遣勤務の中でより多くの知識や経験を重ね大きな戦力として帰ってきてほしいと願っております。

令和5年度における農業振興対策としては、スタッフの増強を図ると共に、農地整備担当や農政担当、農業委員会等が深く連携する中で、より具体的な担い手確保対策、農地利用計画や農業施設整備計画などを総合的に再検討し、一次産業としての農業の強化を図っていきたいと考えております。

三つ目の課題は、地域、区や組の活性化であります。新型コロナウイルス感染症が大分収まってきたことから、区や組の総会等に出席する機会が増えてきました。出席してご意見聞いておりますと、役員のなり手がいなくて苦勞している。区の財政運営が厳しくなってきた。町等からの配布物についても高齢化により、各戸に配るのが大変である。お祭りなどいつまで続けられるか心配だ。コロナの影響もあったのかもしれないが、隣近所の交流がほとんどなくなった。そんなご意見が多くございました。人口の減少、少子高齢化は区や組の運営にも大きな影響を及ぼしてきた。そんなことを実感させられた一時でもありました。地域の活性化無くして飯綱町の発展はあり得ません。それどころか地域が活性化し発展するために、飯綱町が存在している訳ですから憂慮すべき状況になりつつあると危機感を覚えました。地域の衰退には、いろいろな原因があると推察しております。地域に見合った問題解決が必要と思います。幸いにも、飯綱町の各集落はまだまだ元気があります。区長さん、組長さんとも協議する中で、それぞれの事情に応じた対応を検討したいと思います。集落支援員や町職員の参画や協力により、事務的な支援や集落活性化の援助などを気軽に受けやすい環境づくりを進めてまいります。また区や組が主体とはなりますが、集落創生事業の活用を強く呼びかけていきたいと思っております。

飯綱町は農村地帯にあり、農業の発展は集落の活性化や人口問題にも深くかかわっております。今日の行政課題は担当部署だけでは解決ができないことが多くなっております。区や組の維持や活性化は、正にこれに該当する課題と思われれます。各課が連携し合い、横断的対応によりこの問題の解決に当たっていきいたいと考えております。

条例の改正等について申し上げます。個人情報の保護に関する条例は法律改正に伴うもの、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例は消防団員の報酬等に関するもの、一般職の職員の給与に関する条例は国等への職員派遣を想定した手当等に関するもの、給水条例の改正は料金等の債権に関する適正管理等を行う為の規定の整備などで 10 件提案しております。

令和4年度の補正予算について申し上げます。一般会計補正予算（第11号）は、令和5年度への繰越明許費の設定及び各事業が確定したことに伴う調整が主体であります。増額された主

なものは、総務費では、ふるさと応援基金積立金で 2,253 万円、ふるさと納税事業費で 4,747 万円、衛生費では飯綱病院への補助金 1 億円などであります。その他特別会計 3 件、企業会計 1 件は年度末における歳入歳出等の確定に伴う調整が主体となっております。

なお、最終日には教育長に関する人事案件の提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、9 番目須田修議員、10 番石川信雄議員、11 番清水満議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 11 番、清水満です。

本日招集されました令和 5 年 3 月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

2 月 22 日、午前 9 時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から 3 月 22 日までの 22 日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議 2 日目の 3 日は、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時より、各予算の質疑及

び委員会付託を行います。一般会計予算の質疑については款ごとに行い、各特別会計予算の質疑につきましては予算書の順に行います。

一般質問は、6日と7日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は7名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審査は8日から開催し、予算決算常任委員会は17日に開催します。

22日の最終日は、時間を3時間繰り下げ午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和4年11月分から令和5年1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので報告いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による専決処分の報告案件です。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第2号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第2号について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

報告第2号は、町道の損傷に起因する損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

事故概要ですが、発生日は令和5年2月1日、発生場所は大字黒川918番地付近の町道K1-4号線で、東黒川から野村上に向い、野村上に入る少し手前になります。

相手方は記載のとおりで、事件概要は軽自動車町道を走行中、舗装がはがれ陥没していた箇所を避けられずそのまま走行し、運転席側前輪及び後輪のタイヤ2本を損傷したものです。

損害賠償の額は14,400円、過失割合は町6割で、専決処分日は、令和5年2月10日でございます。

以上報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第2号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員

○12番（大川憲明） 議席番号12番、大川憲明です。報告第2号、この損害賠償の件なんですけどね。これは発生したのが2月1日となっていますよね。それと東黒川から野村上に行く途中の道路だと。あそこは上り道であったり、カーブの多い所で、タイヤが壊れたり前輪が壊れるなんていうのは、かなりの勢いで飛び込まなくてはならないと思うんですよ。私はだいたい毎日くらい走っております。だから不思議でしかたないんですよ。

何か原因があったんじゃないんですか。それをしっかり調べて下さいましたか。例えば、その軽の車だから、穴の深さが例えば50cmもあればなるかもしれない。仮にそれがあったとしてもですよ。あの道路で穴があったなんてのがわからないなんてのは、あべこべに運転手の責任として前方不注意にもあたるような気がするんですよ。

こういうこと、これから春になってくると毎年のことですけど、どんどん増えてきますよね報告で、去年もそうですが。これしっかりとそういうのをチェックして、あがってきたからい

いよじゃなくて、予算付きますよと、どうせ保険でやるんだからいいと、そういう考えは止めて、徹底的に調べて決めてもらいたいなど。要望でもあるし、そういうことをお聞きしたい。どのようにやっているか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） もちろん保険がきくからいいやというようなやり方はしておりません。きちんと調べた上で対応させていただいております。

今回の場合ですが、その事故発生年月日というところに時刻を入れさせていただきました。ご覧いただきますと、午後8時30分頃ということで夜間でございます。更にこの日は雪もちらついておりまして、路面も濡れっていて、舗装が剥がれ穴が開いているというのが非常に見えづらかったという状況の中で起こったものでございます。

そんなことで町の方の過失割合6割ということで対応させていただいているところでございます。

道路にどのくらいの穴が開いていたとか、深さに関してわかるようであれば、建設水道課長からお答えさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 私も現場を確認させていただいております。現場は軽く舗装が剥がれたという状態ではなく、塊で抜けたような状態で20cm程凹んだ状態の穴になっておりました。

直接そこにタイヤが入ってしまったということで、当事者の方からは「穴が開いている道があるから修繕してください」ということの情報いただいたものです。

実際の舗装の剥げ方が道の下層の版まで一緒に持ち上がってしまっていて、大変大きな穴になっていたという部分は確認をしております。

また、皆さんからいつもいただいている道路の穴あき修繕要望についても随時穴埋め作業は

行っておりますので、併せて報告させていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12番（大川憲明） ただいまの説明で建設水道課長の方からの話で、それはわかりますけれどもね。しかし、皆さん誰でもそうですけれども、自分の車を運転していて、前輪がガタンとなつて、そうすれば普通の人のスピードで走れば、まして雨降って薄ら暗いときに、そういう危険な道路をスピード上げて飛んでいないと思うんですよ。それがまた後輪まで落ちているなんて、普通かなり運転の技術が下手か何かの問題がないとそんなことないと思うんですよ。前輪が落ちればだいたい人は急ブレーキをかけるのが普通ですよ。それが後輪まで傷んだということはどうも本当は納得できないけど、それはそれでも一なっちゃったからいいですけどね。

ただ、心配されるのはもうすでに飯綱町のあちこちのところに穴が開いております。現実には走ってみると、東高原なんか行ってみるとけっこう穴が開いておりますからね。その辺を早めに今年は修理して、報告で事故の修理代を出さないように、ぜひ努力してもらいたいと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 要望で。

○12番（大川憲明） はい。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第3号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書1ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

変更理由及び変更内容につきましては、長野県町村公平委員会に加入しております「佐久平環境衛生組合」が、令和5年3月31日をもって解散し、脱退することに伴い加入団体数が54団体から53団体となるもの。また、「南佐久環境衛生組合」を「佐久環境衛生組合」に名称変更するものでございます。具体的には、佐久平環境衛生組合と南佐久環境衛生組合が統合されて、佐久環境衛生組合になるというものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日、関係法令は、地方自治法第252条の7第2項でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第5、議案第4号 長野広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第4号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第4号 長野広域連合規約の変更について、提案理由についてご説明させていただきます。議案の提案説明書1ページをご覧ください。

これは、長野広域連合が長野市信州新町地区で運営しております、特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを、令和5年4月1日付けで社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更の主な内容につきましては、新旧対照表の議案第4号をご覧ください。第4条の広域連合の処理する事務、第5条の広域計画の項目及び別表1のデイサービスセンターの管理及び運営に関する経費の負担割合の規定から、信州新町デイサービスセンターを削除するとともに、別表3の特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から、久米路荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第4号 長野広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第6、議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第5号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について、提案理由についてご説明をさせていただきます。議案の提案説明書2ページ及び議案書をご覧ください。

これは、長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを、令和5年4月1日をもって社会福祉法人に移管することに伴い、久米路荘の建物及

び物品類、信州新町デイサービスセンター物品類を移管先法人へ譲渡するため、地方自治法第289条及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分する財産の概要は、久米路荘本館棟1棟及び物品、信州新町デイサービスセンター物品で、詳細は、議案書2から3ページのとおりです。

処分の相手方は、長野市小島田町352番地、社会福祉法人ウエルフェアコスモス、理事長 清水健。

処分金額は無償。

処分の時期は、令和5年4月1日です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第5号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号から議案第15号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第7、議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例、
日程第8、議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例、
日程第9、議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例、
日程第10、議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例、
日程第11、議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、
日程第12、議案第11号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、
日程第13、議案第12号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、
日程第14、議案第13号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、
日程第15、議案第14号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例、
日程第16、議案第15号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例、
以上、条例の制定2件、条例の改正7件、条例の廃止1件を一括して議題といたします。なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

議案第6号から議案第15号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。

[総務課長 徳永裕二 登壇・説明]（議案第6・7・8号）

○総務課長（徳永裕二） はじめに、議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書の2ページ下段からご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

制定理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度については全国的な共通ルールが適用されることとなるため、現行の飯綱町個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法の規定により、条例で定めることが必要な事項のみ新条例に規定するものでございます。

主な制定内容は、(1)として、開示請求に係る手数料の額は無料とし、写しの交付に要する費用などについては実費負担が必要となるもの。(2)として、飯綱町情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を規定するもの。(3)として、附則において、現行の飯綱町個人情報保護条例を廃止するもの。(4)として、附則において、本条例の制定により、関連してくる条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

次に、議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書の3ページ下段をお願いいたします。

制定理由につきましては、飯綱町個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに本条例を制定し、飯綱町情報公開審査会と、飯綱町個人情報保護審査会を統合するもので、情報公開制度における不服申立て及び個人情報保護制度における審査請求等の諮問機関として、飯綱町情報公開・個人情報保護審査会を設置するものでございます。

主な制定内容につきましては、(1)として、本審査会の設置について規定しております。(2)として、所掌事項について、飯綱町情報公開条例の規定による諮問、個人情報保護法の規定による諮問、飯綱町個人情報の保護に関する法律施行規則による諮問及び議会の個人情報保護条例の規定による諮問に応じ行う各事項を規定しております。(3)として、審査会の委員は優れた識見を有する者5人以内で組織し、委員の任期は2年である旨を規定しております。(4)として、規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする罰則を規定しております。なお、罰則規定につきましては、長野地方検察庁に協議し支障ない旨の回答を得ております。(5)として、附則において、本条例の制定により、関連してくる条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

続いて、議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書の4ページ中段をお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、広域消防の他市町村の例にならない、条例の趣旨、引用条項等を改めるもの、などでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、議案第6号から第8号までの提案理由の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第9号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書4ページ下段をお願いいたします。説明につきましては、議案の提案説明書で行いますので4ページ下段をお願いいたします。

改正理由でございますが、日向運動施設のテニスコート等一部施設の老朽化等に伴いまして、使用できなくなった施設があるなど、現状に則さない状況となっていることから、現状に合わせた管理運営を行うため改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、施設での宿泊、テニスコート、バレーコート、テントの貸し出しについて、施設の老朽化等により、すでに貸出等の業務を休止しているものについて、今後の復旧の予定もないことから、条例の全部改正を行い、現在貸し出しを行っております、野球場、日向センターの会議室について、新たな設置条例を設けるものでございます。施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第10・11・12号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書の 5 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

改正理由につきましては、消防庁長官通知による国の基準を踏まえ、消防団の団員の年報酬及び出動報酬を引き上げる改正などでございます。

主な改正内容は、消防団の団員の年報酬を 28,500 円から 36,500 円に引き上げるもの。消防団の 1 日当たりの出動報酬を 7,200 円から 8,000 円に引き上げるもの。消防団の年報酬について、休団する場合などの月割りに関する規程を追加するもの。飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い別表区分欄の一部を改正するものなどでございます。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

次に、議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書の 5 ページ下段からお願いいたします。

改正理由につきましては、国等への職員派遣を想定し「地域手当」「単身赴任手当」を支給するための条項を設けるもの、国に準じ 55 歳を超える一般職の職員は標準の勤務成績では昇給しないこととするため関係条項を改正するものなどでございます。

主な制定内容につきましては、(1) として、民間の賃金水準を基礎とし派遣された地域における物価等を考慮して地域手当を支給するもの。地域としては東京都を想定しております。(2) として、派遣に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情等により同居していた配偶者と別居することとなった職員に対し、一定の基準を設けた上で単身赴任手当を支給するもの。(3) として、55 歳を超える一般職の職員は、人事評価の結果、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うこととするものでございます。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

一点訂正をお願いします。5 ページの議案第 11 号の改正理由の二つ目のポツでございますが、国に準じ 55 歳を超える一般職の職員は標準の勤務成績では昇格とありますが昇給の誤りでございます。訂正をお願いしたいと思います。

続いて、議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書の 6 ページ 2 段目をお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、消防団員の休団の扱いについて、現状に合った内容とするため、消防団員が長期間活動に従事できない場合、休団できる旨の規定を追加するものでございます。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

以上、議案第 10 号から第 12 号までの提案理由の説明といたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。議案第 13 号、14 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 13・14 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書及び議案の提案説明書 6 ページ中段、また条例の一部を改正する条例等新旧対照表の後ろから 7 ページ目をご覧ください。

改正の理由は、民法の消滅時効の見直し、法定利率の見直し及び定型約款の新規規定等の改正に伴い、旧法適用者と新法適用者が混在しており、料金等の債権に関する適正管理等を行うための規定を整備するもの及び文言表現等の修正です。

主な改正内容は、新旧対照表も併せてご覧ください。料金等の督促等及び債権に関する適正管理について規定の整備を行うもので令和 2 年 4 月の民法の消滅時効の見直しにより未払い金の消滅時効期間が現在令和 2 年までの 2 年と令和 2 年以降の 5 年が混在し、事務処理対応が困難になっており、料金等の債権に関する適正管理等を行うため督促、損害金等に関する条項を設け、未払い金等の処理が適切にできるよう明文化するものです。そのほか、メーターの設置や管理内容の見直し、古い文言や文字、表現等の修正を行うものです。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

続いて、議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案の提案説明書 6 ページ下段及び条例の一部を改正する条例等新旧対照表最終ページをご覧ください。

改正の理由は、福井団地排水処理事業が特定環境保全公共下水道事業に統合されたことにより規定を整備するものです。

主な改正内容は、福井団地排水処理事業が特定環境保全公共下水道事業に統合され、公共下水道区域となることから、飯綱町水道事業運営審議会条例第 1 条及び第 2 条中にある「福井団地排水処理事業」の記載を削除するものです。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（議案第 15 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例について、提案理由のご説明をさせていただきます。議案書並びに議案の提案説明書 7 ページ上段をご覧ください。

廃止理由としましては、飯綱町農林畜産物加工施設として牟礼農林畜産物加工施設である旧中央保育園内の加工施設及び三水農林畜産物加工施設であるさんちゃん裏の加工施設の 2 施設につきましては、地域資源の活用による地域の活性化や産業振興を図るための施設として、特定の者により利用に供する施設として現在は管理運営されており、飯綱町牟礼農林畜産物加工施設の野村上加工所やりんごパーク大豆加工施設のように、住民が広く利用する形態の加工施設ではないため、本施設は地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設には該当するものではないので、本施設については設置や管理に関する条例の定めが不要なことから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の条文を引用する条例と

して、附則第8項に飯綱町農林畜産物加工施設条例が掲載されておりますので、条例の廃止に併せて附則第8項を削除するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は11時10分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

◎議案第6号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例について質疑を

行います。

質疑のある方おられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満です。この 3 ページに書いてあります、その中身を読んでみますと、委員会を統合したいということを書いてございます。ここには、飯綱町情報公開審査会と飯綱町個人情報保護審査会、公開と保護という二つの審査会があるんですけど、考え方によると相反する組織ではないかと私は思います。公開する方と保護をしていかなければいけないという。これを統合して弊害はないかということでございます。もし弊害がないということならば、今までこの二つの組織、審査会を作ったその理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 情報公開と個人情報保護ということで相反するものではないかということでございますけれども、確かに公開するのと保護するのとで反対というようなところはあ
るわけではございますが、県内の他市町村においてもこの二つの審査会を統合していくとい
うところが多くございまして、やはり公開と保護と逆のことではありますけれども関連するところ
も多くあるというようななかで、その二つの審査会を統合してやっていくというような考え
のところが多いようでございます。当町でもそういうなかで、他所の状況等をみながら同じよ
うな判断をさせていただきまして、今回、両方の審査会を統合させていただくこととさせてい
ただきました。

弊害がないかということでございますけれども、特に弊害はないと思っております。弊害と
いうことでございますけれども、今回優れた識見を有する委員さん 5 名をお願いしまして、そ
の法律などの解釈にも長けた方をお願いしていこうかと思っておりますけれども、そういった
皆さんをお願いしていくなかで、両方のことがきちんと審査できていくものと考えてこのよ
うにさせていただいております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

◎議案第8号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決しました。

◎議案第9号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第11号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 12 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 13 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 14 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 15 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。先ほど担当課長から説明があったとおり、二つの施設については特定の団体が指定管理者として管理をされているという状況があるわけですが、今後その管理についてはどのようにやっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 先ほどもご説明いたしましたけれども、特定の者による管理運営を行っておりますので、業務を委託して管理運営を行っていただくということですがよろしくをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。風間議員。

○8 番（風間行男） 議席番号 8 番、風間行男です。このところをみると畜産も使えるようになってはいるんですが、指定管理者に出してしまうと一切使えないと。猟友会の皆さんも解体場所がなくて非常に困っておられますが、これを指定に出してしまうと尚更使いにくいですね。この辺を改善というか、両方で空いているときに使えるような状態を作れるかどうか、お伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 指定管理は公の施設、条例で定めた公の施設という施設については、指定管理でやってくださいよと決まっているので、今度加工所は公の施設ではなくなるわけです。したがって、その利用については、今度は町が主体となって、今議員がおっしゃるようなそういう便宜はどういうふうに関われるか等々はまた協議して進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 16 号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 17、議案第 16 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 16 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 16 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 11 号）をご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 7 ページ中ほどからご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

一般会計補正予算（第 11 号）は 5,746 万 4 千円を増額し、補正後の予算額を 88 億 9,645 万 7 千円とするものでございます。なお、繰越明許費の設定を 13 件行っております。また、地方債補正で、過疎対策事業債及び補助災害復旧事業債について、各事業費が固まったことなどから限度額の減額をしております。

初めに、歳出の主な内容を申し上げます。9 ページからお願いいたします。

2 款 総務費では、令和 4 年度のふるさと納税総額を 6 億 7 千万円で見込み、ふるさと応援基金積立金を 2,253 万円、ふるさと納税事業費を 4,747 万円、計 7,000 万円増額しております。

3 款 民生費では、実績により、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で計 989 万円減額、後期高齢者医療事業負担金、繰出金を計 1,656 万 3 千円減額、介護保険事業繰出金を 500 万円減額しております。一方、国民健康保険事業繰出金を実績により 227 万円増額、介護保険支援対策事業で在宅介護者慰労金の件数の増により 168 万円増額しております。

4 款 衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で実績により計 1,774 万 1 千円減額、一方、病院施設費繰出金を先日の全協でご説明しましたように 1 億円増額しております。

6 款 農林水産業費では、新規就農総合支援事業で新規就農者育成総合対策補助金を実績により 540 万 6 千円減額、県営事業費で県営かんがい排水事業芋川地区の負担金を事業費の減により 500 万円減額しております。

7 款 商工費では、商工振興対策事業で総合支援補助金等を実績により 400 万円減額しております。

8 款 土木費では、橋梁長寿命化修繕事業で実績により委託料を 690 万円減額、地方道改修費で M2-46 号線他、夏川地区の設計委託料等を実績により 580 万円減額、公共下水道費で焚荒地区下水道工事負担金を実績により 500 万円減額、住宅管理費で焚荒地区住宅造成事業の建物購入費を実績により 1,238 万円減額しております。

その他、実績により、9 款 消防費で防災対策費の委託料、10 款 教育費で歴史ふれあい館管理運営費の委託料、11 款 災害復旧費で農地補助災害復旧事業の工事請負費をそれぞれ減額しております。また、14 款 予備費で 345 万 7 千円減額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。8 ページからお願いいたします。

6 款 法人事業税交付金、7 款 地方消費税交付金、10 款 地方特例交付金では、それぞれ決定の通知等に基づき増額しております。

15 款 国庫支出金及び 16 款 県支出金では、歳出の各事業の実績等により、それぞれ補助金等を調整しております。

18 款 寄附金では、歳出の際に申し上げましたようにふるさと応援寄付金を 7,000 万円増額

しております。

19 款 繰入金では、充当先事業の実績等により、地域振興基金及びふるさと応援基金の繰入を減額しております。

22 款 町債では、それぞれ充当している事業の実績等により、過疎対策事業債を 1,600 万円減額、災害復旧事業債を計 600 万円減額しております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 16 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 17 号から議案第 20 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第 18、議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 19、議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 20、議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、

日程第 21、議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、

以上 4 件は、補正予算案件であります。これより、一括して提案理由の説明を受け、最終日 3 月 22 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第 17 号から議案第 20 号の提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。議案第 17 号、18 号。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 17 号・18 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 議案第 17 号 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。議案書及び提案説明書 11 ページからになります。

現行予算額に補正予算額 227 万 9 千円を増額し、補正後予算額 13 億 8,858 万 4 千円とするものです。

補正の理由としましては、保険給付費等の負担額の確定による補正でございます。

主な歳入は、国庫支出金 業務事業費補助金として 9 千円、保険基盤安定繰入金・事務費繰入金で 227 万円、計 227 万 9 千円。

主な歳出は、県連合会への事務費負担 81 万 5 千円、補正調整として予備費 146 万 4 千円の増、計 227 万 9 千円でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、議案第 18 号 令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。議案書及び提案説明書 12 ページになります。

現行予算額に補正予算額 416 万 6 千円を減額し、補正後予算額 1 億 6,398 万 9 千円とするものです。

保険料負担金のうち、保険基盤安定分の負担額及び事務費負担金の確定による補正です。

主な歳入は、一般会計繰入金のうち事務費繰入金 24 万 1 千円減額、保険基盤安定繰入金 392 万 5 千円の減額、計 416 万 6 千円の減額です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合会納付金のうち事務費繰入金 24 万 1 千円減額、保険基盤安定繰入金 392 万 5 千円の減額、計 416 万 6 千円の減額です。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。議案第 19 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 19 号）

○保健福祉課長(永野光昭) 議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 12 ページをご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 4,000 万円を減額して補正後の予算額を 14 億 140 万円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、主に補助金負担金の交付見込み及び給付費の実績見込みによるもので、国庫補助金 185 万 9 千円増額、支払基金交付金 5,256 万 6 千円減額、県負担金 1,052 万 5 千円増額、一般会計繰入金で 500 万円減額、基金繰入金 518 万 2 千円増額するものです。

歳出では、介護給付費の実績見込みによるもので、居宅介護サービス給付費 2,100 万円減額、地域密着型介護サービス給付費 1,700 万円減額、施設介護サービス給付費 100 万円増額、居宅介護サービス計画給付費 300 万円減額するものです。

以上、介護保険事業補正予算(第 3 号)の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(渡邊千賀雄) 笠井建設水道課長。議案第 20 号。

[建設水道課長 笠井順一 登壇・説明](議案第 20 号)

○建設水道課長(笠井順一) 議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算(第 3 号)について提案説明をいたします。議案書並びに議案の提案説明書 13 ページ上段をご覧ください。

補正の概要ですが、資本的収入支出の補正であります。収入は、資本的収入補正前の予算額 1 億 7,900 万 7 千円のうち、下水道事業債 500 万円、負担金等で 500 万円の減額。補正後の予算額 1 億 6,900 万 7 千円です。支出で、資本的支出補正前の予算額 4 億 3,625 万 2 千円のうち、建設改良費の管路布設工事費 1,000 万円、雑用水給水装置更新工事 1,100 万円、計 2,100 万円の減額。補正後の予算額 4 億 1,525 万 2 千円とするものです。

主な内容でございますが、収入については、焚荒地区の若者住宅造成工事に伴う下水道管布設工事の布設ルート変更により工事費等が 1,000 万円減額になったため、当初予定していた下

水道債、他会計負担金を減額するものです。また支出については今お話しした管路布設工事の1000万円の減額及びクリーン飯綱の雑用水給水装置更新工事1100万円について減額補正するものです。クリーン飯綱の内容については、コロナ禍により材料の調達が難しく、工期の目途が立たないことから更新工事内容の見直しにより、当年度ではなく修繕工事として事業費を抑えて次年度の工事として対応するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

◎議案第21号から議案第30号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第22から日程第31までは、令和5年度飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の予算議案であります。

予算案件10件を一括して議題としたいと思います。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議2日目の3月3日に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行します。

議案第21号から議案第30号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。議案第21号。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第21号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第21号 令和5年度飯綱町一般会計予算をご説明申し上げます。予算書並びに議案の提案説明書 別冊1をご覧ください。議案の提案説明書 別冊1によりご説明いたします。まず、3ページ上段の表をご覧ください。

令和5年度一般会計の歳入歳出予算総額は、82億3千万円で、前年度比5億1,500万円、6.7%

の増となりました。当初予算額は4年ぶりに増額となっております。

それでは、はじめに主な歳入について申し上げます。9ページをご覧ください。まず、町税収入は、10億4,281万1千円で、前年度当初予算と比べて5,438万8千円、5.5%の増となっております。新型コロナウイルスの影響からの回復を見込み、ほとんどの税目において増額を見込んでおります。

10ページをご覧ください。地方交付税は、32億1,600万1千円で、前年度当初予算と比べて1,600万円の増を見込んでいます。このうち普通交付税については、令和5年度地方財政計画で地方交付税総額が前年をやや上回る額が見込まれていること、地域社会のデジタル化を推進するための費目が延長となったことなどを踏まえ、前年度と同額の29億円としています。また、特別交付税については、地域おこし協力隊の増員による伸びなどを考慮し1,600万円の増としております。

11ページをご覧ください。地方債発行額は、借換債を除き、繰越予定額を含む金額が7億5,940万円で、前年度補正後と比べて3億6,960万円の大幅な増となっております。このうち臨時財政対策債は前年度の半額の5,000万円を計上しており、臨財債については、前年度に引き続き大幅に抑制されています。普通債は、町民会館ホールの改修やいづなコネクT E A S T 3階の整備、道路整備など6億9,880万円で、過疎対策事業債や合併特例債での借入れを予定しています。有利な起債である過疎債の充当が可能となったこともあり地方債発行額は増加しております。

また、12ページをご覧ください。地方債発行額は増加となるものの地方債現在高は令和4年度決算見込に比べて1億4,417万1千円の減となる見込みです。これは、交付税措置の高い有利な起債の償還は償還ペースを速め、これにより交付税措置された金額は減債基金に積み立て、その減債基金を活用し繰上償還を行ったり、公債費を平準化するなどの措置をとってきたことで計画的に償還が進んでいるものです。

14ページをご覧ください。繰入金は、基金繰入金で10億1,931万8千円を予定しており、令和5年度末の基金残高は28億6,436万6千円となる見込みです。内訳では、財政調整基金を

前年度当初予算と同額の3億円繰り入れることとしています。その他、公債費を7億円に平準化する施策を行ってきたことから、減債基金を2億2,250万円、合併特例債が原資の地域振興基金を1億9,880万8千円、前年度のふるさと応援寄付金の積立金である、ふるさと応援基金を2億9,535万円など、それぞれ繰り入れる予定で、財源不足の対応、公債費の平準化のほか、地域振興基金やふるさと応援基金の効果的な活用を予定しています。これに伴い、令和5年度末の基金残高は減る見込みとなっていますが、令和4年度決算に伴う決算剰余金の積立を行うとともに、普通交付税の状況などをみながら、財政調整基金はできる限り繰り入れずに財政運営を行っていきたいと考えております。

それでは6ページにお戻りください。なお今回は、別冊1の6ページから8ページまでを一覧表でご覧いただけるように、別途説明資料を作成いたしました。本日お配りしたA3縦のものになりますが、こちらでご説明いたします。

上段歳入の15款 国庫支出金は、4億4,181万5千円で、9,344万8千円、17.5%の減となっています。右側の増の欄をご覧ください。最初のデジタル田園都市国家構想交付金で、廃校活用や行政サービスのデジタル化など8,345万1千円の増、最後の重層的支援体制整備事業交付金・補助金で1,845万5千円の増を見込みました。一方、その下の減の欄に記載のとおり、新型コロナ関連の交付金等が大幅に減少しております。

16款 県支出金は、3億6,217万9千円で、1,429万1千円、3.8%の減で、ほぼ横ばいを見込んでいます。右側の増の欄、重層的支援体制整備事業交付金で1,627万3千円の増を見込みましたが、減の欄のとおり、合併に伴い毎年、県から交付されていた合併特例交付金が令和4年度で終了、各選挙に係る委託金が減少しております。

18款 寄付金はふるさと応援寄付金で、2億円増の5億円を見込んでいます。ふるさと納税については、ふるさと納税推進室を設置するなど積極的な推進を図ってきたことから順調に伸びており、町の財政運営の上で非常に重要な財源となってきています。今後もさらに返礼品を充実させるなど力を入れていきたいと考えております。

次に主な歳出について申し上げます。下段歳出をご覧ください。

2款 総務費は、18億4,041万6千円で、2億6,114万5千円、16.5%の増となっています。右側の増の欄をご覧ください。ふるさと納税事業費で返礼品など1億5,600万円、ふるさと応援基金積立金で4,400万円、ふるさと納税関連で計2億円の増、廃校を活用した地域住民交流促進事業でいづなコネクT E A S T 3階の整備など8,455万6千円の増、アイバス運行事業でアイバスの車両更新に伴う補助など2,647万3千円の増、しごとの創業・都市交流拠点活用促進事業で新規の地域おこし協力隊の活動費など1,103万4千円の増となっています。一方、その下の減の欄に記載のとおり、地方創生推進交付金関連のしごとの創業・交流拠点整備事業で1,293万4千円の減、総務一般管理費や各選挙に係る費用などがそれぞれ減となりました。

3款 民生費は、15億8,842万8千円で、8,735万5千円、5.8%の増となっています。右側の増の欄、包括的相談支援事業費など重層的支援体制整備事業関連で計5,852万円の増、きめ細かな切れ目のない子育て総合応援事業で出産子育て応援給付金など1,094万2千円の増となっています。一方、減の欄のとおり、重層的支援体制整備の移行準備に係る費用が減となりました。

4款 衛生費は、7億800万9千円で、9,441万7千円、11.8%の減となっています。増の欄、上水道施設費で水道事業会計への繰出金が2,542万円の増となりましたが、減の欄、病院施設費で繰出金を年度間で調整したことに伴い5,400万1千円の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で4,824万7千円の減となっています。

6款 農林水産業費は、5億7,213万5千円で、1億4,378万1千円、20.1%の減となっています。増の欄、緊急自然災害防止対策事業で普光寺田島地区、倉井釜淵地区など3,274万4千円の増となりましたが、減の欄、農業集落排水事業費と公共下水道費を統合し、下水道事業会計繰出金として土木費に一括計上したことから、農林水産業費は大幅な減となっています。

7款 商工費は、1億1,482万1千円で、638万5千円、5.3%の減となっています。減の欄、東高原ゾーン整備事業で1,346万1千円の減となっています。

8款、土木費は、9億2,801万7千円で、1億6,413万9千円、21.5%の増となっています。増の欄、下水道事業会計繰出金の増は土木費に一括計上したことによるもの。その他、道路新

設改良費で4,716万6千円の増、河川整備費で2,497万円の増となっています。一方、減の欄、除雪車両維持費で3,146万6千円の減、橋梁長寿命化修繕事業で2,245万円の減、都市公園整備事業費で1,075万2千円の減となりました。

9款 消防費は、3億8,358万1千円で、2,331万9千円、6.5%の増となっています。増の欄、広域消防費で小川分署の消防ポンプ車の更新など1,341万7千円の増となっています。また、消防庁長官通知に基づき、令和4年に引き続き消防団員の年報酬、出動報酬の引上げを行うこととしています。

10款 教育費は、9億933万6千円で、2億582万9千円、29.3%の大幅な増となっています。増の欄、町民会館管理運営費でホールの改修など1億1,605万9千円の増、海洋センター費でトイレの改修など3,790万6千円の増、調理場施設管理費で設備の更新など3,015万6千円の増、運動場管理運営費で残りの照明灯のLED化など2,454万1千円の増となっています。

それでは、別冊1の15ページをご覧ください。歳出については、人件費が減少したことから義務的経費が2,016万円の減となりましたが、普通建設事業費で町民会館ホールの改修などにより2億9,275万8千円の増、物件費については来年度もマイナスシーリングとしましたが、ふるさと納税事業の拡充や電気料、燃料費の高騰などにより1億3,789万6千円の増となっています。

なお、予算科目ごとの主要事業の概要は議案の提案説明書 別冊2にございますので、ご確認をお願いいたします。

令和5年度一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。議案第22号、23号。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第22号・23号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第22号 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書では209ページから、提案説明書別冊54・55ページをご覧ください。

予算総額は13億3,802万4千円、前年比1,060万7千円増となっています。

主な歳入は55ページ、国民健康保険税が2億3,556万3千円、前年比1,541万5千円の減。県支出金が9億8,583万8千円、前年比2,302万2千円の増。繰入金が9,757万1千円、前年比321万5千円増でございます。

主な歳出は54ページをご覧ください。総務費が2,050万6千円、前年比81万5千円の増。保険給付費が9億7,322万1千円、前年比1,902万8千円の増。国民健康保険事業納付金が3億2,456万9千円、前年比504万8千円減。保健事業費が1,499万円、43万円の減でございます。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続いて、議案第23号 令和5年度後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書では241ページから、提案説明書では別冊56ページをご覧ください。

予算総額は1億7,646万7千円、前年比807万5千円増となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料が1億2,185万9千円、前年比1,120万4千円の増。一般会計繰入金が5,409万3千円、前年比312万9千円の減でございます。

主な歳出は提案説明書56ページをご覧ください。総務費が1,035万8千円、前年比266万円の減。後期高齢者広域連合納付金が1億6,559万9千円、前年比1,073万5千円の増でございます。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は午後1時とします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

永野保健福祉課長。議案第24号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第24号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第24号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計予算について

て提案説明をいたします。提案説明書別冊 2 の 58 ページをご覧ください。また、予算書では 263 ページから 312 ページ、介護保険事業特別会計になります。

予算につきましては、それぞれ記載のとおり見込んでおります。予算総額は、14 億 2,598 万円、前年比 1,697 万円の増となっています。

歳入につきましては、予算書 275 ページから、提案説明書別冊 2 の 58 ページ主要事業の概要よりご説明申し上げます。

1 款 保険料については、2 億 4,686 万 8 千円。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料です。特別徴収 4,030 人、普通徴収 235 人で計上してございます。

2 款 使用料及び手数料は、501 万 3 千円。配食サービス、緊急通報装置使用料になります。

3 款 国庫支出金は、負担金、補助金を合わせて 3 億 2,879 万 5 千円でございます。介護給付費に係るもの及び地域支援事業でございます。

4 款 支払基金交付金は、3 億 6,363 万 8 千円。2 号被保険者の保険料になります。

5 款 県支出金は、負担金と補助金を合わせて 1 億 9,558 万 2 千円となります。

7 款 繰入金につきましては、2 億 8,607 万円で、一般会計繰入金 5 項目合わせて 2 億 1,422 万 3 千円と介護給付費準備基金繰入金 7,184 万 7 千円からとなっています。

歳出につきまして、予算書 281 ページから、提案説明書別冊 2 の 57 ページの主要事業の概要より説明させていただきます。

1 款 総務費は、職員の給与関係経費及び介護認定調査員の報酬等でございます。

2 款 保険給付費、3,803 万円増の 12 億 8,739 万円。主に介護サービスに対する保険給付として、要介護者及び要支援者を対象とする給付費、国保連合会への審査支払手数料、高額介護、高額医療合算サービスに係るもの、特定入居者介護サービスとして、食費、居住費に対して利用者の負担を軽減するものです。

4 款 地域支援事業は、1,125 万円減の 8,271 万 8 千円。主に要介護状態になることの予防と高齢者の自立支援を目的に実施するものです。主要事業の概要としまして、総合事業で 6,831 万 5 千円、任意事業で 611 万 2 千円、認知症総合支援事業では、主に社協からの職員派遣負担

金で 748 万 7 千円、介護予防事業の一部及び生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業において、生活支援コーディネーターの委託料が重層的支援体制整備事業へ移行が減額の原因となっております。

また、9 款 地域包括支援センター費についても、重層的支援体制整備事業へ移行により減額となっております

以上、介護保険事業特別会計予算概要について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。議案第 25 号、26 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 25 号・26 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算について、提案説明をいたします。予算書の 315 ページから、議案の提案説明書 別冊 2 の 59 ページをご覧ください。提案説明書でご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 253 万 4 千円です。

歳入の主なものは、使用料手数料で 170 万 1 千円、財産運用収入の基金利子で 3 万円、繰越金 80 万円です。

歳出の主なものは、汚水処理施設管理費で、浄化槽管理委託料 45 万円、光熱水費 60 万円、業務等委託で 10 万 3 千円、修繕料で 114 万 1 千円、総額で 243 万 4 千円です。なお、基金積立に 10 万円を計上いたしました。トータルで昨年とほぼ同額という内容ですが、主に電気代等が上がっている分、金額が上がっています。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

続いて、議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算について、提案説明をいたします。予算書の 329 ページから、議案の提案説明書 別冊 2 の 60 ページをご覧ください。提案説明書でご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100 万円です。

歳入は、繰越金で 100 万円。

歳出は、造成地の維持管理費 20 万円、予備費として 80 万円で 100 万円を計上いたしました。

昨年、原田地区については一段落したということで、予算的には 1,733 万 1 千円の減という状態になっていますが、造成地内の公園等の維持管理が残っている分と今後も宅地造成の調査等が必要になった場合の予備費として計上いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。議案第 27 号。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 27 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算をご説明申し上げます。予算書 341 ページ並びに議案の提案説明書 別冊 2 61 ページをご覧ください。議案の提案説明書 別冊 2 によりご説明いたします。

令和 5 年度の予算総額は、5,583 万 4 千円で、前年度当初予算と比べて 397 万 8 千円の増となっています。

歳入では、訪問看護ステーション事業収入で 4,579 万 5 千円、繰入金で 130 万円、繰越金で 863 万 8 千円などを予定しております。事業収入の内訳は、介護収入で 3,075 万円、うち訪問看護事業で 2,370 万円、居宅介護支援事業で 703 万 5 千円など、医業収入で 1,504 万 5 千円、うち訪問看護事業で 1,500 万円などを見込んでいます。

歳出では、衛生費で 5,582 万 3 千円などを予定しております。衛生費の訪問看護ステーション費 5,582 万 3 千円は、主に人件費等で、職員の増員や公用車の購入などで 397 万 8 千円の増となっています。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤飯綱病院事務長。議案第 28 号。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第 28 号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算についてご説明致します。予算書 363 ページ、議案の提案説明書 別冊 2 の 62 ページをご覧ください。提案説明書で説明いたします。

令和5年度予算は、24億1,462万2千円の収支均衡予算です。

病院事業収益のうち、医業収益は20億1,497万5千円、医業外収益が3億2,033万円、介護収益で7,931万7千円を見込んでいます。対前年2,613万1千円の増です。国は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を決定しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを想定し、入院患者数、外来患者数は前年度と同規模数を見込んでいます。医業外収益のうち、1億8,462万3千円が一般会計からの繰入金で、3条予算への配分額です。前年比較で3,381万5千円の減となっています。

続いて病院事業費用ですが、医業費用は23億4,698万1千円、医業外費用が、4,714万1千円、予備費・特別損失で2,050万円を見込んでいます。原油価格・物価の高騰は、病院事業費用にも大きな影響を及ぼしております。前年比較では、医業費用が2,675万9千円の増、医業外費用は62万8千円の減、合計は収入と同様に2,613万1千円の増です。

続きまして、資本的収支ですが、資本的収入は2億6,204万円で、対前年88万6千円の減、資本的支出では3億8,108万9千円で、対前年1,398万円の減です。差し引き、マイナス1億1,904万9千円の収支不均衡予算となっています。収支で不足する額は、損益勘定留保資金で補填するものといたします。

資本的収入の内訳は、企業債が1億3,500万円、他会計負担金が1億2,684万円、寄付金・投資償還収入でそれぞれ10万円を予定しています。なお、他会計負担金は全額一般会計からの繰入金で、4条予算への配分額となっています。他会計からの繰入金総額は、3条・4条予算併せて3億1,146万3千円で、前年当初予算と比べ5,400万1千円の減となっています。

資本的支出は、企業債償還金が2億4,298万9千円で、対前年3,318万2千円の減、設備改良費では1億3,500万円で、対前年で1,920万2千円の増となっています。設備改良費は、建物付帯設備2件、及び医療器械12品目の整備を予定しています。長期貸付金は看護師修学資金貸与金で、看護師の確保に努めてまいります。

以上です、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。議案第 29 号、30 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 29 号・30 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算について提案説明をいたします。予算書 399 ページ、議案の提案説明書 別冊 2 の 63 ページをご覧ください。初めに予算書 399 ページをお願いいたします。

業務の予定量ですが、給水戸数 4,180 戸（牟礼地区 2,570 戸、三水地区 1,610 戸）、年間総給水量 97 万 2 千 m³（牟礼地区 60 万 8 千 m³、三水地区 36 万 4 千 m³）、一日平均給水量 2,656 m³（牟礼地区 1,661 m³、三水地区 995 m³）です。

収益的収入及び支出の予定額は、議案の提案説明書 別冊 2 の 63 ページをお願いいたします。収益的収入・支出、それぞれ 3 億 3,759 万 5 千円。その内訳は、牟礼会計が 2 億 1,409 万 5 千円、三水会計が 1 億 2,350 万円です。

主な収入は、給水収益 2 億 1,540 万円、牟礼会計 1 億 3,830 万円、三水会計 7,710 万円です。他会計負担金 4,192 万円で、牟礼会計 2,142 万 2 千円、三水会計 2,049 万 8 千円です。営業外収益 7,378 万 3 千円です。

支出の主なものは、施設維持管理費及び企業債利息の支払いで、営業費用として 3 億 1,416 万 9 千円、施設維持管理費 牟礼会計が 4,506 万 6 千円、三水会計が 1,914 万 9 千円です。人件費 牟礼会計が 1,534 万 1 千円、三水会計が 1,538 万 4 千円です。減価償却費 牟礼会計が 1 億 1,780 万円、三水会計が 6,900 万円です。営業外費用として 2,012 万円、企業債利息 牟礼会計が 851 万 6 千円、三水会計が 527 万 4 千円です。消費税 牟礼会計が 500 万円、三水会計が 100 万円です。

主な事業は、牟礼地区で水源・浄水場機器等修繕、管路等施設漏水修繕などです。三水地区は三水・日向浄水場機器等修繕、管路等修繕などです。

続いて、資本的収入は、企業債借入れ、工事加入負担金等で 1 億 681 万円。会計別内訳は、牟礼会計が 5,611 万円、三水会計が 5,070 万円です。

資本的支出ですが、総額 3 億 5,830 万円。会計別内訳は、牟礼会計が 1 億 9,330 万円、三水

会計が1億6,500万円です。浄水施設改良費 牟礼会計が1,298万円、三水会計が3,156万円です。配水管布設費 牟礼会計が6,550万円、三水会計が3,630万円です。営業設備費 牟礼会計が611万円、三水会計が231万円です。配水施設拡張費 牟礼会計が363万円、三水会計が270万円です。

主な事業は、牟礼地区で老朽管布設替え工事、また滝沢川を渡るための水管橋の工事が5,500万円、三水地区で土橋水源ポンプ実施設計委託2,056万円を予定しています。企業債償還金として9,721万円、牟礼会計が5,508万円、三水会計が4,213万円です。また5年度につきましては、投資として有価証券購入1億円。資本金収入額が資本金支出額に対し不足する額2億5,149万円は、当年度分消費税等資本金収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度・当年度損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

続いて、議案第30号 令和5年度飯綱町下水道事業会計予算について提案説明をいたします。予算書435ページ、議案の提案説明書 別冊2の64ページをご覧ください。初めに、予算書をお願いいたします。

業務の予定量ですが、処理区域内の接続戸数及び人口は、3,500戸、9,350人。年間総汚水量79万3,826 m^3 。一日平均汚水量が2,169 m^3 です。主な建設改良事業で7,370万円です。

収益的収入及び支出の予定額は、別冊2の64ページをお願いいたします。収益的収入・支出、それぞれ5億8,044万2千円。

主な収入は、使用料収入1億6,787万7千円で、公共下水道1億3,147万3千円、農業集落排水3,358万3千円、小規模集合排水53万5千円、個別排水228万6千円です。営業外収益につきましては、他会計補助金で2億3,975万円です。

支出の主なものは、施設維持管理及び企業債利息の支払いで、営業費用5億2,056万5千円になります。人件費2,678万3千円、減価償却費3億2,615万円です。営業外費用5,963万7千円で、企業債利息4,863万7千円になります。主な事業は、マンホールポンプ修繕、管渠漏水等修繕、それから、処理場費 処理場機器修繕などです。

資本的収入は、総額 3 億 3,387 万円。うち、下水道事業債 1 億 1,680 万円、国庫補助金 6,492 万円、負担金等 1 億 5,212 万 4 千円です。下水道事業債元金償還金充分です。

資本的支出ですが、総額 5 億 3,553 万円。主な事業は、建設改良費、工事請負費などで 1 億 4,346 万 5 千円、マンホールポンプ場自家発電機設置工事、福井団地管渠更生工事などです。下水道事業債元金償還金として 3 億 9,206 万 5 千円です。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 2 億 166 万円は、過年度分・当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

◎議案第 31 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 32、議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 31 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 14 ページ下段からご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

はじめに、修正案の説明に入る前に、飯綱町地域防災計画の目的等について簡単に説明させていただきます。この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、飯綱町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等が相互に協力し、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することにより、町域における土地の保全とかけがえのない住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。このため、この計画の変更につきましては、12 月定例会の際に全協においてご説明し、議会のご意見を踏まえた上で、2 月 6 日に開催しました飯綱町防災会議に提案し、承認をいただいております。

また、市町村の地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項により、国の防災基本計画や

県の地域防災計画に抵触するもの、矛盾するものであってはならないと定められていることから、県の担当課と事前に協議し、整合性を図るための調整が済んでいるものでございます。

なお、この計画は、全体で 1,000 ページ程で構成されており、計画をすべてお配りしても資料が膨大となりますので、今回の議会への提案にあたりましては、議会運営委員会でご了解をいただき、「飯綱町地域防災計画（令和 4 年度修正）新旧対照表」を議案としてお配りしておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、令和 4 年度 飯綱町地域防災計画の主な修正点について議案の提案説明書でご説明いたします。

はじめに、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の修正等によるものになります。

No.1 個別避難計画の作成の努力義務化については、令和 3 年度の災害対策基本法の改正によるものになります。記載してあるページは議案の新旧対照表のページとなります。23 ページの「第 8 節 要配慮者支援計画」について修正しております。修正内容は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めることについて記載しています。個別避難計画の作成については、保健福祉課で進めているところですが、総務課で作成しているハザードマップの内容等を適切に反映したものとなるよう連携を取っていきたいと考えております。

No.2 ホテル・旅館等の活用に向けた支援については、令和 2 年度の県の地域防災計画の修正によるものになります。新旧対照表 25 ページの「第 8 節 要配慮者支援計画」について修正しております。修正内容は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めることについて記載しています。町では、令和 3 年度に「災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書」を町内宿泊施設 14 施設と締結しています。今後も必要に応じて、締結先の追加等を検討していきたいと考えております。

No.3 新型コロナの自宅療養者等の避難の確保については、令和 3 年度の県の地域防災計画の修正によるものになります。新旧対照表 28 ページ「第 11 節 避難の受入活動計画」について修正しております。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正で、突発災害時等にも自宅

療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めることについて記載しています。なお、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた今後の動向（感染症法上の第2類から第5類に変更等）については、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しにより、次年度以降、町の地域防災計画にも適切に反映してまいります。

No.4 避難所の感染症対策、No.5 パーテーション等の備蓄促進については、令和2・3年度の県の地域防災計画の修正によるものになります。新旧対照表31ページの「第11節 避難の受入活動計画」について修正しております。With コロナ時代の防災対応、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正で、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めること。これまでのマスクや消毒液に加え、パーテーション等の感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めることについて記載しています。町では、令和2年度と令和4年度の地震総合防災訓練において、段ボールベットやパーテーション等の設営訓練を行っています。また、令和2年度より感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めております。これについても、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた今後の動向については、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しにより、次年度以降、町の地域防災計画にも適切に反映してまいります。

No.6 避難勧告・避難指示等の一本化等（避難情報の変更）については、令和3年度の災害対策基本法の改正により、「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されたこと。また、「避難指示」を従来の「避難勧告」の段階で発令することとなったことから、新旧対照表73から76ページのとおり該当する記載を修正しています。

以下、主な修正点 No.7 防災意識の向上、新旧対照表11ページから No.14 予防的な通行規制、新旧対照表108ページについてはご確認をお願いいたします。

次に、16ページの町の修正によるものになります。

No.1 社会的条件（人口、産業）等の更新については、新旧対照表9から10ページの「第4節 飯綱町の地勢と災害要因、災害記録」について修正しております。修正内容は、令和2年国勢調査に基づき、最新の数値等に更新しています。

No.2 相互応援協定の締結等の更新については、新旧対照表 17 から 18 ページの「第 5 節 広域相互応援計画」について修正しております。修正内容は、災害時における物資供給に関する協定等、10 項目の協定を追加で締結し、更新しています。今後も必要に応じて有効な協定先を探っていきたいと考えております。

No.3 指定緊急避難場所の夜間照明の LED 化については、新旧対照表 30 ページの「第 11 節 避難の受入活動計画」を修正しております。修正内容は、安全を確保する取組みとして、指定緊急避難場所にある防犯灯やグラウンドの夜間照明を LED 等に計画的に更新することについて記載しています。コロナ禍の影響で、車での避難も一つの選択肢となっており、安全を確保する上で計画的な整備が必要となっております。

No.4 管路施設の耐震化の推進については、新旧対照表 36 ページの「第 17 節 上水道施設災害予防計画」を修正しております。修正内容は、被災時に断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点、医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け、優先的に耐震化を推進することについて記載しています。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 31 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 33、議案第 32 号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 32 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 32 号 財産の取得についての提案説明をいたします。議案書、及び提案説明書の 16 ページ下段をお願いします。

財産の取得、数量は、家屋 1 棟で、176.89 平方メートルの若者住宅及びそれに係る道路など駐車等の付属施設等外構整備分です。

所在は、飯綱町大字普光寺字焚荒 117 番地他、住宅地造成の焚荒地区内です。

取得の方法は、譲渡契約による財産の買取りです。

契約金額は、8,462 万円です。

契約の相手方は、住所 長野市大字南長野 南県町 1003 番地 1、氏名 長野県住宅供給公社理事長 関昇一郎です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 32 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 34、議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 33 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由についてご説明いたします。議案書及び議案の提案説明書 17 ページ 2 段目をご覧ください。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、飯綱町障害者就労支援施設たんぼぼの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

施設について、障害者就労支援施設たんぼぼは、社会福祉協議会ふれあいの園の東側に位置し、たんぼぼクッキング工房はアップルミュージアム南側、i カフェ奥にございます。

指定管理者は、特定非営利活動法人 SUN 理事長 藤村出氏です。

指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申

し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 33 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 34 号及び議案第 35 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 35、議案第 34 号 町道路線の廃止について、

日程第 36、議案第 35 号 町道路線の認定について、

以上 2 件を一括して議題といたします。なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行ないます。

議案第 34 号、議案第 35 号の提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 34 号・35 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 34 号 町道路線の廃止についての提案説明を致します。議案書及び議案の提案説明書 17 ページ中段をご覧ください。

町道路線の廃止について。道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

番号、路線、地区、延長という順でご説明をさせていただきます。番号 1、路線名 原山線、地区 普光寺地区、総延長 849m。番号 2、華厳坊線、地区 普光寺地区、総延長 158.7m。

番号3、境久保線、地区 倉井地区、総延長 210m。番号4、山田林2号線、地区 倉井地区、総延長 225m。番号5、八幡原上支線2号線、地区 赤塩地区、総延長 142.7mです。詳細な場所についてはお手元の議案書の地図をご確認ください。

今回、町道路線の廃止については、町道路線の区域の変更に伴う、道路状況に合わせた再認定のための廃止と主に農耕者の利用のための道路で以前より集落による維持管理が行われており、今後も同様な管理が見込まれるため、町道を農道とするための路線廃止です。再認定のための廃止路線は、2華厳坊線です。農道とする廃止路線は、1原山線、3境久保線、4山田林2号線、5八幡原上支線2号線になります。

続いて、議案第35号 町道路線の認定についての提案説明を致します。議案書及び議案の提案説明書17ページ下段をご覧ください。

町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

路線名は華厳坊線、地区 普光寺地区、総延長 429.5mです。詳細な場所についてはお手元の地図をご確認ください。

今回の認定については、議案第34号により廃止する町道路線の現況にあわせて路線の再認定を行うものです。

以上、宜しくご審議をお願い致します。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 議案第34号 町道路線の廃止について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 34 号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 35 号 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第 35 号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 37、発議第 1 号 飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例については、議員全員による全員協議会にて協議しておりますので、説明及び質疑を省略し、最終日 3 月 22 日に、討論及び採決を行ないたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行します。

◎陳情の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 38、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

3 月 3 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて午前 9 時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

令和5年3月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和5年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月3日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第 21 号 令和5年度飯綱町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 22 号 令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 23 号 令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 24 号 令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 25 号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 26 号 令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 27 号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 8 議案第 28 号 令和5年度飯綱町病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第 29 号 令和5年度飯綱町水道事業会計予算
- 日程第 10 議案第 30 号 令和5年度飯綱町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 三ツ井 忠 義 | 2 番 | 中 井 寿 一 |
| 3 番 | 小 林 文 廣 | 4 番 | 瀧 野 良 枝 |
| 5 番 | 青 山 弘 | 6 番 | 中 島 和 子 |
| 7 番 | 樋 口 功 | 8 番 | 風 間 行 男 |
| 9 番 | 目須田 修 | 10 番 | 石 川 信 雄 |

1 1 番 清 水 満

1 2 番 大 川 憲 明

1 3 番 伊 藤 まゆみ

1 4 番 原 田 幸 長

1 5 番 渡 邊 千賀雄

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦		
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭
産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗	建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯 綱 病 院 事 務 長	相 澤 浩 幸
総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一	総 務 課 財 政 係 長	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。本会議の2日目であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第21号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、議案第21号 令和5年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

はじめに、町長の施政方針を含め、総論的な観点で予算全体に係る質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。大川議員。

○12番（大川憲明） 12番、大川です。5ページのところでお聞きしたいのですが、黒川の町営住宅ですが、2～3日前から出たから募集したいという放送が流れていました。あれは造ってまだ間もなく、1回入った後に出た人も2～3人いるという話を聞きました。立ち替わり入ってはいるらしいですけれども。

そこで少しお聞きしたいのは、見てもらえば分かるけれども、車を止める駐車場に、俗にいう車庫というようなものはありません。車を置く場所があってもカーポートのようなものは全部ありません。だから、雪下ろしも大変です。

それともう一つは、今度は夏になると、周りの土地で農作業をする黒川の人たちが5時といえば田や何かで機械を動かすわけです。そうすると、住んでいる人たちがうるさくて駄目だと言って、私もお聞きしたのですが、一時口論になったらしいのです。朝はやめたといっている人もいるし、そのために、水田を請けている人も、ここら辺はやりたくないという文句を言い始めている。そういう状態が現実問題として起きています。

もう一つは、貸しているところの庭には木も植わっていないし何もないと。殺風景で駄目だという意見も住んでいる人に聞きました。運よくあそこへ入っている人が、黒川の区の方へ、八蛇川の用水の組員のような形で代表者が1人出るように今年からしました。

そういうことを考慮すると、これから建てるときに、ある程度畑から離れて少しうるさくないところで、車庫、カーポートのようななものを取り付けてあげないと、今年は雪が少ないからいいけれども、去年のように多かったら雪下ろしばかりで大変になると思います。今後はその辺を考えてやったらどうかと私は考えているのですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 参考のご指導のご意見をありがとうございました。

公営住宅の建設というのは、今、議員がおっしゃったような心配というのは私どもも持っております。しかし、その心配よりももっと大事なのは、集落に属するような形で住宅を建設していこうと。これを大きな目標として取り組んでおります。

したがって、黒川の前田地区の住宅は、その中でも少し外れた地域の住宅、団地と呼ばれるような土地の分譲だけで5つ、賃貸住宅としては2世帯を5棟造って10世帯分ということで、あそこは15世帯に入っています。

最初のご質問の、出たり入ったりは、私はその都度深く承知してはおりませんが、空いて困るということはありません。必ず入りたいという人はおります。その心配はないのですが、今の農作業の騒音の問題、または、新しく入ってきた人たちの雪に対する問題、近所付き合いの問題、区との問題、これはやはりそこに入居される、または転入していただける人たちと、議員からいろいろなご質問もありましたけども、そこでいかにコミュニケーションを深めていくかがこれから大事なことです。それを避けるために、福井団地のように別枠で住宅団地を造っていきましょうという考えは持っておりませんので、今いた

だいたような一つのご意見を参考にして、地域とマッチした形でのより良い若者住宅にしていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。清水議員。

○11番（清水満） 11番、清水です。少しお聞きしたいのですが、別紙1の提案説明書の中身もいいですか。その15ページをお願いしたいと思います。一般会計歳出、性質別経費の状況というところですか。少々気にかかる点ですけれども、町の人口はご存じのとおり大幅に減少しています。そうすると町税は非常に少なくなってきます。それともう一つは、頼りの交付金が少なくなるという中で、義務的経費が比較的増えてきている。

その中での人件費も、私の記憶にある中では、町税と人件費はちょうど同じぐらいの10億円前後でずっと推移をしてきたということでありましてけれども、これは令和2年でしたか、再任用制度か何かで物件費から出ていた経費が人件費へ回ったということで、急に増えてきたということは存じています。そうはいつでも、10億円ぐらいだったものが15億円と5億円増えたということです。

そこで、この定数管理、職員定数は大幅に増えているということはないのですか。その辺のことですけれども、定数も必要なものは必要だし、給料もあげないといい仕事ができないので、それをやめろと言うつもりは一切ありませんので、それはいいと思います。

もう一つを見ると、投資的費用が非常に少なくなってくる。これを見ますと、令和2年は22億7,000万円余使えたものが、去年は5億円、今年は8億円ということで、投資的な費用が減ってきてしまうということです。

それともう一つ関連的に出てくるのは委託です。職員がなかなかできないものや、非常に難しいものがあって、委託をしなければいけないということが出てくることは当然だと思っております。物件費も多くなっておりますけれども、ここには光熱費が大幅に上がって、これはウクライナの戦争等で理解ができるわけです。委託費は増えているのか、減っているのか。これはやはり職員の定数との関係もありますし、その辺を含めまして、今後、飯綱町の人口が減少すると基本財政規模もかなり落ちてきます。このまま行くと使える金は

一つもなくなってくるというような危険があります。その辺をどんなふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。職員全体、会計年度職員も含めて、一般会計の最後のページに給与等の明細を提示しています。そこに細かく会計年度職員を含めた総数なりが書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。

10億円ぐらいが4億円、5億円まで減ってしまったのは、先ほど議員からご指摘のあった物件費の関係が一つはあります。会計年度職員についても大幅に待遇が改善され、1人当たりの単価が上がりました。また、今年度についても、勤勉手当の支給を考えろというようなことになってきております。これは上がってきておりますけれども、私はある意味ではいいことだろうと思っております。

日本は給料が上がってこないという時代があまりにも長過ぎて、私は企業のことは深く承知をしておりますけれども、少なくとも役場の公務員については、私どもが卒業したときのほうが給料が高いと。今では55歳を超えれば昇給は基本的にはない。よほど優秀なら少しだけ上げてやりましょうという制度で動いていて、給料表をご覧いただければ、6級の最後のページで40万円少々です。40万1,000円か2,000円です。詳しい金額はあれですが。

そういう中で、今回の各企業の3万円、5万円上げると。どうしてそんなに上げられるのだらうと思いますが、それはともかく、いい意味で人事院勧告をきちんと考慮していただきたいと思っております。

したがって、予算の総額をどう抑えていくかということが今年度の予算編成で大きく苦労しました。今のとおり、いわゆる義務的経費がどんどん増えて、投資的経費が減って、挙句の果てに財政規模が小さくなっていくことによって、もう行政サービスができなくなってしまおうというような行政運営は最悪の結果です。それを招かないために、総務課長か

らの予算説明にありましたし、私も所信表明的な中で申し上げましたけれども、今までの合併特例債、合併の交付金、また、今回の過疎債等の事業を使って乗り越えてきましたけれども、何とか財政規模は70億円台の前半ぐらいに収めた規模で運営していくというようなことを心掛けていかないと、どこかで財政的に行き詰まる心配があると。したがって、今回も82億という予算規模ではありますけれども、ふるさと納税を5億円見ております。これは入ってこなければ入ってこないで出すところはないので、入ってきただけ出ていきますので、ある意味ではこれは除いてもらって、77億円ぐらいの予算規模でスタートをしたと。

この中で、財政調整基金3億円を予算の編成上使っておりますけれども、これを年度中に使わないで済むような対応をしたり、また願わくは、財政調整基金に1億円、2億円を新たに積み立てるようなことを準備させてもらって、何とか自由に使えるお金を、減債基金も含めてですけれども、本当の目標としては25億円前後くらいまで伸ばしていきたいと思っています。ちなみに今は15～16億円です。今、十分それに耐えられる財政運営をしているつもりでおりますので、そこら辺のご心配は、あまり過度な心配は要らないと思っておりますけれども、ご指摘のように、委託料という形もこれから結構増えて、いわゆる民間への委託、またはどこどこへの委託というようなことで、電算委託料等、そういうものがかさんでいくだろうと思っています。

あとは、ご質問にはありませんでしたが、非常にこれから大きく心配なのは他会計への繰出金です。下水と上水道への繰出金も工面していかなければならないと思っています。そこら辺を踏まえて、財政運営の財政計画を立てているつもりですので、一つご理解をいただければと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは、続いて款別の質疑に入ります。歳出から質疑を行います。最初に第1款議会費、予算書41ページから43ページ。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

進行いたします。

次に、第2款総務費、予算書43ページから74ページ、質疑のある方はおられますか。

瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。別冊2の6ページ、ふるさと納税事業費の関係をお伺いします。

まず、手数料の関係をお伺いします。令和3年、令和4年度と予算の関係を見ていきますと、寄付金が多くなるので報奨品がアップしてくるのですが、それに対して郵便や手数料の変動はあるものの、その下の支援業務委託は報奨品の上がるパーセンテージとほぼ同率だったと思います。令和5年度に関しては、少しこの支援業務委託のパーセンテージが高いように見受けますが、寄付金額が増額することによって、この業務委託の支払いの率が見直されたということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。ご質問の内容は、支援業務委託でよろしいですか。支援業務委託につきましては、カンマッセにお支払いしているものが主なものになります。

質問の趣旨と少し変わってくるのですが、実は来年度は、少しこの支援業務の委託の形を見直しさせていただき予定にしております。カンマッセに全委託のような形で今年度まではお願いをしてきたわけですが、来年度につきましては一部直営で町がやっているということですので。

どうやって分けるかといいますと、令和3年に霜被害リンゴということでJAのマル特りんごがだいぶ好評でご寄付を頂きました。令和4年は、それに対する感謝りんごという名前で、このマル特りんごを返礼品にしてきたわけですが、JAのマル特は非常に好評で、かなりの多くのご寄付を頂いています。これを切り分けて町直営でやらせていただこうと思っております。この分は町の直営になりますので、どちらかという委託料は下がっていく

ということで今は考えております。委託料が下がるということは基金に積み立てる金額が増えてくる。いろいろと町の財政に少し余裕が出てきますので、それでいろいろな事業がまたできていくと。そのようなことを少し考えております。

カンマッセには、いろいろとふるさと納税の関係をここまで引っ張ってきていただいて大変感謝していますが、このマル特はかなりの量が出ているものですから、急激に件数が増えてきて、なかなかカンマッセでも対応が難しいというところがあります。

町とすれば、ふるさと納税は大変重要な財源になってきていますので、来年の当初予算5億円と計上しておりますけれども、これを8億円なり10億円なりといった目標を立てて、伸ばしていきたいと思っております。そうすると、さらに件数自体も増えてくるわけですから、ますますカンマッセで対応が厳しいという状況になってくると。そんな中で、今のこの委託という形も少し見直しをさせていただきました。

当初申し上げたとおり、ご質問の趣旨とは違うかもしれないのですが、JAのマル特に関しては町直営でやらせていただいて、それ以外のものについては、今までどおりカンマッセでやっていただく。特にカンマッセの委託料率を下げたりということはしておりません。マル特に関しても、一部、寄付金の受領の証明書を送っていただくということはカンマッセにやっていただく予定です。コールセンターの業務などもお願いしていく予定です。マル特の一部、2～3%程度になると思いますけれども、カンマッセに委託料として支払っていくという予定にしております。

ちなみに、来年度で言いますと、カンマッセにお支払いする委託料は5,100万円ほどを予定しております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） すみません。私の説明が悪くて。具体的に言うと、令和3年度当初予算から令和4年度に移動するときに、報奨品が1.95%で支援業務が1.92%アップしたという状態で、令和3年から4年は報償品が1.21%上がって委託業務も1.2%上がる。この令和5年に関しては、1.64%上がっているのですが支援業務委託が2.05%上がっているとい

うことで、少しパーセンテージが高くなっていました。今のご説明だと、直営なのでパーセンテージが下がるはずですが、このあたりの数字がまだ理解できていないので、教えていただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） すみません。説明も悪いところがあったかと思います。

当初予算では、今、お話ししたようなことがまだ決まっておらなかったもので、その関係もあって、少しこの支援業務の委託に関しては多めに計上しています。実情は、今お話ししましたように来年度はやっていくつもりですので、当初予算は少し多めに見てありますけれども、実際には下がっていく予定です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） ありがとうございます。

あとは、今年度もふるさと納税は好評ということで、それだけ多くの皆さんに返礼品が返るということは、やはり広がり多いという意味で、飯綱町のりんごのブランド力向上やブランド力の維持という意味でも、毎回聞いてしまうのですがクレームの発生率です。令和3年は2万7,562件中64件で0.2～0.3%、町が介入した大きなクレームが20件ということでしたが、令和4年度の現在の時点でのクレームの発生率を教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。本年度、寄付額でご説明申し上げましたとおり6億7,000万円ほどを予定しております。寄付件数では6万5,000件ほどになってくるかと思います。

クレームですけれども、今のところですが、返礼品の不具合といったものが66件です。輸送中の事故、これはヤマト運輸にお願いしている部分ですけれども、これが33件で合わせて99件、約100件のクレームが発生しております。

大きなクレームというのは、大体カンマッセで対応していただいているのですけれども、町が介入してやっているものは10件に満たない件数程度です。カンマッセに非常によく対応していただいています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） もう一点ですが、今、楽天に出ている「サンふじ訳あり光センサー糖度保証5キロ7,000円」というものを拝見したのですが、そのレビューは713件入っております。きっとレビューを書くというのは、自分の期待よりすごく高かったか、自分の期待より低かったかのどちらか二極化するもので皆さん感想を書くと思うのですが、その713件中4点から5点を付けた方が627件、その中には、例えば、色付きが悪かったり形も変だったりするけれども味がとても良かったという内容で、恐らくこの次に買う人のために、皆さん写真を添付してレビューを書いているらしいです。

その中で、1点、2点が付いたものは56件、パーセンテージにすると7.8%です。その理由は、やはり見た目などは皆さん理解して買っているけれども、光センサーで糖度が保証されていると思ったけれども味が良くないというクレームが多かったということで、令和5年度はどのように品質を保持していく計画か、教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大事なお指摘です。必ずクレームはあるのですが。実はこの間、私もりんご農家の一人ですので、果樹研究会のようなところでふるさと納税の話が出たのですが、やはり糖度が14を割っているりんごを出したらいけないというご意見をお聞きしました。やはり人間は、食べて蜜のないりんごも残念だと思えるかもしれないけれども、糖度が低いというのはとにかくおいしくない、まずい。そこら辺は十分に注意してやってほしいというお話を聞きました。

光センサーで、どの程度の糖度以上をピックアップしているのか。その基準もしっかり打ち合わせをさせていただいて、見てくれはあまりぐっとこないけれども、とにかく甘さ

でおいしいと感じてもらいりんごを発送するように心がけていきたいと思います。それは、お米についても、その他の野菜についても同じです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。予算書の56ページをお願いします。コミュニティ助成事業で520万円とあります。コミュニティをサポートしていく予算だと思うのですが、このほかにも、集落創生事業のお金などがあると思います。

最近、新たな住民というか、そういう方々からよく質問されるのですが、区・組の負担金はどうしてこんなに高いのかと聞かれることが多いです。そんなときに私は、必ず総会などがあるから、そういうところ出席して、内情を把握してからそういう質問をしてもらえるとありがたいという話をします。地域によって、区・組費の上下があると思います。ある地区は仮に1万円とすれば、ほかの地区では1万5,000円といった開きがあると思います。

新規参入者に対して、飯綱町全体のコミュニティの個々の、平均値とは言わないのですが、ある程度の一覧表みたいなものをお示しして説明することも大事ではないかと思うのですが、役場としては、そういったコミュニティの区費・組費の把握はできているのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 新しい住民の方に区費・組費の金額が非常に高いというような不平が出ているというお話でしたが、確かに転入者の方からそういったお話を聞いております。移住相談があるときには、事前にこちらで調べて、区費・組費は幾らぐらいですよという連絡はしております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○12番（大川憲明） すみません。予算書の64ページの国際友好交流事業の件です。これは、今はどこを相手にして国際交流をやっているのですか。今も中華人民共和国ですか。

もしそうなら、現在、中国は沖縄のほうの尖閣諸島の辺で、日本人が漁もできないほど軍艦みたいなものが来て、日本の場合あそこに行っているのは軍隊ではなくて、いつも入るのは海上自衛隊ではなくて、海上あれがやっているわけです。だから大きさも違う。万が一戦争になれば、日本の国へミサイルを撃ち込んでくるのではないかとされている国と、なぜいまだに日中友好協会。確かに金額は102万1,000円だけれども。私は、前から言っていますが、これは必要ないのではないかと。日本人と中国人では、国に対するものの考え方がまるで違うのですから、そうなったときに、確かに貿易を考えたときには日中友好は大事かもしれない。そのときは商取引の問題だけでやっていけばいいので、この友好は何のためにやっているのかと。どこかの地域とやるならいいけれども、そうでないならやる必要はないと私は思います。

今、議長は日中友好協会の会費を払っていますか。私は議長をやっているときに、自分の報酬から年に6,000円を払ったと思います。そういうことまでやって、これをやる必要があるのか。それで、何をやっているのか全然分からないのです。ここに委託費で61万円ぐらい見てありますが、実際に何をやっているのか。会費は払うけれども、しっかりとそういうことをやらないと変なような気がします。昔は確かにやっていたのを知っていて、いろいろ話を聞いていたから分かっていたけれども、この頃は全然分からなくなりましたので、お聞きします。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、国際友好交流事業の関係ですが、今、議員からご質問のあった日中の関係につきましては、日中友好協会という民間の協会に対する補助金ということで3万円を予算計上しています。

そのほかですが、この業務委託の関係につきましては、今年度、包括連携協定を締結してスイス関連で国際交流を進めていきたいということで、前回、包括連携協定を結んだア

ンドレさんに、こちらのほうへ来ていただいて、いろいろなアドバイスをいただきたいということで、業務委託料で61万6,000円を計上しています。

そのほかですが、連携中枢都市圏の関係で、多文化共生ということで、飯綱町に住んでいる外国の方が日本語を学べるような、こちらに住む外国人の方に日本の生活に慣れていただくような事業について予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の8ページをお願いします。下段ですが、DXが始まるということで喜ばしいことだと思うのですが、事業概要の中に、デジタル人材育成の実施で1,664万1,000円とあります。この対象は誰なのか。そして、事業内容をもう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。DX関係のデジタル人材育成推進委員につきましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業で、今、補助金の申請をしているものです。

対象は、小中学生の児童生徒を対象に、特徴あるデジタル教育を目指すということで進めていきたい事業です。

具体的な内容ですが、デジタル教材を使って、それぞれの学校の授業において、町ならではの特徴あるデジタル教育を目指すということと、あとは、デジタルを使って単元内容の理解の促進や、プログラミング的な思考を身に付けて物事を論理的に考える力を学ぶといった内容で、進めていきたいと考えております。

具体的にどのようなことを行うのかということにつきましては、詳細は学校とさらに詰めていくような形になりますけれども、国に出した計画では、例えば、小学校の体育の時間に、マット運動や跳び箱などの運動の際に、体の動きをカメラで記録して、お手本と重ね合わせることによって自分の動きを客観的に観察して、分析、修正するといった力を養

うこと。あとは、2年生の算数の授業で九九を習うのですが、九九の仕組みを理解するサポート教材として、今、学校に既に配備されているマイクロビットというものがあるのですが、それを使って九九を覚えてもらうといった勉強をするようなことも考えております。ほかにも特徴あるものとする、3年生でアサガオを栽培するのですが、そういった植物栽培の観察をデジタルでサポートするというので、気温や温度、水分量、日照などをセンシングして、児童がそれぞれ持っている iPad と自動連携しながら、センシングデータと LPWA の通信を使って、デジタルの植物観察日記を作成するといったものを検討しているところです。

詳細については、学校や教育委員会と細かな打ち合わせをしていく予定です。

計上額につきましては、デジタル活用事業ということで約 1,450 万円、それらデジタル活用をしているということを外に発信するための情報発信費として約 200 万円を予算計上しているところです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。青山議員。

○5番（青山弘） 5番、青山弘です。今、デジタルの話が出たので、本当は総務のところでおっしゃっていたのですが、少し質問します。

デジタル田園都市国家構想基本方針というものがあって、要はデジタル化の推進ということで、このお金を使いなさいということですが、頂いた提案説明書の中で、これがどの金額だということが拾えずに、分かりません。今言ったデジタル田園都市国家構想基本方針の仕事がどれか分からないので、そこを少し説明していただけないか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） デジタル関係の業務はいろいろとあるのですが、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を使っているものの事業とすると、今、説明をしました議案の提案説明書8ページの下段のデジタル人材育成の実施1,664万1,000円がまず一つです。

もう一つデジタル田園都市国家構想推進交付金の計画を国に上げておりました、これは町長のあいさつの中にもありましたが、議案の提案説明書の12ページ中段のところに、廃校を活用した地域交流促進事業の中のいいづなコネクト EAST 3 階整備関係費ということで1億553万円を計上しております。これについては、デジタル田園都市国家構想推進交付金のテレワークタイプの補助金を使っておりました、事業費が9,000万円、工事費の部分についてデジタル田園都市国家構想推進交付金の計画を上げているところです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 石川です。提案説明書の9ページをお願いします。下段のiバス運行事業ですが、iバス運行費補助で8,285万6,000円、iバスコネクト運行費で400万円ほど支出しております。

乗客が少ないバスを走らせてもつたいないという住民の声を耳にするのですが、そうは言っても地域の交通ですから、なくすわけにはいかないと思います。そんな中で、利便性をもう少し向上していくためにオンデマンドの回数を増やすとか、今はゼロエミッションの時代ですから、電動自転車を町で整備するということも交通政策としては考えられると思います。全体的な町の考え方をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 全体的なということですので私からお答え申し上げます。細部については担当課長から申し上げたいと思います。

私は、少し議員と考えを異にしております。町が生き残っていくために、なくてはならないものの一つに公共交通を挙げています。それは、飯綱町だけの地域内交通と、長野市やその他の市町村に行く地域間交通、これを確保しておかないと町の繁栄は絶対にあり得ないと思っております。

したがって、今、なかなか利用していただけないのは、おっしゃるとおり、まだまだ利用方法、運行方法を検討する余地が多分にあるのではないかと考えております。実は、令和4年度は5回も地域公共交通の推進協議会を開催しました。そこには、事業者や陸運事務所など、いろいろな関係者が集まります。

先般、大川議員から質問がありました。長野市で一杯頂いて、夜10時頃牟礼駅に着いて、タクシーを呼びたくてもタクシーがないと。私は協議会の議長なので、事業者に一体どうしてタクシーがないのかと振りまいたら、人手はないし、いつ乗ってもらえるか分からないしという非常に暗い先のないようなお話でした。

では、一体どうやって、やりがいがあって、みんなが利用しやすいような体系と運行を実施していけばいいのか。究極的には、AIが24時間好きなように動いていて、そしてスマホで今ここにいるからとやれば10分足らずで行けるようなシステムにでもなれば、皆さん楽に使っていただけるかもしれません。私は、大きな意味では、タクシー、バス、または鉄路をやっている事業者と行政が、やはり大きな一つの組織なり会社をつくるなりして、危険を分散するような形で維持、推進を図っていかないと、一つの事業者に頑張ってもらっても限界に近づいているという強い危機感を持っています。

その中で、今おっしゃったことについても、バスの利用については、呼びやすく、タクシー代わりに使えるようなシステムをこの間お認めいただきましたもので、皆さんに使いやすく、また、大変ご要望のあった土日の飯綱病院への運行等々も含めて、かなり改善した形で、まず、サービスの提供ができるのではないかと考えています。

それでも、私はよく言うのですが、バス代をタダにしてもお客さんが増えるかといったなかなか難しいのが現状だと思っています。でも、精いっぱい利用しやすい公共交通を目指していきたいと。これが基本方針です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。別冊2の8ページ、先ほども出ていましたがDX推進費の中で、公共施設予約システムの導入に関して2点お伺いします。

1点目は、以前にも全協の中でお聞きしたかと思うのですが、公共施設、今度はオンラインで予約ができるというシステムだと思いますが、この予約の優先順位の整理をされているかどうか。例えば、現状では B&G の予約をしたいときには、部活動やジュニアのチーム、住民グループの皆さんがオープンする1時間前からみんなで並んで、今は先着順に入っているという状況です。このあたりの優先順位の付け方が必要かと思いますが、その整理をされているかということが1点です。

2点目は、オンラインで予約ができるようになると予約の利便性は高まりますが、例えば直前になってのドタキャン、当日に来なかったというノーショウ、そういった可能性も高まるのではないかと思います。そうすると、指定管理に出しているような施設は、利用効率にかなり影響が出るのではないかと考えています。

他の市町村では、キャンセルポリシーをしっかりと作っているところがあります。それは、例えば金銭的に何か徴収するのではなくて、次回予約をするときにペナルティがかかる。ドタキャン、ノーショウだった場合には、その団体は1カ月、2カ月は予約ができないといったようなキャンセルポリシー、ペナルティをかけているという自治体もあります。そのあたりは何か検討されているかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、DX の関係の公共施設予約システムの概要を説明させていただきますと、町内の13施設、63室をオンラインで予約できるようなシステムを導入していきたいと考えております。具体的には、施設の空き状況や予約の受付、減免といったものができるようなシステムです。

今、瀧野議員から、2点課題として出していただきました団体の優先順位の関係や、キャンセルした場合にどういうふうに対応していくのかについては、これはDXの推進というよりは、今、やはり町で全体的に考えている課題で、現在もキャンセルが突然されて非常

に指定管理者が困っているとか、本来使いたい人が使えなくなってしまうような状況です。

この優先順位の関係については、地元の体育協会などいろいろな団体がありますので、そういったものについては教育委員会と相談しながら、しっかりと地元のチームの皆さんに迷惑がかからないようなことを考えていきたいと思っております。

キャンセルポリシーの関係については、実際に、指定管理者のほうで、そういうことをしていきたいという話が町に来ております。それについては、指定管理施設であれば指定管理者と、町が直営でやっているものについては町で、これからしっかりと検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の12ページ、しごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業の中に、地域力創造アドバイザー委託業務とあります。これは来年度から新規となっていますけれども、もう内定されている方がいたら、その方のプロフィールと、実際どんな活動をされていくのか、少しお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、この地域力創造アドバイザー制度ですが、これは総務省の事業で、外部の専門家を呼んできて地域力を高めていくという事業です。全額特別交付税、10分の10措置される事業です。条件としては、総務省で認められているアドバイザーの中から、町にとって必要な方を招聘するような形です。

今、具体的に考えているアドバイザーは瀧内貫先生です。この瀧内先生は、地域づくり人材の育成・教育、地域資源を活用した地域経済循環、関係人口の創出・拡大といったものを分野としております。瀧内先生の経歴ですが、長野県在住の方で、株式会社コトトという会社の代表取締役です。昨年3月までは、長野県立大学のソーシャル・イノベーション創出センターの地域コーディネーターを行なったり、県立大学のグローバルマネジメン

ト学部の非常勤講師等をされておりまして、長野県内でもまちづくりの関係で一生懸命動いている方です。実際に、飯綱町でも今年度の若者会議の関係のコーディネートも依頼をしております。

具体的に、この地域力創造アドバイザーを委託して、これからどんなことを町がやっていくかということですが、今、飯綱町では、住民の皆さんが新たにグループをつくって、まちづくりを進めようという人たちが非常に増えてきています。ただ、その人たちが個々にやっているだけということが少しありますので、もう少しそういう団体の皆さんが連携して、点と点で動いている人たちを線でつないで町の活性化を住民と協働で進めていきたいという思いがあります。

具体的には、町内のまちづくり団体や若者を巻き込んで、仮称ですが、まちづくり会議というようなものを開催して、個々で行っている取組の情報共有、連携を図りながら、まちづくりについて考える場としていきたいと。

具体的には、来年度につきましては現状把握を中心に行いたいと考えておりまして、まちづくり団体等のヒアリングやフィールドワーク、まちづくり団体等を集めた話し合いを行っていききたいと考えております。

将来的には、将来の飯綱町の目指す姿を飯綱未来ビジョンというような形にまとめて、協働のまちづくりや町の活性化を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口です。地域おこし協力隊の関係でお聞きしたいのですが、12ページ、13ページ、あるいは関連性があるようなページでは33ページです。

地方公共団体にとってみれば、国の制度である地域おこし協力隊制度は非常に有効であり、各自治体でも多く募集をしているのですが、なかなか集まりにくいというのが実態のようです。

飯綱町におきましても、ごめんなさい、どこに何人いるのか分かっていないのですが、例えばこの12ページの一番下、地域おこし協力隊活動費5名、現役3名で新規2名、それ

から次の 13 ページには 1 人の個人名が出ております。33 ページの一番下には、農業支援活動、4 月現在 5 名を予定と書いてあります。現在何人いて、この 4 月には全体で何人採用になるのか。この間の『いづな通信』では、お一人の方が残念ながら 3 年たたないでお辞めになるような事情があるようですが、その辺の状況。

募集は多ければ多いほうがいいと思いますが、飯綱町にとってみれば、その方々に町の中に移住して永住していただくということが一番いいのしょうけれども。募集、採用の状況、それから今後どういうふうに、おいでいただけるのならば多くおいでいただくという考えがあるのかどうか、その辺も含めてお答えいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、地域おこし協力隊につきましては、現在、企画課の関係が 5 名、産業観光課の関係が 6 名で計 11 名です。来年度予算を計上している新規の隊員につきましては、企画課の関係では 2 名の隊員の採用について予算計上しています。

具体的な内容は、1 人は、先ほどのいづなコネクットの 3 階を改修して、これからサテライトオフィスに入っていただくようなものにしていきたいと考えているのですが、その企業誘致や仕事づくりといったものを進めていただく隊員を採用していきたいと考えております。EAST の 3 階にサテライトオフィスが入るスペースと、あともう一つ、テレワーカーの皆さんに働いてもらうようなスペースをつくっていきたいと考えておりまして、テレワーカーの養成やテレワーク組織の立ち上げ、テレワークの仕事を外から取ってくるようなテレワーク支援をする隊員を採用していきたいということで、予算計上をしています。企画課の関係は以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課の関係の地域おこし協力隊の方ですが、先ほど現在6名というお話がありましたけれども、農政係の担当で5名、商工観光の関係で1名となっています。

農政の関係の1名が本年度末でご退任ということになっておりますけれども、新年度はその方の代わりにの方を募集していきたいと思っておりますし、もう1名、アップルミュージアムでりんごに特化した情報発信をお願いしてまいりたいと考えています。新年度はトータルで7名にしていきたいと考えています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の16ページをお願いします。上段の住民基本台帳費のマイナンバーカード業務委託料550万円とあります。2月でキャンペーンは打ち切られたわけですがけれども、町のカード申請者の達成率は何パーセントであったのか。それと今後、マイナンバーカード未申請の方への対応をどうされていくのか、聞かせてください。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。まずは、来年度の予算の150万円ですが、マイナンバーカードは年度が変わっても申請、交付手続きがありますので、そちらの人件費として計上しています。会計年度職員ということでお願いすることとしております。また、町内の郵便局に、申請受付の業務の委託ということも引き続きやっていきたいと思っております。議員が言われたとおり、この2月いっぱいマイナポイントが付く申請は終わりということですが、マイナンバーカード自体の普及は、国で言えば年度内、年度以降、100%になるまで続くということですので、引き続き申請を受け付けていくということです。

現在の普及率は、先週の数字で、正確な数字ではなくて申し訳ないのですがパーセントでは、交付申請に来たのは67%に達しています。2月の終わりに駆け込みがすごくありましたので、1日に何十人も、百単位までは行きませんが、終わりの3日間ぐらいでだ

いぶ来ております。その分を入れれば7割近くまで申請は行ったのではないかと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） このマイナンバーに限っては、DXの推進交付金にも影響するという話を聞いていたのですが、弊害はなかったという認識でよろしいですか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） デジタル田園都市国家構想推進交付金の関係で、採択されるか、されないかのときにポイントで採択・不採択が決まってくるのですが、そのときにマイナンバーカードの申請率によりポイントが加算されることになっています。

まず、テレワークタイプの補助金については、12月末の申請率でポイントが付く・付かないというものがあり、通常のデジタル田園都市国家構想推進交付金、先ほどのデジタル人材の教育は1月末現在の申請率でポイントになるわけですが、両事業とも、国の平均の申請率よりも飯綱町の申請率は上回っておりましたので、ポイントが加点されている状況です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） ここで暫時休憩に入りたいと思います。10時25分に再開します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

進行いたします。次に、第3款民生費、予算書74ページから104ページ。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第4款衛生費、予算書105ページから118ページ。質疑のある方はおられますか。中島議員。

○6番（中島和子） 保健補導員の活用について、決算審査の折にもお聞きしましたが、市民の健康増進のため、地域の人々をつなぐ大切な役割を果たしてきた補導員ですが、人選が大変であり、時間に追われる生活の中、本来の地域に出て活動していただく仕事が難しくなっていることもあり、令和3年頃から制度の見直しが課題とされてきました。

そんな状況の中で、前回の回答では、アンケート実施も済んで検討段階であるとお聞きしました。何とか良い継続方法がないかと考えますが、その後、活動など方向性は出たのかお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） アンケートについては、区・組長さんにお配りし、結果については、今手元にございませませんが、補導員確保に苦慮しているとか、いなくても影響がないなど70%ぐらい、また区・組での影響もない状況のため、来年度を持って解散の方向で考えています。このことについては、全員協議会や区長組長会で説明してまいりますのでお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありますか。風間議員。

○8番（風間行男） 地球温暖化対策実行計画策定事業で委託料を計上しているが、意味はあるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 地球温暖化対策実行計画策定事業でございませますが、国は地球温暖化の対策ということで、いろいろと自治体のほうで計画を立てろということを書いておきます。

うちの町につきましては、地球温暖化対策の実行計画というものが既にあります。そこらは2種類に分かれておりまして、1つは事務事業編ということで、自分の役所の中の地球温暖化に対する事業をどう計画的に進めていくかが、まず1点あります。そこらは毎年公表しておりますが、電気を小まめに消したり、燃料を抑えるということで、既に計画と結果を公表しております。もう一点は事務事業ではなく、実際に地域全体の温暖化対策に対する事業を計画しろというものがありません。

また、町には、新エネルギービジョンという町全体の環境、再生エネルギーの方向性をどうしていくかというものがありませんけれども、国では、そちらの区域の再エネに対するエネルギーの実行計画を早急に作れということで、こちらの事業の中でそれを策定していきたいと思っております。

今年度、4年度の事業につきましては、既に町民と事業者からアンケートをいただいて、どのように進めていくのがいいか、今、町民意識の集計をしております。それに基づき、来年度、令和5年度につきましては、実際の計画を立てるといったことで、委託料として策定の経費を載せているといった内容です。こちらは、国全体が地球温暖化対策ということで実行してもらいたいという指針を出しておりますので、町の新エネルギービジョンと併せて、一本化させて作っていききたいといった内容です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） ですから、この事業をやってどれだけの効果があったのか、その辺もお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 効果はこれからという話になりますので、できるだけどのようなことを町民事業としてお願いしていくか。また、新エネルギービジョンもありますので、どんな流れで行くかをこれから策定させていただきます。それを具体化した計画を町民にお示しして、どれだけ効果があるのかという形になろうかと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 昨年度もこの予算があって、昨年度はどのような状況でしたか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 昨年度というか令和4年度ですが、今年度は先ほど申し上げたとおり、町民と事業者へアンケートをしたものの集計を行っている最中です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） これは継続になっているけれども、今の説明を聞くと、今年度から始まる事業ということですが、前年度はどうだったかと聞いているのですが。前年度はなかったのですか。継続になっているけれども、今年度は新規ですか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 少し年度が交錯しておりまして、言い方もまずかったと思います。

こちらは令和4年度、今年度からの事業ですので、令和4年度には340万円ほど、そちらのアンケート事業ということで盛り込ませていただき、来年度は実務的に計画を作るということで、386万1,000円になりますが、そちらを計上しているということです。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 継続になっているから、4年度の事業についてはどう評価されているかお伺いしているのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 今年度、4年度につきましては、町民と事業者へ温暖化対策に対する意識調査と、どんなことをしていきたいかといったアンケートの集計をしている

最中でして、1月ぐらいにそのアンケートの回収ができておりますので、年度内に住民のご意向の中身を整理した結果を出すといった形になります。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） そうすると、4年度に計画をするのに、アンケートだけで三百何十万円という予算が必要だったのでしょうか。それで今年度は350万円と、10万円ほど多いという説明ですが、アンケートのみでそれだけ必要だったのかどうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 今年度の予算の関係になりますけれども、こちらは先ほど言いましたとおり、国から示されている実行計画の策定と町の新エネルギービジョンという2本立てのいろいろな中身のアンケートを出しまして、一応、企画と一緒にやっておりますが、こちらは自分たちでやるというよりも業務委託に出しますので、そちらの入札の結果として340万円が一番安かったということです。こちらのアンケート集計の費用ということで340万円です。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 今の新エネルギーの関係の話がありましたので、企画課からも少しお答えいたしますと、国の脱炭素の関係の補助事業というものがあまして、例えばそれにつきましては、公共施設の屋根の太陽光パネルの設置や個人住宅への太陽光パネル、蓄電池への補助、EVの購入費に対して国の脱炭素の補助があるのですが、その補助金を受けるためには、この地球温暖化対策実行計画が必須ですので、まず来年度はこの地球温暖化対策実行計画を策定して、それから町で本格的に脱炭素に向けて事業を展開していきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありますか。青山議員。

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。提案説明書の別冊2の21ページ上段をお願いします。北部衛生施設組合の負担金の話ですが、これは分担金の見直しで令和4年は随分負担金が上がりました。そして、令和5年は見てもらったとおり、955万円と前年比で随分下がっているわけです。これを見ると計画どおりに進んでいないようにも見えるのですが、この理由の説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。来年度の北部衛生の負担金ですが、こちらの議会で説明しましたとおり、算定の中身は変わっておりません。変えた中身です。

うちで言いますと、来年度は955万5,000円で、今年度より減少しておりますが、そちらの理由につきましては、最初に計画していたのが北部衛生施設組合の正規職員が3名おりますけれども、こちらの3名分を解散して、要は退職をさせる形になりますので、その場合に今まで加入していた退職者給付金の関係、退職金ですが、そちらの関係の積立金が不足するというので2,000万円ほどありました。ただし、今年度に入って、職員をどう整理するかといった中で、飯綱町と信濃町に身分継承をするという方針が固まりましたので、一時的に北部衛生施設組合として退職金の積み立てで不足する分の補填がなくなりました。信濃町や飯綱町の職員として継続するようになりましたので、その一時的な不足金の支払いがなくなったということで、令和5年度からは、信濃町と飯綱町のそれぞれにそちらの経費分がかからないということで減額になっております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） これは今年だけではなくて、最初に予定していた令和8年に施設を解体するという基金の積立てを2,300万円ほどやっていたのを、1,300万円ずつ毎年やればよいということによろしいのですか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。今、青山議員が言われたとおり、当初計画は職員の整理の退職金の一時金も入った基金の積立てということで、2,300万円ずつ積んでいくという計画でしたが、先ほど申し上げたとおり、職員の退職金の手当の一時金がなくなりましたので、その分は全体から経費がなくなり、基金の積立ての必要がなくなったということで、来年度以降、その部分は一切、基金積立、負担金はなしといったことになります。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第5款労働費、予算書の118ページから119ページです。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第6款農林水産業費、予算書の119ページから140ページです。質疑のある方はおられますか。原田議員。

○14番（原田幸長） 14番、原田です。提案説明書の31ページ、アシストスーツ購入補助ということでお聞きしたいのですが、3月1日の信濃毎日新聞に、大々的にこのアシストスーツ購入助成という言葉が載ってしまっていて、これはいい助成だということでだいぶ応募される方が多いのではないかと期待をしていたところです。一応、予算額が50万円ということで、このスーツの助成をする人数的には何人を予定しておられるのでしょうか。上限が5万円ということなので、10人分ということでしょうか。これを伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） パワーアシストスーツの購入補助ということで、今のところまだ制度設計は行っていないのですが、方向としまして、購入金額の3分の1で上限5万円を補助するというので10人を予定しておりますけれども、もし反響が多く、人数が増えるということであれば、また理事者と相談しながら予算の確保を行う中で、何とか要

望には応えていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。樋口議員。

○7番（樋口功） 7番、樋口です。先ほどの質問に関連ですが、ページ数で言うと議案説明書の31ページ、あるいはもとに戻して先ほどの話ですが、私が質問したのは、町にとって地域おこし協力隊は非常にありがたい制度です。

以前、私が一般質問で質問させていただいたときに、町長は集落創生事業については、地名で言うと牟礼や三水に1人ずつ協力隊員にお願いしてそれぞれの地域を担当して地域創生事業を進めたいという話だったのですが、今回1人だけです。実際のところ、地域協力隊員の応募が少なくてこういう状況になったのか、あるいはいたけれども、取りあえず1人をお願いして、その様子を見ながらまた今後考えていくというお考えなのか。要は、町が協力隊員について今後も仕事があるから、できればたくさん採用したいけれども、というところなのか、今のところはこれぐらいでいいという、その辺のお考えを、もちろん応募がなければ何もできないのですが、応募があつて、場合によっては条件として、例えば町に定住予定がないとか、どうも採用し切れないなど、そういうこともあると思うのですが、いずれにしてもほかの公共団体にとってみれば、地域おこし協力隊の人たちが少なくて困っている状況があるようですので、飯綱町の実態として、今の状況と今後どのようなお考えなのか、そこをもう一度お話しいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。具体的な集落支援のための地域おこし協力隊ですが、まず三水地区、牟礼地区がお1人ずつと、福井団地が非常に大きいところで、実質的に福井団地は事務局の方が常勤でいらっしゃいますので、願わくはその人を地域おこし協力隊という位置付けで国の支援をもらえる、交付税措置のあるような状況にしてあげて、3人体制で早めにスタートしたいと思っています。

当面、企画のほうに新しく1月からお勤めになった女性の地域おこし協力隊の方もいら

っしゃいますので、その人に当面は兼務してもらうような形を取って、具体的に進んでいきたいと思っています。

将来的には、もう一回、区や組の再編ということも大きな意味で考えたいと思っているのですが、三水地区ぐらいの単位は、これからまとめていく上では4つぐらいに分かれているのが非常にいいと思います。そこに1人ずつ集落支援の人を配置して、そして役場と密接な関係があって、時にはパソコンをやったりしていただけるような方がいいと思っています。また、牟礼地区は7つぐらいの大きな単位に分けることができないかと将来的には思っています。いずれにしても、開会のあいさつで申し上げたとおり、大きな課題の一つとして区や組の活性化を思っておりますので、取り組んでいきたいと思っています。

また、地域おこし協力隊全体の話になりますと、これは非常にうれしいのですが、交付税で見てあげているといっても、普通交付税だとなかなかどこにどう入っているのかというところがあるのですが、特別交付税はきちんとこちらで計算したとおりの金額が入っております。むしろ、そのとおりの金額をこちらから県へ請求しているのですから、当たり前と言えば当たり前ですが、バス事業についてもきちんと80%入ってきております。これは数字を見てびっくりしました。そういう有利な制度があるので、私はこれからの農業振興などは、うちの息子や娘を相手にしているのも大いにありがたいのですが、本当に農業に魅力を持って、農業に従事して、ここで生きていきたいという人たちが集まってきて、そういう人たちの一つの後継者としての存在というのも大きな力になるだろうと思っています。積極的な対応はしていきたいと基本的には思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。昨年度、コロナの支援金を使って町独自で。

○議長（渡邊千賀雄） ページ数は。

○13番（伊藤まゆみ） ごめんなさい、ページの的にはないのですが、農林水産業費の中で、一応11月末を締切りということで、町独自の支援金を農業関係者に出していただきました。少し集まりが悪いということで、12月末まで延ばしていただいて、一応予算額は受け取っ

ていただけたということをお聞きしています。

私も何人かに声を掛けさせていただいたのですが、大変好評でした。まだまだ燃料費、農薬代など、今、さまざまなものが値上がりをしていて、昨年度も一昨年の病害の影響もあって思ったほど収入が伸びなかったというお声もあったり、ご高齢になって反別を減らさなければならなくなってしまうという方もあったり、若い方も農業をやりたいけれども、なかなか厳しいという状況もお聞きしている中においては、やはり町独自の支援というものも、もう少し継続的にやっていっていただきたいと思います。

若い方たちも本当に何とかやっていきたいと思っておられる方たちもいるので、そういう人たちがしっかり根を張って、ここで生活基盤を整えて、ご結婚をされて子どもが増えていくという状況も、やはりこの町の発展のためには大変大きなものになっていくと考えますが、その点について、町長はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算を上げている基本的な考え方というご質問ですが、一般質問等でも農業関係についていろいろご質問をいただいております。そういう意味で、そこでしっかりやりとりをしたいと思っておりますけれども、せっかくの議員のご質問ですので、おっしゃるとおりだと思っております。

先ほどのふるさと納税の関係についても、実は予算では5億円を計上しておりますが、今年の実績で6億7,000万円です。町長、なぜ6億7,000万円あるのに、7億円編成するなら分かるけれども、1億7,000万円も減らしてどうしたのと、どなたかがおっしゃるかと思っておりました。予算規模がただ膨らんでいくのもあれですし、今年は5億円で去年は3億円で計上しました。

実質的には、今年度は8億円ぐらいを目指していこうというつもりで今やっているのですが、それを成し遂げるのは、やはりわが町の状況で言えば、農業、農産物です。しっかり第1次産業としての農業の堅持を図っていかないと、こんなに人気の出たりんごや米が

もう終わってしまいましたというのは、いささか何をやってたのかという思いがあります。そういう意味で農業に支援をしていきたいと思っておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、毎年かなりの支援をやっていただければありがたいと言うのですが、その財源と、先ほどもご質問がありましたけれども、国も恐らく交付税を減らしてくるでしょうし、人口も減れば税収も減るでしょう。

しかしながら、人が少なくなったから除雪する道は少なくしていいのかといえば、そうはいきません。なおさら丁寧に除雪してほしいという時代が来る中で、どうやって農業を堅持していけばいいのか。そういう意味でも、国や県と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。提案説明書の33ページ上段の6次産業化推進事業のオーダーメイドりんごジュース製作販売148万5,000円とあるのですが、これは継続ということですが、少し理解が及んでいなくて申し訳ないのですが、販売者は誰になるのでしょうか。そして、飯綱町のブランドというか、名前を付けた商品なのでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） オーダーメイドりんごジュースの関係ですが、先般、高坂りんごとブレンドしたりんごジュースを作りましたけれども、そのようなことを進めていきたいということで、販売者につきましては、振興公社のほうでお願いしていきたいと考えております。

機能性食品と今はまだ表示できないのですが、表示できるようにして、ブランド化を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） ということは、製造コストは町で負担して、収入は公社の収入という

ことになるのですか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 製造といたしますか、製造コストは振興公社が担うにしても、
どういうふうにとどのぐらいの割合でブレンドしていくかなど、サンプル商品の作製にお金を
をかけていくということです。製造委託にしていくということではなく、サンプル商品
を作るための委託といたしますか、ブレンドの仕方や量の割合なども検証して、オーダーメイ
ドリンドジュースの受注につなげていきたいということです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第7款商工費、予算書 141 ページから 147
ページです。質疑のある方はいらっしゃいますか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 提案説明書の 36 ページ、一般観光費の観光協会の補助金ですが、コ
ロナになって花火もやめたと聞いております。今、町の中心部で花火が上がっております
けれども、今までの大座法師池のところではもう今後上げないということをお伺いして
おります。花火の事業は民間企業から協賛金を頂いて、いわば官民の共催で行ってきた事業で
すが、非常に有益な事業かと思えます。なかなか民間事業者とそういったことでタイアップ
することもないので、できればそういった仕組みを継続して行ってほしいと思えます。

また、観光協会に至っては、旅行業の取得というものも一応方針の中ではあったと思う
のですが、現在どうなっているのか。アフターコロナを見据えた中で、観光協会の業務と
いたしますか、そういうものをもっと充実させてほしいと思うのですが、アフターコ
ロナを見据えての町長の観光協会に対する思いをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確か一般社団法人になりましたけれども、そのときに社団法人の会員

のメンバーというのがそこでいい意味ではっきりして、そういう人たちで設立して、基本的に独り立ちをしていく方向で観光協会は現状に至ってきていると思っています。

そういう点では、牟礼駅の関係のしなの鉄道の事務の受け口にもなってもらっておりますし、ありがたいと思っていますけれども、本来の観光ということについては、私はやはり理事長になるのか、観光協会長になるのか、そういう人たちのどういう方針でどういうことを売り出していくかという意味においては、少し検討が足りなかった面もあるのではないかというイメージは持っております。

ご存じのとおり、ここで2年ばかりが過ぎましたけれども、サンクゼールをお辞めになった常務が今、観光協会の会長をやっておられまして、ここでまた継続をして、退職をしたので少し時間ができたから観光協会でも取り組みたいこともいろいろあるので、議員がおっしゃったような内容について取り組んでいきたいと、この間、そのような方針について報告にみえました。非常にいろいろなケースを承知している方ですので、大きな意味では、どんな観光協会にしたいのか、その動きを注視していきたいと思っています。

補助金も440万円ほどと、昔に比べるとだいぶ花火の分だけ少なくなってきておりますけれども、町を挙げてのイベントというような取組もうれしいと思うのですが、今、花火などもどうすればいいのか検討をしているところだと思っています。いずれにしても、観光協会には観光において大事な部分を占めて活動をしてもらっていますので、一体になって相談に乗っていききたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第8款土木費、予算書147ページから156ページです。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第9款消防費、予算書の156ページから159ページです。質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。別冊 2 の 7 ページ中段です。各地区消防施設整備、火の見やぐらの撤去等と、消防団の小型動力ポンプ購入、積載車の購入ですが、これはどこの地区なのかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、各地区消防施設の整備の関係ですが、幾つかありまして、まず防火水槽の蓋掛けですが、これは奈良本地区を予定しております。あと、防火水槽の撤去ということで中峰地区を予定しております。火の見やぐらの撤去ですが 2 カ所ありまして、1 カ所は川西地区、もう一カ所は普光寺の婦人の家のところの火の見やぐらということで 2 カ所を予定しております。あと、詰め所の撤去、車庫の新設ということで、西黒川地区を予定しております。

各地区の消防施設整備については以上でして、あと小型動力ポンプと軽積載車ですが、これは古いところから順次、更新をしております、また各分団等と相談の上、決定していきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 10 款教育費、予算書の 160 ページから 198 ページです。質疑のある方はおられますか。中井議員。

○2 番（中井寿一） 2 番、中井寿一です。予算書の 192 ページのスポーツ推進委員会費について、昨年、私からいろいろ質問させていただきました。今年はこのスポーツ推進委員の方々はどのような活動を予定されているのか、教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。スポーツ推進委員につきましては、社会教育、社会体育等の法律の定め、また、町の条例、規則等により、推進委員の任務等が決まって

おります。スポーツの振興、その中に教室等の運営なども含まれると思いますけれども、そういったスポーツ振興のための企画運営等が主な業務になります。

社会体育の事業としましては、計画しておる内容につきましては、教室、大会等、令和4年度と一緒にですが、これでコロナも落ち着いてくるかと思しますので、コロナ禍前に戻り、各種教室、大会等の推進の一端を担っていただくということで計画をしております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一です。今おっしゃった内容についてですが、昨年と同じようにお聞きしたのですが、そのとき私は、実際問題として推進委員というのはソフトバレーボール大会を年に数回やっているのが主な仕事で、それ以外の仕事というのは、いろいろな大会などのお手伝いをするだけで、それで年間10万円も払うというのは、例えば実際にスポーツ少年団で指導者をされている方々の謝礼に比べると、はるかにもらい過ぎではないかという話をしました。ですから、仕事の内容としてはもう少し精査するといえますか、もっと根本的に振興できるような、単純にソフトバレーボール大会を開くだけでは振興に当たらないと思います。それなら外部に委託すればいいだけの話なので、もっとスポーツ振興に関わる、もっと町民の方がスポーツをしやすくなるような活動に変更してほしいと前回お願いしました。

そのときに私も言ったのですが、やらないのなら予算については認められないとはっきり言っていますので、もしこれが変わらないようでしたら、今回の予算については反対させていただきます。どうですか、変わらないのですか。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。予算に基づく事業につきましては、昨年と一緒にです。これから新しい年度を迎え、各スポーツ教室、大会等を推進していくようになりますので、そういったところで積極的に委員の皆さんに関わっていただき、新しい教室等が生まれることを、今年1年かけて委員の皆さんにもお話してきておりますので、具体的

にこの事業にこれだけの予算ということで事業を起こして予算は組み立てておりませんが、スポーツ教室や大会等の中でそういった活動をしていただきたいということで考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。中島議員。

○6番（中島和子） 教育委員会全般についてお聞きいたします。今、問題視されているヤングケアラーですが、確か令和3年6月の同僚議員の質問の中では、町の回答は、町ではそういう生徒は把握していないというご回答だったと思います。その後、調査はされているのかということと、スクールカウンセラーの方などもいろいろ見ていると思うのですが、高学年になると大変表面化しにくいということもありますので、それに近い状況はないかということと、早い対応が必要だと思っておりますので、状況の把握はしているかということをお聞きします。

もう一つ、これは教育委員会の範疇とは少しずれると思いますが、学校PTAについて、所属しないというのをどこかで耳にしたのですが、もし、飯綱町の学校にそういう保護者がいらっしゃることがあると子どもへの影響もあるのではないかと感じますが、その2点についてどのように把握されているかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。ヤングケアラーの關係に特化しまして回答させていただきますが、昨年、県の教育委員会が中心になり、全県、各小中学校、高校も入りますが、ヤングケアラーに関する調査が行われました。当然、飯綱町の小中学校も学校を通じて各児童生徒に調査を行ったわけですが、その中で幾つか項目がありまして、ヤングケアラーが疑われるような回答があったものに対しては追跡調査という形で、また県を通じ、各学校へその後どういう対応をしたか等も含め、現在対応しているところです。なかなかヤングケアラーといっても、低学年の子どもさんについてはそれ自体の意味すら分からないのですが、アンケートの中からそういうものが疑われるということで、追跡調

査等をお願いしているものです。

当町においても幾つかそういう事案がありましたが、先ほど申し上げたアンケートの中身といたしますか、ヤングケアラーと自己申告をしてのものではありませんので、学校等で教諭が再度確認をする中では、ヤングケアラーに該当しない内容だということで、飯綱町では現在、そのアンケートに基づく追跡を継続している者はありません。ただ、日頃、前回の答弁でもさせていただきましたが、一番身近におります教職員等がその辺を十分気を付けて日常生活を観察しておりますので、そういった中から少しでも疑われる者があれば、対応しているという状況です。

また、PTA ですが、議員がおっしゃるとおり、任意の団体ですので、直接教育委員会でどうこう言うものではありませんが、お話をお聞きする中では、町内の小中学校で PTA に加入されていない方は今のところいないという話は伺っております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。中島議員。

○6番（中島和子） 提案説明書の 51 ページですが、歴史ふれあい館の管理費です。新規の事業で計画と設計と合わせて約 1,000 万円の予算があるわけですが、町制 20 周年設立リニューアルを目標としてと書かれています。旧三水村の展示を充実させると先日の飯綱町予算の中にも大きく挙がっていました。かねてより三水地区の展示が少ないということもありましたが、旧三水村の展示を充実させるという点について、どのような町の模型作成をお考えか、お聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず歴史ふれあい館ですが、町制 20 周年に向け、計画的に現在進めているわけですけれども、令和 5 年度につきましては、そのリニューアルに向けた館内の展示物等を変えていく中で、最低限必要な工事等の委託料ということで 200 万円。それから、常設展示の改修ということで、町の模型製作で 819 万 3,000 円を計上しておりますが、この模型につきましては、現在、館の 3 階に旧牟礼村当時から使

っております模型があります。模型というのは地形図ですけれども、それが開館当時の牟礼村のみをかたどった模型になっておりますので、まずそれを飯綱町全体、三水地区も含めた模型の製作ということで800万円の計上です。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありませんか。清水議員。

○11番（清水満） 11番、清水です。私の考え方がおかしいのかは分かりませんが、別冊2の53ページ、議案書だと190ページの上段ですが、教えていただきたいと思ひます。給食共同調理場の関係になるわけですが、3点ほどお願いしたいと思ひます。

そこには「手づくりで安全・安心なおいしい給食」の提供と、まさに私はこのとおりだと思ひますけれども、今の時代、初めの「手づくりで」というところは、「機械で」と言ひると、聞いたニュアンスはあまり良くないわけですが、これらのことで1点目として、今の調理人の数は何人か。それと、この給食を食べている対象者が何人であるかということを一つお願いしませう。

それともう一つ、2点目ですが、今申し上げました「手づくりで安全・安心」ということですが、これは合併当初からの強い思いがあつてこういうことでやっておるのですが、私は給食を作る中で、手作りということになると包丁を持っていってみんなで切らなければいけない。そうすると、機械ではなくて大勢の人を雇わなければいけません。ですから、初めに調理人の数を教えてほしいと聞いたのですが、今はどうでしょうか。調理人の数が増えれば増えるほど危ないのではないかと思ひますが、どうでしょうか。そう思ひます。私はそれよりは、今、県などもやっていますが、県の学校給食等については、特別支援学校16校と農業大学校及び県庁食堂で低農薬有機野菜を調理して出しています。そのもとのほうが大事なのではないかと思ひております。調理ではなく素材が安全なものをまづ作っていただくことが大事ではないかと思ひております。

それと、3点目ですが、どうも1年間聞いておると、調理人の公募が有線でも年に何回もやっていることをよく聞いておると、少し聞いてみますと、手料理で包丁を使っていると、腱鞘炎になつて勤めていられないという話も聞いておると、子どもたちはい

いかもしれないけれども、それを作る皆さんが犠牲になった給食というものがいいのか。総合的に全体が良くなれないといいことは続かないということもあります。私は今いろいろなスーパーへ行ってもどこへ行っても、カットはカット野菜です。これはかなり数が多いです。何%かまでは調べてこなかったのですが、これはかなり多いです。カット野菜のほうが傷みは少ないそうです。それは、給食はすぐそこで調理をするからそれは問題ないと思うのですが、鋭い刃物で切断すると料理をしてもおいしかったり、繊維を傷めないなど、いろいろなことがあるそうです。

そういう面で行くと、うんと思いがあって教育委員会を説得させるのは大変だと思いますけれども、ぼちぼち調理人のそういうものや有機野菜を休耕田で作っていただいて出すなど、そういうレベルにこれからは行かないといけないのではないかと思います。その辺のお考えと、その3点をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。まず議員のご質問でありました調理員の数ですが、現在、本当は14人欲しいところですが、今2人欠員していて12名体制です。足りない部分は毎日ではないですが臨時で来ていただく、そういう代替えで何とかやりくりしている状態です。

食数に関しましては、小中学校3校の児童生徒数で約700食、そこに教職員が入りますので、約800食を毎日作っております。

議員がおっしゃる手作りでということの意味ですが、何でもかんでも、例えば皮むきや切ることから全部包丁で切ることを指して「手づくり」と言っているわけではありません。ここで言う「手づくり」というのは、例えば、子どもの好きなベスト3のおかずでいくと、唐揚げやハンバーグやカレーなど、長野県でいくとキムタクご飯などがあるのですが、そういう食品を、私も長野県外や長野市の給食などを食べてきましたが、やはり食数の多いところは冷凍食品や出来合いのものを使うわけです。けれども、飯綱町の場合はそういっ

たハンバーグなども全部手作りだという、そういう意味です。ですから、出来合いのものや冷凍食品を使うのではなく、唐揚げも全部鶏肉を調味して、それから調理して出来たてのものを出すという、そういう意味の手作りです。

議員がおっしゃるとおり、調理員さんの負担を減らすという意味では、機械を使って切ることはもちろん考えております。実は、飯綱町にも野菜裁断機があって、人員が足りなくて皆さんの負担になるから機械を使ったらどうだと、いつか使ったりもしたのですが、結局調理員さんが言うには、機械を使うと後の機械の洗浄などにすごく時間を取られて、だったら手でやったほうが早いということでした。そこで今年度、実際に調理員さんたちにもいろいろなところへ視察に行っていて、洗浄や後片付けも簡単で、多少形が不ぞろいでも裁断できるような、そういう最新型の機械を購入して使うことになっています。そういう意味で、この「手づくりで」というのは、何でも手作業でやるという意味ではないということをご理解いただけたらと思います。

調理員さんに関しては、やはり立ち仕事になりますので、なかなか大変な仕事ですけれども、中にはもう20年来ずっと勤めてくださった方がお辞めになったり、一方で新しい方も入ってきてくださっています。議員がおっしゃるとおり、調理員さんの働き方改革といったものも進めながら、本当に心のこもった給食が出せるようにこれからもやっていきたいと思っています。

一応、これで3点の答えになったでしょうか。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ここで暫時休憩を取ります。11時40分から再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費について質疑ありますか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。説明書の53ページの一番上段なのですが、私も以前、質問したことがあるのですが、安心して働ける職場づくりから考えると、パートタイムで

はなくフルタイムのほうが働きやすいのではないかと。時間が1日どのくらい違うかという、15分の差でパートとフルタイムの区別がされるのだという話を聞いているのですが、できれば、このフルタイムで任用していただけるなら、安心して働けると思うのです。

また、調理員の方にお伺いしたところ、更新の時にすごく不安になると。採用してもらえないか不安で仕方ないと。そういう不安をなくすためにも、長期お勤めを願えるような努力をするよう予算編成できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは調理員に限らず、役場の正職員という名の付く人については、定められた決まりにのっとり実施をしています。今の任期付会計年度任用職員についてはフルタイムとパート、パートでないと駄目という方ももちろんいらっしゃるのですが、それはそれでよろしいのですが。細かいことを言いますと、フルタイムとパートということになると、予算的な支出の問題が出てくるのが一つ大きな点としてあります。今は、単なる臨時職員と呼んでいた時代に比べると、会計年度任用職員という呼び方がいいのか分かりませんが、退職金から共済年金から全部かかってくる。したがって清水議員が心配したような金額にどんどん人件費が増してくるので、その辺は、ぜひ国としてもある意味では考えてほしいところなのです。「待遇を改善しろ、そして財源は自分で見つけろ」ということでは、非常に苦勞しているのは各自治体だと思います。

ただ、議員がおっしゃるとおり、どなたでも勤める人の側に立てば、有利なほうの勤務条件、労働条件といったものを整備してあげることが私ども理事者の務めだと思っております。できる限り現場の声を吸い上げて、希望に沿う形の雇用を進めていきたいと。毎年更新というのもありますが、5年間くらいはそのままいきますから、そういった点もありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、町長が町全体のことについて述べられましたので、私は学校給食の調理員に関して少し補足させていただきたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、これは国全体の問題として、非正規雇用ではなく正規労働者を増やしていくというのは、大きな課題であり必要だと思うのですが、共同調理場の調理員について一つ問題になるのが、夏休みや春休みの長期休業があることです。給食を作らない時に、もし正規職員として雇う場合、その人たちにどういった仕事をしてもらうのか、例えば、研修やそういったものもあるのですが、毎日研修ということはできないので、調理員仕事以外のことを、例えば、その期間だけ町の何か別の仕事をしてもらうのかとか、そういった課題がいろいろ出てまいります。ですので、今の段階では会計年度任用職員で、できるだけその待遇を少しでも改善できるようにということなのですが、それも含めて町全体でということになるのは、またさらに一段階上の課題かと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 11 款災害復旧費から第 14 款予備費まで、予算書の 198 ページから 200 ページです。質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、地方自治法施行令第 144 条による予算に関する説明書、予算書 201 ページから 208 ページまで。質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳出の質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑を行います。

第 1 款町税から第 22 款町債まで、予算書の 18 ページから 40 ページです。質疑のある方はおられますか。樋口議員。

○7 番（樋口功） 樋口です。別冊 1 の議案説明書でお願いしたいのですが、7 ページの県の支

出金のところの増減なのですが、子ども・子育て支援交付金が700万円くらい減になっているのですが、その上にある同じような出産・子育て応援交付金160万円ですか、これは似たようなものなのですか。片方が増えて、片方が減らしているという県の支出金、これはどのようなものなのか、少しお聞きしたかったのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。県支出金の増額の欄にあります出産・子育て応援交付金ですが、これは国の施策で妊娠届を出した時、また出産した時にそれぞれ5万円、5万円の、合わせて10万円を支給するといった事業が、令和4年度の補正予算によりまして、現在進行中です。飯綱町については令和5年度からの実施としておりますが、国庫支出金の中の増額の3段目にあります660万円と連動しておりまして、国が3分の2、残り、県が6分の1、町が6分の1の支出といたしますか、事業割合、補助割合ということの事業です。新規の事業ということをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に、歳入全般で質疑のある方おられますか。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 減のところにつきましては、既存の事業、保育園、児童クラブ、また子育て支援等の事業があるのですが、国の補助金といたしますか、名前が変わりまして来年度から重層的支援体制整備事業交付金と。その中にこの減の部分が含まれていってしまいますので、この事業については重層的のほうに令和5年度は含まれるということでの減です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。19ページの入湯税が205万円ほどアップしておりますが、その説明と、あと、21ページの法人事業税の交付金なのですが、これも400万円ほどアップしております。これの内訳の説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。まず、入湯税のほうですが、別冊1の9ページにありますように、令和4年が496万5,000円、令和5年が701万6,000円ということで、入湯税については41.3%の増と。入湯税に関しましては、1,000万円ぐらいいっていたかと思いません。コロナになりまして、だいぶ減額になっていたわけですが、特に令和4年度の落ち込みが大きくて、令和5年度についてはコロナの影響も緩和されてくるだろうということで、予算のほうは見込んでいます。

法人事業税交付金ですか、こちらが増えておりますが、やはり法人町民税もそうですが、コロナによって落ち込んでいたものが法人税割について、だいぶ戻ってきているということで、この税交付金に当たります法人事業税交付金のほうも、昨年よりも400万多めに予算計上しているという状況です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。では、最後に全体を通して質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第21号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどとします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◎議案第 22 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。予算書 209 ページから 239 ページ。質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 22 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 23 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。予算書 241 ページから 261 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 23 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 24 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。予算書 263 ページから 312 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 24 号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 25 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計予算を議題とします。予算書 313 ページから 326 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 25 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 26 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第6、議案第26号 令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。予算書327ページから338ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第26号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第7、議案第27号 令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。予算書339ページから360ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第27号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第8、議案第28号 令和5年度飯綱町病院事業会計予算を議題とし

ます。予算書 361 ページから 396 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8 番（風間行男） 8 番、風間です。議案提案説明書 62 ページと予算書 365 ページ。一番下段の設備改良費ですが医療品 13 品目となっていますが、予算書に書いてあるのは 4 つぐらいしかないのですが。どのようなものを予定しているのか。また、耐用年数はどのぐらいたっているのかお伺いしたのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。今、議員がおっしゃられました、議案書 365 ページの関係です。こちらの第 11 条の重要な資産の取得及び処分ということで、こちらに記載されているものにつきましては、公営企業法上 700 万円以上の工事と物品を上げさせていただいております。

詳しくは議案書 387 ページの資本的支出のところをご覧くださいなのですが、お願いいたします。こちらに資本的支出が出ておりまして、2 の建設改良費です。まず、設備改良費 1 の工事請負費 5,000 万円で、中央監視装置の更新を 4,800 万円、室内の空調設備の更新が 200 万円です。2 節の備品購入費ですが 8,500 万円は医療機械です。高圧蒸気の滅菌器 2,970 万円から一番下の上部消化管汎用ビデオスコープは 330 万円ということで、こちらがその品目です。

ただ、お話しいただいたとおり、議案の説明に 13 品目となっていました。12 品目の誤りです。大変申し訳ありません。訂正させていただきます。医療器具につきましては 12 品目を購入する予定でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

購入に伴いまして、どのぐらいの耐用年数が経過したのかということについては、更新に伴いまして私の手元に資料がありませんので、分かるようにしていきたいと思っております。今日はここで答えできないのですが、そういう答弁でよろしいでしょうか。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8 番（風間行男） 相澤事務長もなったばかりで大変だと思いますが、医療器具は日進月歩で

どんどん変わってしまうという点があります。計画的な導入計画を進めていけば一気にこれほど出てこないと思われま。できるだけこまめに買い替えに取り組んでいただいたほうが大きな金額にならずに済むかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

○病院事務長（相澤浩幸） 実は予算のヒアリングをさせていただきまして、備品購入につきましては優先順位を付けて採用させていただきました。ただ、先生方から出ている機械が今まで思うように買えていないということがありまして、修理などしながら使ってきたわけですが、何年も先送り先送りという形で購入を待っておったような状況です。今回は、その中でも特に前から送られてきている優先順位の高いものをということで、一応 8,500 万円の用意をさせていただくということです。

確かに、計画的に必要なものについては買っていけばいいのですが、収支の状況もありましてなかなか計画的には買えなかった。今なら買えるのかといいますと、今回も補正の中でも病院に町からの繰入れをお願いしておりますけれども、機械もないと医療ができないということもあります。そういう中で経営は厳しいですが、投資もさせていただきまして、そしてリターン、患者さんにおいでいたたきいいサービスができるように、皆さんにご利用いただきたいと思って進めているところです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 12 番、大川憲明です。364 ページの収入のところでお聞きしたい。他会計負担金が 1 億 2,684 万円となっております。令和 4 年のときはそれより多く予算してあります。1 億 4,700 万円でした。来年度のほうが 4 年度より減っています。

今年度予算で 1 億 4,700 万円みても、まだ 1 億円が足りなかったから出してくれということで、令和 4 年の 1 月の臨時議会で承認し、3 月に出すようになっております。それが今の現実の飯綱病院の状態です。それなのに来年度予算をもっと減らしたということは、よほどたくさんの方が来るという前提のものか、それとも経費がかからないという予定ですか。その下に一時借入金で 2 億円みるようにしているので、それがあればいいというものの考えなので

しょうか。それだけお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算の査定は私のほうでやらせていただいものでお答え申し上げます。議員ご指摘の4条予算の資本的収支入で他会計の負担の1億2,684万円は起債の償還等に充てている分だといいますが、全体としては3億5,000万円少しの要求額で全額認めさせていただきました。それで予算査定は終わりました。

3月の初め頃に実は令和4年度の年を越してくる場合に資金繰り上、黒字決済になるかもしれないけれども現金が足りないということで、資金ショートを起こすような心配がある。だったら、令和4年度の補正で1億円を出しましょう。しかし申し訳ないけれども、来年度予算で内示を申し上げる予定の3億5,000万円余から5,000万円は引かせてもらうよと。前もって繰り出すのだから。だから残りの5,000万円については苦しい中だから前倒しにはしないけれども。そういうわけで1億円を今議会にお願いしています。

整理して申し上げますと、令和4年度の予算の3月で5,000万円が実質的にはプラスで補助を出して、来年度の当初予算の3億5,000万円をそっくり認めないで5,000万円を減らした3億円に。今年1億円をつくっている5,000万円については来年の5,000万円に充当してもらえれば、4月に出すのを3月に出すと解釈してもらえればいいのではないですかということで。

当面、資金繰り対策と病院の事業計画に基づいた、町の補助要請については満額お応えしたという内容になっています。満額どころか、3月に5,000万円余計に補助を出しているということなんです。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。もう一つお伺いしたいのですが、飯綱病院の今のベッド数は人口比率からいったら120ぐらいで済むかと思われます。これを減らすことによって、人件費と医師の数が変わってくると思うのです。そうすると経営にも役立つと思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。これから人口の減少も見込まれてくるわけですが、当院の院長の考え方として 161 床を維持していきたい。

今、長野圏域の地域医療構想の調整会議というものが行われております。2025 年の福祉の地域包括ケアシステムと県の医療計画が同じタイミングで進んでいます。この地域のベッドをどのように分類してこの地域で医療を進めていくかという調整会議です。

当院も 161 床を今後どうしていけばいいのか。その中で介護療養病床が来年の 3 月 31 日をもちまして廃止となります。

今回、長野圏域の地域医療構想の中でもアンケート調査が来ました。介護療養病床を 21 床持っておりますがどうするのかと。これから当院でも計画を作って、病院検討委員会や経営強化プランを作らなければいけませんので、これから検討させていただきます。

先ほど申し上げました院長の考えとしては、医療の介護院とはいわずに一般医療療養でいきたいと。

議員ご承知のとおり、信越病院がここでダウンサイジングして、2 年後に 52 床の病院を開設するといわれています。どこを削ったかという療養病床を削られてきています。また、一般救急も削られてきています。そういう中で、こちらの北の地域の中でも当院が担わせていただくところも見込めるのではないかという思いと、やはり病院は一般救急をできる限りやっつけられないと、なかなか慢性期だけをやっていますと先生においでいただけない。もう一つは、地域の救急医療をしっかりと担えるようにベッドも確保して、指定救急を取っていく。院長もこれが当院の使命だという思いでおられます。

今は特にコロナ禍がありまして、ベッドが埋まっていないのですけれども、今後の事業推進をしていく中では、ベッド数を落とすことはいくらでもできるのですが、一度ベッド数を落としてしまうと今度は確保するのができませんので、今のところはそのような形の中で検討していきたい。

今年、公立病院が経営強化プランを作らなければなりません。これから議会にも報告をさせていただいたり、申しあげました長野圏域の地域医療構想調整会議の中に当院が今後どうしていくのかを認めてもらわなければいけないという作業もあります。今、大変厳しい中、皆様のご協力をいただいて経営の補正予算もお願いしているところですが、これからも体制を整えて進めたいと考えています。併せまして、地域包括ケアシステムが2025年、もう直近にきておりますので、病院として介護とも連携させていただいて、どういう医療が提供できるかが大事になってくると思っております。

院長とよく話をさせていただいて、病院として一丸となって進めるようにしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。長くなりました。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第28号は、福祉文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、議案第29号 令和5年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。予算書397ページから431ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。423ページの下の方の3番、貸倒引当金の取り崩しについてですが、不能欠損処分のため引当金120万円を取り崩す予定であるとあるのですが、具体的に内情をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。貸借対照表等に関する注記というところの内容になります。

不能欠損処分のため貸倒引当金を取り崩す予定という部分についてですけれども、不能欠損については処分ができないものなど過去から 10 年ぐらいつと支払いが滞っているものもあります。そちらの予算の執行に対してもともと引当金を充てて処理等調整しなければならない部分が出てきていると思っています。年数が長い分の未納額の処理を進めるため額が大きいです。そちらの調整のために引当金を充てさせていただくということです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎議案第 30 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 10、議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。予算書 433 ページから 462 ページ。質疑を行います。質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

◎散会の宣言

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。3月6日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時から開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月6日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時28分

令和5年3月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和5年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年3月6日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦		
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（3月6日分）

順	議席	氏名	発言事項
1	7	樋口功	町の人口動向と今後の人口増対策は
2	14	原田幸長	1 少子化対策・子育て支援策について
			2 不登校について
3	8	風間行男	1 飯綱町農業の未来について
			2 水道管漏水の漏水箇所の特定について
4	2	中井寿一	教師の働き方改革について
5	11	清水満	農業振興について

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。3月定例会3日目一般質問であります。傍聴者の皆さん、おいでいただき、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問時間は1人40分での対応をお願いいたします。

◇ 樋 口 功

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位1番、議席番号7番、樋口功議員を指名いたします。

〔7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） おはようございます。議席番号7番、樋口功です。今議会の一般質問は7人のうち2名が人口問題、2名が農業問題です。議会初日の町長あいさつで多くの時間をこの人口問題と農業問題について触れられました。質問しづらい状況にもありますが、これら質問内容は町の現状において町長と共有する重要な課題であると認識し、めげずに通告に従いまして、順次質問させていただきます。

本年1月30日に総務省が2022年の人口移動の状況を公表し、長野県においても県内の人口増減を公表しました。これらによりますと、コロナ禍での行動制限緩和で社会経済活動が次第に活発化し、再び東京一極集中の傾向が強まったとのこと。

一方、長野県においては県の人口は201万6,000人、昨年よりも1万3,000人減少していますが、社会増減は県内への転入が県外への転出を上回り595人の転入超過となったとありました。全国で転入超過となった都道府県は長野県を含む11都府県で、首都圏とのアクセスや子育て環境のよさなどが評価された形となっているとのこと。ただ、これらの数字には外国人も含まれておりまして、県内には外国人労働者が過去最高の2万2,300人で県内の転入超過は移住の増加だけではないという実体もあるようです。

3月1日の新聞報道によりますと、2022年に生まれた全国の赤ちゃんの数は79万9,800人で統計開始以来初の80万人割れとなり、人口推計の10年を超える速いペースで少子化が進んでいるとありました。死亡者が158万人、これは過去最高で出生者数を差し引いた、いわゆる自然減は78万人で、これも過去最大の減少数となったとのこと。県内においても出生数が1万2,270人で統計開始以来の過去最少を更新しまして、減少は16年連続ということ。自然増減はマイナス1万6,186人で過去最多の自然減となりました。

そこで質問します。飯綱町における2022年の人口増減の状況はどのようになっていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。2022年の自然増減の状況は出生が47人、死亡が190人でマイナス143人の自然減。社会増減の状況は転入が238人、転出が277人、その他増減がプラス3人でマイナス36人の社会減となっています。

結果、2022年の飯綱町の自然増減数はマイナス179人。本年1月1日現在の総人口は9,952人となっています。人口の増減を人口で割った率で見ると、人口増減率はマイナス1.77%、自然増減率はマイナス1.41%と2022年はいずれも過去10年で2番目に悪く、社会増減率マイナス0.36%が過去10年平均とほぼ同数になっています。少子高齢化により自然減が拡大し、そ

のことで町の人口減少に拍車がかかっている状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 説明いただいたとおり、残念ながら町の人口は令和4年に1万人を割ってしまいました。これは第2次飯綱町総合計画における将来人口に示す令和7年の人口が9,307人と推定されているのですけれども、これよりも3年も早い状況にあります。当然のことながら、この状況を直視し、さらに対処していく必要があると思います。

生まれる子どもの人数よりも亡くなる方の人数が多い、いわゆる自然減の状況が際立っています。このような長期的な状況の中で町は子どもを生み、育てやすい環境をつくることによりまして、出生数や子育て世代を中心とした転入者を増やすことで、第2次飯綱町総合計画の目標年次であります令和8年度の人口1万人の確保を目指して、これまで各種のさまざまな施策を展開してきました。

私は、今までやってきたことをやらなければもっとひどい状況になって、努力の結果、この程度で収まっているのではないかと認識しているわけです。そこで質問します。特に社会増減の状況をどのように分析していますか。自然増減について触れていただければなお結構です。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 社会増減の状況についてお答えいたします。まず、2022年の社会増減数マイナス36人は職権記載削除等のその他増減プラス3人が含まれていますので、実質は転出が転入を39人上回る転出超過になっています。転出入状況を都道府県別に見ると、東京圏からは9人の転入超過、新潟県からは6人の転入超過という状況です。2022年の長野県を除く都道府県からの転出入の合計は3人の転出超過になっています。一方で長野県内の市町村との転出入は36人の転出超過となっています。その内訳は長野広域圏内の転出入が35人の転出超過となっており、特に長野市の転出超過が27人となっています。以上のことから、地方回帰や移住施策の向上により、首都圏からの移住が増加し県を越えた転出入はほぼ同数まで改善していますが、県内、特に長野市等の近隣の都市的地域への転出超過が社会減の要因になっていると考

えています。

飯綱町の社会増減の状況を県内の他の市町村と比較するため、日本人に絞った飯綱町の転入率、転出率が県内でどの位置にいるかを見ると、転入率は2.12%と県内77市町村中71位となっており、転出率は2.45%と県内77市町村中9位になっています。このことから、県内の他の市町村と比較した飯綱町の社会動態の特徴は、転出は比較的抑え込んでいるが、転入が他の自治体と比較してまだまだ少ない状況になっています。

また、年齢別の社会増減は18歳から27歳の世代が59人の転出超過になっています。大学等への進学、就職、結婚などを要因として飯綱町から転出していると考えられます。一方で就学前の0歳から5歳までは18人の転入超過となっており、その内訳は県内市町村から17人の転入超過となっています。また、その親世代と考えられる35歳から44歳の世代が13人の転入超過となっています。

町の人口は減少していますが、過去10年間の出生数はほぼ横ばいの状況にあるのは若いファミリー層の転入が多いことが原因であると考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 確認ですけれども、子育て世代により子どもの転入が多いという説明ですが、単純に考えますと小学校へ入学する子どもの数は、町の出生児の人数に比べて増加していると思われまけれども、その辺の状況を教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。町小学校入学児童のうち過去3年の転入者が占める割合ですが、令和3年度小学校入学児童数は59人で、うち転入児童が占める割合は約30%。令和4年度小学校入学児童数は65人で、転入児童が占める割合は約25%。令和5年度小学校入学予定児童数は68人で、転入児童が占める割合は約18%という状況で、いずれも入学児童数は出生時の人数に比べて10人から20人弱の増となっております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 町は令和2年4月にさらなる人口増進を図るため、企画課内に人口増推進室を設置しました。各課横断的に施策を検討し実行していると承知しております。

町のホームページ内に特設サイト「移住定住支援サイト」を掲げまして、移住を検討されている方に、特に必要とされる住居情報、仕事の情報をはじめ、生活環境などの情報が一元的に得ることができるようになりました。

これまで移住者座談会などで情報提供や移住体験用住宅の運営などの住もうプロジェクト事業を展開し、特に空き家・空き地バンク事業に力を入れてきました。コロナ禍にあって工夫した移住相談にも対応してこられたと思います。

そこで質問します。これまでに進めてきました人口増対策について、町はどのように評価していますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町の事業に対する評価ですので、私から答弁をしたいと思います。時間もあれなので、私の用意した文書をはじから読みはしませんけれども。

賃貸住宅の補助、建設の補助、また、直接定住促進という意味で空き家住宅を直すための補助等も含めて大変いろいろな事業をやってきました。しかしながら、現実としてこのように厳しい数字が出てきているというのはきちんとそれなりに評価をしなければいけないと強く思っております。今までの事業を進めてきた中で、一体どこが効果的でなかったのか、逆に言えばどこが不足していた事業なのかを担当各課と横断的な話し合いの中でそういう方向を定めて、それに対して新たな事業といいますか、今やっている事業の一層重点的な配分をしていくなどの方法を考えたいと思っています。

ともかく、子育て支援から総合的に対応してきたイメージは持っておりますが、繰り返しになりますけれども、長野広域管内に35人も出てしまった。これがトントンであれば全然オーケーですけれども、そんなことを考えますと飯綱町を出ていく、転出をしたいという人は長野市に住みたい人が多いのかと思ってみたり、いろいろ検討すべき点は多いと思っております。

ただ、全体として言えることは、どうも住む場所、家、アパートが選択肢として少ないのではないかと、この辺を少し整備していく必要があるだろうと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 町長のお話と少しダブるかもしれませんが、今後、特にどのように人口増対策に重点を置いて進めるのか、事業を幾つか挙げていただければありがたいです。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 申し訳ございませんでした。初日の開会のあいさつでも申し上げたのですが、子育て支援策についても、こちらに転入をしていただいて「飯綱町で子育てをすることでもいいよ」というようなものも転入を促す大きな要因になろうかと思えます。その辺については、こんなうれしいことはなかったのですが、先ほど土屋課長から小学校の子どもたちが、生まれた子どもよりも1年生で入ってくるのが毎年十何人も多くて、1年生が60人台を確保している。もうひと頑張りすれば理想としている80人ぐらいになるのではないかと。そのぐらいにうれしい数字が残ってきております。これはまさしく子育て支援策というものが充実していると思っております。これは一層進めていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、よその市町村から転入をしていただくというものを早々に数字として残していくのは、福井団地にも活用されていない宅地があります。または先般お願いしてきた、東黒川の原田地区に住宅建設をトータルで約15戸、賃貸で10戸、分譲で5戸、40人近い住民がそこで人口増になりました。しかも若い人たちが中心です。集落に空き家、または集落に隣接したような形で受入れの住宅というものを考えていきたい。それには過疎債やいろいろな事業の起債が借りられるようになってきました。いろいろな事業を混ぜ合わせるような形で対応していかないと、全部自主財源で対応しても非常に苦しいと思っておりますのでそれをやっていきたいのと、やはり民間の力を借りたい。何とか住宅、何とかハウスなどの会社や企業、または個人の大工さん等そういう皆さんとの連携と、そこに補助を出していくような形で、ともかくここ3年、4年は住宅の整備をしっかりと進めたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） これまで移住者を増やす施策を中心に質問しお答えいただきました。これら施策は町が移住希望者に選ばれる環境にあること。例えば、子育て支援環境などが、現在、町に住んでおられる皆さんから良いという評価があることが前提となるわけです。

少子化対策は人口増対策でもあります。町は令和2年3月に制定されました第2期飯綱町子ども・子育て支援事業計画によりまして、幼児期の教育、それから保育や地域子ども・子育て支援事業、子どもを社会全体で支援するということになっていきますが、これを実施しております。時に合わせての事業の見直しも含めまして、現在、全体として私は良い方向にあると思います。結果的にこのことが若い移住希望者にも評価されているものと思っております。

1つ気になることがあります。先々月、隣町で保育士不足のため4つある保育園のうちの1つが運営停止になりましたが、当町ではその心配はないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。保育士の配置につきましては基準が設けられておりまして、子ども3人に1人の保育士配置から、30人に1人の配置と、年齢に応じまして定められております。

今、町の設備面では十分受け入れは可能です。一番は保育士の確保が必要となっております。3歳以上児での入園につきましてはある程度把握が可能でありますし、保育士も年度当初から十分配置が可能です。将来を見据えまして計画的に保育士の採用も行っておりますので、今のところ園を閉じなければならないという心配はありません。

ただ、最近の傾向としまして3歳未満児の保育希望者が増えておりまして、未満児は0歳で3人に1人、1～2歳児では6人に1人の保育士の配置が必要となっております。3歳以上児のように年度当初から入園の希望が分かっておればある程度の対応は可能ですが、やはり未満児の入園希望につきましては、出産した月によって入園希望の時期が違ってきますので年度の途中での希望がほとんどです。

配置基準を超えての希望となりますと、新たに保育士の確保をしなければならないこととなります。できるだけ希望に添えるよう対応しておりますけれども、場合によっては希望する保育園以外の保育園をご案内しなければならないこともあります。年度途中での保育士の確保には今、苦慮しておるところです。この点につきましては、飯綱町だけの課題ではなく、多くの市町村で同様の課題、悩みとなっております。

このように当町では、3歳未満児の保育運営には若干不安がありますけれども、閉園に至る状況には今のところありません。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） お話のとおり保育士の確保は非常にどこの自治体にとりましてもご苦労されているようです。当町でもその方向の心配は全くないわけではありませんが、ご努力されているということで、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

現在国会では、次元の異なる少子化対策や子育て支援を巡る議論が主要なテーマになっています。2月19日に総理大臣が地域ぐるみで子育てを行う岡山県奈義町の拠点施設を訪れまして、住民が子どもを預かったり、常勤の保育士が相談に応じる様子を視察しまして、社会全体の意識改革の重要性を改めて強調した旨が報道されました。

視察されました岡山県奈義町は、人口は減っているのですが、30代や40代の子育て世帯と子どもの割合が増えています。合計特殊出生率、これは15歳から40歳の女性の数を中心に検討した数字ですが、2005年に1.41%でした。飯綱町は先ほど1.43%とおっしゃっていました。これが2019年には2.95%と全国でもトップクラスになりまして、奇跡の町と言われています。地理的には岡山県北部の山地にありまして、町域の大半を山林が占め、豪雪地帯でもある人口5,700人の町です。2012年に子育て応援宣言をしまして、高校までの医療費を無償、保育料の軽減、若者向け住宅整備、有償の軽作業を通じて住民が交流する仕組みづくりなどの施策の結果、移住者が増加しまして奇跡の町となったとのこと。宣言の中に家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支え合う町とあります。

当町に限らず、さまざまな支援金の制度などはどこの自治体でも実施されています。支援金

などの施策も大変重要ですが、当町においてもファミリーサポート制度などがありますが、これらに加えて、さらなる地域、集落全体で子育てを支え合う仕組みづくりも大切なことだと思います。子ども、地域の方がいつでも集まれる場所が集落に1カ所でもあればいいなど。ないところは、例えば大切に扱っている公民館など、これは町よりも各集落の問題になるのでしょうか。そこを常時開けておいていつでも集まりやすいような環境づくりのようなこともできればやっていったほうがいいのかと感じております。

長野県においては人口減少が深刻さを増しているということで、2023年度予算案では子育て環境の整備や学びの後押し、それから若い世代の県内移住、あるいは就業など、現役次世代の支援に重点配分したとのこと。このことは現在、私どもも町の予算案を審議しておりますが、県からの新しい事業はどのようなものがあるのでしょうか。簡単に説明をいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えします。今お話しがありましたとおり、国では子育て支援を充実させていくとしまして、令和4年度の第2次補正予算、令和5年度の予算で出産・子育て応援交付金事業を創設しております。これは核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題としまして、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援をつなぐ伴走型の相談支援を充実させ、そこへ経済的支援を一体化していくといった交付金事業です。その経済的支援としまして、妊娠届出時に5万円相当、出生届出時に5万円相当の合わせて10万円相当のギフトを申し上げる支援です。国が3分の2、県・町がそれぞれ6分の1の負担で、町でも令和5年度当初予算に100人分の1,000万円の予算を計上しております。

国では引き続き子育て支援を行っていくとしております。令和5年度での補正予算等での新たな支援策が創設されることもあろうかと思っておりますけれども、町としましてもこの交付金事業

のほかに、令和5年度は新規で子育て世帯訪問支援員派遣事業を実施していく予定であります。
引き続き子育て支援施策を充実させていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 私は最近、大きな都市から当町に移住しました子育て世代の方々にお会いしまして、移住の動機などについて伺いました。移住の動機は飯綱町の自然環境の良さでした。青々とした空のもと北信五岳が広がり、その麓にバランスよく緑の森、さらには田園、りんごなどの果樹園、点在する集落の風景、空気や水がおいしく豊かな自然の中で子育てをしながら生活をしたいとのことでした。移住にあたっては、住宅は町で相談に乗ってくれて、移住後は普通に生活をするに必要な商店、病院、公共施設などはそろっており、そもそも田舎の生活に憧れたので不便さはないとのことでした。改めまして、この町が故郷の原風景と言われる素晴らしさを教えてもらいました。

先ほど、亡くなる方が多いということで、亡くなった方々は出生数で補わざるを得ない、それが容易ではない。それから、比較的若い方が多く出ていってしまう。私もそうでしたけれども、学校進学あるいは自分のやりたい職業に就職するなどいろいろな理由があるかと思うのですが、これはごく自然なことだと思います。

そうすると、できればいつかこれらの方がUターンなどでこの町に戻りやすい施策、例えば、移住希望者に対する施策と同様な取扱い、あるいはUターン者に限った施策なども検討をする必要があるのではないかと考えております。

本年1月に町は3名の地域おこし協力隊員を採用しました。この方々には町の仕事に従事してもらう旨の説明がありましたけれども、具体的にどのような仕事をしていただけるのか説明をお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 今年1月に任用いたしました3人の地域おこし協力隊について集落支援、空き家活用、観光PRという業務をそれぞれ行っていただいております。地域おこし協力隊

にはできるだけ地域に入っただいて、地域の皆さんと一緒に汗を流すような活動をしてほしいと考えております。地域おこし協力隊には活動とともに必要な勉強ができる機会を用意したいと考えており、先月は地域ファシリテーター養成合宿に参加をしていただいたところです。

具体的な業務ですが、集落支援の業務を行う三原隊員は集落創生事業の件で実際に各地区に出向いて打ち合わせを行っていただいております。コミュニティ能力の高い隊員ですので地域の方との関係性も良いようです。集落創生事業と地域おこし協力隊の活動は親和性が非常に高いと感じているところです。

空き家の業務を行う岩井隊員は水道の閉栓情報から、実際に家を見て空き家であるかどうか現地調査を行っております。これからは空き家所有者から売却等の空き家活用の申し入れを待つだけでなく、空き家の掘り起こしなどについて、民だからできるより深く入り込んだ空き家対策を進めてほしいと考えております。

観光PRを行う石川隊員については自ら観光体験や主催を行い、SNSにより情報発信をしております。最近、町民自らが団体をつくり、町内で観光イベントを行うというまちづくり活動の計画が複数あります。石川隊員にはそういった活動に地域おこし協力隊として深く関わってほしいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 集落創生は地域が元気になること、人と人の触れ合いが多くなること。このような中で子育てができる環境になれば本当にいいのかと思います。先ほどの町長のお話のとおり、空き家対策につきましてももっと増やしたいという意味で非常に大切な仕事。

観光関係の仕事につきましては、例えば長野駅に観光案内所があるのですが、そこに地域のブースがあります。飯綱町はどのようなパンフレットが入っているのかというと町の地図ともう1種類だけだったのですが、この中に移住を促すようなパンフレットを入れていただくのも一つの方法かと思うわけです。

今年も宝島社から発行されました『田舎暮らしの本』の2月号に住みたい田舎ベストランキングが掲載されました。それによりますと、飯綱町は人口が1万人から2万人クラスの118自

治体の総合部門で18位でした。若者世帯、単身世帯部門では10位、子育て世帯部門では9位、シニア世帯部門では7位と、いずれも上位にランキングされています。私は町の施策が高く評価されているのではないかと考えております。

最後になりますけれども、町長から何かお話がありましたらお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当にいろいろ提言も含めてご意見ありがとうございました。

先週、目須田議員もご一緒でしたが、環境省の妙高戸隠連山国立公園連絡協議会の総会に出席しました。環境省が15億円ほどかけて妙高ビジターセンターという大きな建物を建てたのですけれども、そこに大変大きなパネルが何枚か飾ってあるのです。その中に「一目五山の絶景」という縦に5枚ぐらいの大きなパネルがありました。まさしく三本松の入り口、むーちゃんの辺から押さえた北信五岳の写真でした。圧倒される美しさ。「こんな所を毎日通って出勤できるのは最高の喜びだね」と言ったら、ほかの皆さんも「全くそうですよ」とおっしゃっていただき本当にうれしかったことを今、思い出しました。

人口増というのは大きな意味での目的ですけれども、どんどん人が増えれば飯綱町が幸せになるかという意味でやっているわけではありません。基本は飯綱町に住んでいる人が満足していただける行政サービスを展開した結果として、微増的な現状維持的な人口増、転出を抑える方向にいければ一番だと思っております。

議員にご意見をいただいたとおり、今、工夫をして対応しなければならない時代です。人が減っていい人材がいなくなるのも極めてさみしい現状だと思います。

先ほど答弁しましたとおり、ご意見を参考にさせていただき、町全体の問題として横断的な対応をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 以上で質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は9時55分としたいと思います。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時50分

◇ 原 田 幸 長

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号14番、原田幸長議員を指名いたします。原田幸長議員。

〔14番 原田幸長 登壇〕

○14番（原田幸長） 議席番号14番、原田幸長です。通告に従い、順次質問させていただきます。

昨年11月15日に世界人口が80億人を超えたことが話題になりました。2050年には97億人になると予測がされています。国連の人口調査データ2022年7月1日時点では、1位が中国で14億2,588万人。2位がインド、3位がアメリカ、11位が日本で1億2,395万人です。2050年の予測では1位インド。中国と入れ替わりましてインドが1位になりまして16億7,049万人。2位が中国、3位がナイジェリア、そして日本は17位で1億378万人となっています。2022年にベスト10内だったロシア、メキシコが2050年には圏外になります。代わりにコンゴ民主共和国やエチオピアが入り、アフリカ大陸で3カ国になると予測をされています。

世界の人口は増え、日本の人口は減り続けます。先ほど、樋口議員のほうから人口動態統計についてお話がありましたので、結果だけ確認をしたいと思うのですが、国の推計よりも10年超早いペースで少子化が進んでいると、新聞によっては11年も早いペースで少子化になっているという報道もあります。また、さらに少子化対策は今後10年が正念場になってくるのだろうということで記載がありました。

長野県や飯綱町にあっても最大の課題が少子化対策、子育て支援策と考えます。年金や医療、介護をはじめとする日本の社会システムを維持していくためにも次の世代が安心して住み育て

られ、希望を持てる子育て支援策を作っていかなければならないと考えます。

そこで、町長の少子化対策について、先ほどもお話があったとおりですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。少子化対策全般の評価ということですが、総論的に全国的にも劣っているところか、かなり進んでいる少子化対策を私はやってきたつもりです。結婚する前の出会いから、そして結婚、妊娠出産、子育て、それから保育園に上がる、小学校、中学校、高校を出て大学まで、最後は奨学金ですが、今では国は保険の対象にしましたが、当初は妊娠した時は保険対象外ということでした。保険の対象外の時も飯綱町では10回分についての診療は町が負担をするということを国に先行して実施してきました。

また出産の時には、20万円ずつ第1子から出すなど、子育て支援、少子化対策が特に充実をしてきたのは平成27年、総務省から小澤副町長に就任をしていただいて、ふるさと創生事業、まち・ひと・しごとの事業に着手してから、かなりの細かな点まで少子化支援というものが定着をしてきたと思います。そして、その主な財源は地域振興基金、合併特例債で割り当てをいただいたうちの10億円を基金として貯金してきたわけです。そして、現在でもそこから基金を取り崩すような形で少子化対策を実施しております。

非常に細かな点まで対応した少子化対策を実施していると、その評価といたしますのは、先ほど申しましたとおり、全体の人口増には残念ながらつながってはいないのですが、小学校へ上がる子どもたち等の先ほどの数字が、毎年ちゃんと転入してくる子どもたちが20%から30%、1年生の中にいるというのは、この少子化対策の大きな一つの評価だと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） ありがとうございます。明治大学の金子隆一特任教授は、「人口問題は地球環境問題と並び、21世紀世界が直面する文明の危機と言っても過言ではない。日本はその先頭を進んでおり、よそに学ぶべき国がない点で決定的に深刻である。今の産み方」というのは、

出産のことを言っておられるのですが、「今の産み方が続くと半世紀ほどの間に現在ある家系の4割程度が消えてしまう」と。「子や孫のいない人は、将来社会への投資に税金を払うことに矛盾を感じるだろうし、一方で子育てを経験した人は、その負担を免れた人たちが自分の子世代が支える社会保障サービスを同等に受けることに不満を持つかもしれない」と語られておられます。

公明党は昨年11月に子育て応援トータルプランとして、結婚、妊娠・出産から教育を受け社会に巣立つまでを一貫して支援する政策を発表しました。今国会でこの政策を実現するため岸田総理に質問したところ、少子化対策をやると答弁されました。年頭には「従来とは次元の異なる少子化対策を」と表明もされました。政府は一部先取りして実行しております。それが伴走型の相談支援と計10万円相当の経済的な支援を一体とする制度を全国で実現しています。

今議会上程されました出産・子育て応援交付金について伺います。

出産・子育て応援交付金事業の目的は核家族化が進む中、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であり、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設するとしたものであります。

事業の内容では妊娠届け時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届け出生届けを行った妊婦に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援で10万円相当を一体として実施する事業を支援するとしております。0歳から2歳児までの経済的支援が手薄であったことから公明党が政府に訴え、今回の出産・子育て応援交付金に盛り込まれました。この制度で妊娠時5万円相当、出産時5万円相当の支給を受けることができます。

そこで、伺います。国は経済的支援を今後も継続・実施するとしていますが、町の対応を伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

[教育次長 高橋秀一 登壇]

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。現段階で国はこの出産・子育て応援交付金事業につきましても、令和5年9月までの全ての市町村で実施するために必要な費用を確保しており、6年度以降においては本事業を継続的に実施するために必要な安定的財源について、早急に検討を行い結論を得るとし、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるようにしていくとしております。

町としましても、この国の動向を引き続き注視しながら積極的に子育て支援施策を展開してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 今回の交付金の対象人数と町の予算額をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

[教育次長 高橋秀一 登壇]

○教育次長（高橋秀一） 町の事業の開始につきましては令和5年度4月以降としておりますが、今回の出産・子育て応援交付金事業につきましては、令和4年4月1日以降に出産された方も対象になります。そのため、さかのぼって対象になる方も含めまして、人数的には100人を想定しております。1人に対し出産応援ギフトが5万円、子育て応援ギフトが5万円となりますので、10万円の100人分としまして1,000万円の予算計上をしております。なお、先ほども申し上げましたが、こちらの事業の補助率につきましては国が3分の2、県・町がそれぞれ6分の1ずつとなっております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 給付の仕方として現金給付になると思うのですが、そのタイミングといたしまして、出産時に町の事業と合わせて支給されるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

[教育次長 高橋秀一 登壇]

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。町では現在子育て応援祝金としまして、新たにお

子さんが生まれた家庭に誕生祝金としまして20万円支給しております。この出産・子育て応援交付金事業が新設されましても引き続き祝金の支給は行ってまいりますし、出生時は国の事業によります出生届出時の5万円と重なるわけですが、町単独事業の20万円、それと出産時の5万円の事業それぞれ支給してまいりたいと思っております。届出時については、それぞれタイミングに合わせまして5万円の支給をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。国の10万円支援以外で、町が現在、実施もしくは検討または強化していきたい伴走型事業はあるかを伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。町では第2次飯綱町総合計画でも妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目標に掲げまして、子育て支援に力を入れております。伴走型事業につきましては健康推進係での母子保健事業に加えまして、子育て支援係では各種の子育て支援事業を行っております。さらに、その支援などの情報を保育園、またその保育園の情報を小中学校へつなぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一貫した支援を現在既に行っているところです。

そのための特に検討、強化したい伴走型事業はありませんが、先ほどの樋口議員の質問でもお答えしましたが、令和5年度につきましては、ある意味で伴走型の事業になります訪問型の支援事業を展開していきたいということで、今議会に予算も計上しておりますので、引き続き現在の取組を推進してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 国は伴走型相談支援と経済的支援の充実により、相談実施機関により相談しやすい環境を整え、必要なサービスに結び付けることを目指しております。町はさらに相談しやすくするための工夫を検討されているかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。町で既に、今、申し上げましたとおり妊娠届出時には保健師による面談を行っており、また出生届時には子育て支援係で各種サービス等の案内などを行っております。また、保健師による新生児訪問や主任児童委員によります「こんにちは赤ちゃん訪問」などに加えまして、健康管理センターの保健師また子育て支援センターの保育士などによる子育て相談を定期的に開設するなど、相談しやすい環境を整えています。今後により一層、相談しやすい環境を整えるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 次に結婚を望みながらも経済的に家庭を持つことへの不安から結婚に踏み切れない人への支援策はあるかを伺いたいのですが。特にリーマンショック後の就職氷河期世代の人たちは、非正規雇用からスタートしている人が多いのではないかと考えております。その辺のところでは所帯を持つという不安を自分の所得について感じている人もおられるのではないかとということで、そういった方々への支援策があるかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。現在、支援策というものは実施しておりませんが、補助事業において結婚新生活支援事業があります。この事業については結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、結婚数の増加と少子化対策を推進する目的で、対象者として夫婦39歳以下の世帯に住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用等に令和5年度より29歳以下の世帯への補助上限を30万から60万に引き上げ、また39歳以下の世帯には上限30万円を補助する支援内容があります。この事業については次年度以降、事業採択に向け検討してまいります。

また雇用については、現段階ではそういった策はありません。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14 番（原田幸長） 分かりました。就職氷河期世代に該当される方は、大体 35 歳から 45 歳ぐらいまでの 10 年間の方々だと思うのですが、飯綱町におられるかは別としまして、大体の人口から見ますと男性が 500 人、そして女性が 500 人、合わせて 1,000 人の方々がそのところにおられるということになっております。

それでは、次の不登校についての質問に移らせていただきます。

昨年 10 月 27 日、県の教育委員会は 2021 年度中に 30 日以上欠席した不登校の児童生徒数について、小学生が 20 年度比 16.9%増の 1,596 人、中学生が 20 年度比 27.7%増の 3,111 人で、それぞれ過去最多を更新したと発表。新型コロナウイルス感染拡大に伴うもので生活リズムが乱れたことが影響したと見えています。また各学校が感染状況に応じて、学級閉鎖や臨時休校を行い単発の休みが増えたことから生活は不規則に、学校行事の縮小や給食時の黙食があり、交友関係を築くことが難しく登校する意欲が湧きにくい状況が生まれたとのことでした。

文部科学省の調査によりますと、小中学生の不登校の要因として学校が選択肢の中から主たる要因を選ぶところでは、本人の無気力・不安という項目が 49.7%、生活リズムの乱れ・遊び・非行の欄には 11.7%、いじめを除く友人関係で 9.7%、親子の関わり方が 8.0%などが挙げられました。無気力・不安・生活リズムの乱れが不登校の要因として 60%を超えていると学校のほうでは考えているようであります。

県教委はスクールカウンセラーの拡充や教室以外の居場所づくりを進めるということですが、町の現状を教えてくださいませんか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 町の現状をということですので、私のほうから答弁させていただきます。県事業によります長野県でのスクールカウンセラーの配置につきましては、1 人の職員が数校を兼務する形ではありますが、全校配置となっております。町ではこのほか、独自にスクールソーシャルワーカーを配置しまして児童生徒、保護者等の相談に当たっております。さらに長野地域連携中枢都市圏における連携事業としまして、教育相談関係者の資質の向上と参加

市町村間の情報共有やスクールカウンセラーの共同活用の検討を令和5年度から行うよう現在進めているところです。

また教室以外の居場所づくりの面では、空き教室などを利用したクールダウンの場所を設けたり、放課後登校などが気兼ねなくできるような環境整備に努めております。さらに町内にありますフリースクールなどとも情報交換をしながら連携を図っているところです。なお、かつて飯綱町でも設置していたことがあります中間教室等の設置検討も進めておりまして、子どもたち一人一人に合った居場所づくりを進め、学びの場を今後も確保してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 「新型コロナで教員忙しさに拍車」との見出しで新聞報道がなされまして、教員からの声が上がっております。コロナ禍の不自由が漠然とした不安につながっているのではないかと。子どもと接点を持ち、話を聞き続ける以外に不登校への特効薬はない。しかし、その時間的余裕が失われている。または、コロナ陽性の可能性を考えると登校を促せないとの意識が学校に浸透をしていて、そういった欠席を見逃すことが長い不登校のきっかけになるのではないかとというような話が載っておりました。

そこで、2番目の質問ですが、不登校特例校設置を巡り市町村との協議の場を設けるとしていましたが、県教委のほうと協議をされたことはありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） この不登校特例校に関しましては、昨年12月に県を通じまして文部科学省から協力依頼としまして不登校特例校の設置・促進に向けた連携協力体制の構築についてとしまして、事務連絡があったところです。この協力の依頼の内容につきましては、全国での設置の気運が高まるよう、既に設置の不登校特例校が連携協力して特色ある取組や実践を全国にPRし、学校設置を希望する地方公共団体や法人等に設置に関するさまざまな情報交換等を行うことができるように配慮いただきたいとする事務連絡です。具体的には、協議会の設置の協

力、また全国の集いへの出席、すでに設置済みの不登校特例校に対するアンケート調査といった内容でして、特段、県市町村での事業展開に関する具体的な情報等は今のところないわけですが、今後、特段の協議の場がありましたら検討等も含めまして、進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 不登校児童生徒への支援として専門家から、対策の鍵になるのは不登校の児童生徒に合わせてカリキュラムを柔軟に組むことができる不登校特例校設置促進を挙げています。先進的に開校したところでは、目覚ましい成果を挙げているとのこと。しかし、人材不足や財政的な課題もあり特例校の設置状況は10都道府県の21校にとどまっているそうです。子育て応援トータルプランにも特例校について、全ての都道府県、政令都市に1校以上を設置し、将来的には全国で300校程度まで増やすことを掲げております。

また政府は、昨年6月に制定しました骨太の方針と言われる、経済財政運営と改革の基本方針に、全都道府県に特例校の設置を目指す方針を明記しております。23年度予算案に設置促進の経費が計上されました。

そこで、通告には書いてはありませんでした。ここで教育県長野として県都長野市に、この特例校設置の要望をしてほしいと思うのですが、教育長にその見解をお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ご質問にお答えします。特例校設置につきましては、先ほど教育次長が申しあげましたように、まだ本当にそういったことをこれからやっていきますという事務連絡が来た段階ですので、具体的にどういった運びになるかなど、そういったものはまだ地教委のレベルでは、何をする、これをするという段階ではありません。

ただ、今、議員がおっしゃったように、長野県にはまだ設置されていませんので、たぶん県としては、これからそういう動きを進めていくのだと思います。そうなった時に、長野県の第1校目をどこに設置するのがふさわしいかという全県的な問題ですので、いろいろな現状か

ら考えたときに、その第1校目は飯綱町が一番いいとはたぶんならないと思います。そうなった時に、例えばもし、それが長野市であるとなれば近隣の飯綱町にも関わってくることで、それに対しての要望などは出していきたいと思いますが、それは今後のそういう国と県の動き等を注視して、できるところから関わっていければと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） ありがとうございます。分かりました。

最後に、日本大学文理学部、末富芳教授の寄稿文を紹介いたします。「この国で希望する人が結婚、妊娠、出産をためらわず、特に女性が働くことを希望する場合も、そうでない場合も、安心して子どもを育てられる人生設計を実現することができる。それが子育て応援トータルプランが実現した日本の近未来像である」というエールを寄せてくださいました。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は、10時40分からとします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

◇ 風 間 行 男

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号8番、風間行男議員を指名いたします。風間行男議員。

なお、風間行男議員から演壇における資料等の提示許可願いが提出されましたので、議長はこれを許可しました。

〔8番 風間行男 登壇〕

○8番（風間行男） 8番、風間行男です。事前通告に従い、順次質問いたします。

まず、飯綱町農業の未来についてお伺いしていきたいと思います。町長のあいさつの中で、

今年度より農水省から職員を採用され、飯綱町の課題と未来を見据えた対策等に真剣に取り組まれようとしていることは大変力強く感じました。高齢化社会とともに後継者問題、生産性向上と農業経営をどうするのか。日本の食料自給率はカロリーベースで38%です。国も地方も喫緊の課題として真剣に取り組む必要があると思います。

輸出国で戦争が起きていることで物価が高騰し、生活に影響が出てきています。近年では、世界的な異常気象で干ばつ、豪雨による農地の浸水、ひょう害などが多発しているなど、輸入ができない状況があった場合には国民の食料危機が予測されます。

サラリーマンには賃上げがありますが、農家には賃上げがありません。農家自ら価格決定もできず、市場価格に左右され、安定した経営が難しいのが現状だと思います。農家もサラリーマン並の生活ができるようにならなければ、農業の生産性向上と安定した農業経営は望めないと思います。

農地の規模拡大や競争に偏った政策が進められた背景があります。農業経営を支える支援が必要ではないか。離農者が多い現状で優先すべきは所得補償で、安定経営が実現できると思います。

世界の自給率ランキングでは、日本は124位、穀物自給率では28%、生産額ベース食料自給率は68%です。日本のカロリーベース食料自給率向上と農業の生産性向上と経営安定には農産物の最低価格保証がなければ、荒廃地の拡大、農家の後継者不足や嫁不足、子どもの減少など多岐にわたり影響を及ぼし、農業の減退が加速し、食料危機に陥ると思われれます。

日本の食料自給率向上と農産物の最低価格保証制度に進出すべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員が最初におっしゃった、農水省本省から職員が来ていただけるということは、飯綱町の農業を確固たるものにしたいというのが大きな目的です。大規模農家も小規模の農家もいらっしゃいます。日本の縮図のような農業地帯の農業振興

をどうやって確固たるものにしていくかという意味で、農水省と一緒に検討していきたい。そういう2年にしてほしいと、私も大きな期待をしております。

お尋ねの、食料自給率の向上については論をまたず、私も全く賛成です。少なくとも戦争みたいなことばかりを想定しなくても、国政として国の義務として、国民の食料の安定供給を目指すという農政を展開してほしいのは基本の基本です。それはぜひお願いしたいと思っております。私たちは国の方針に基づいて、それぞれの自治体として独自の支援がどういう形でできるかということを探求していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

農産物の最低価格保証も農家にとっては大きな意味があると思っております。ご存じのとおり、米価はそういう歴史を踏んできたわけです。昔のように玄米60キロ1万8,000円〜2万円ぐらいで価格保証をしていただけたということなら、一反歩で20万円上がって、1町歩作れば200万円かという計算ができていくことになります。今日までの経過を見ますと、日本という国が生きていくためには、いつまでも価格保証ができなかったというのもやはりれっきとした事実だろうと思っております。しかしながら、ご意見と同じで、穀物の安定供給、自給率を上げていくということにおいては、何らかの農家支援を徹底していく必要があります。

私は地方創生事業で、フランスのノルマンディーに自費で行きましたけれども、パリから電車で約30分少し出ますとそこは農村地帯でした。荒廃地がなく、なだらかな丘にアブラ菜と麦が非常にきれいで、そしてそこに牧場的なものが広がっている。素晴らしい、これがフランスが農業国といわれるもともとと思いました。聞きますと、価格保証というよりも土地を維持していくための保証。日本でやっている中山間地事業の拡大版をやっておられるのかと。

そういう事業等をやって農家全体の所得の安定を目指すやり方もあるでしょう。価格保証制度がいいから、飯綱町で米については一俵幾らで保証するというのを本当はやりたいたいですけれども、正直言って、それをやれば町の財政は破綻いたします。

これについても賛否両論あります。どういう形の保証がいいのかは、農家がいいものをいろいろ作りたいという耕作意欲や消費者の動向など、もろもろの関係を調整した上で、大きな国の義務として、農家の支援策をしっかりと考えていただく。その大きな転機になってほしいと願

っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 飯綱町の基幹産業の一つであるりんごの生産、最低価格はキロ 200 円が必要と農家の方からお伺いしております。米においてもキロ 250 円が必要だと思います。

生産農家が自ら販売ルートを確保できるなら農協はいりません。農家のための販売は農協が大きく関与していきますので責任は重大です。行政と農協と生産者で、仮称ですが、農政対策委員会等を今後設立する必要はないかどうか、町長にお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 少し趣旨は違うかもしれませんが、米については農政連絡協議会的なものをやって、今年の減反政策はどうするかなどを決めてきています。それは各生産者部会の人なども集まってやっておられます。どちらかといいますと、私と議長が来賓という形で出席しませぬけれども、一定の示された数値の中で、ご確認をいただくとともにご承知願いたいという内容できているのが今日だと思います。

私は、米に限らず、役場や自治体が行う農政と JA さんの考え方、農家はどのような代表者がいいのか。おっしゃるとおり、正式な何とか協議会がいいのか、年に一度は農政懇談会というようなものを開催して意見を聞く機会を持ったほうがいいのか。いずれにしても最近、コロナの関係もあつたのかいろいろな会議が中止や延期になる傾向があります。

心配なのは JA も経営の分散化などの方向もありますし、農協がどんどん大きくなって、りんごも飯綱ブランド独自のものはそろそろ卒業していただいて、JA ながのという全体のブランドとしてやっていくという話も農家の方は聞いているようです。そのことについては賛否両論いろいろのご意見もお伺いしました。今後、そういうことを協議し、話せるような機会を設定するように考えていけというのは賛成です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 現在、当町の水田面積は 740 ヘクタールのうち耕作面積が 420 ヘクタール

です。畑の面積は 995 ヘクタールのうち耕作面積は 370 ヘクタールです。水田の耕作面積減少の大きな原因は減反政策がすごく影響を及ぼしているものと考えております。私はこれにより多く減反を強要されたと思っております。300 ヘクタール近くの面積の減少が起こっています。そこにきて高齢化や離農や後継者不足に拍車がかかり、作付け面積が減少してきます。

町として離農問題の解決と新規就農者の確保をどのようにお考えかお伺いしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 米農家に限らず、農業後継者、担い手の確保の問題は非常に大切な問題です。そういうものを確立したいので農水省から助言をいただくような職員に来てもらおうかというのが発想のスタートでした。

既にご存じのとおり、新規就農者等に対する支援策も国、県がらみでありますし、そういう事業は既に実施しているものもあります。現状実施をしている中で、まだもう一步進んだ対策をやっていけというのは、まさしくこれからの飯綱町農業をどうしていくのかという大きな問題です。今から検討するという意味ではなく、その点については何年も検討をしてきましたが、もう一つ具体的なヒットする名案が浮かんでこないのは事実です。

そこでまず、第一次産業としての農業をもう一回しっかりしたものにしていこうと。ともかくどうやって生産体制を構築すればいいのか、ほ場の整備が足りないのか、機械力をやったほうがいいのかではないのか。または、後継者と考えているけれども思い切った程度の法人化をどんどん進めてやっていったほうがいいのか、外部の資本を入れることを考えるかなど、そういうことを総合的に対応して 2～3 年、4～5 年、第一次産業としての農業の確立をしていきたい。

ふるさと納税がおかげさまで、令和 4 年度実績で 6 億 7,000 万円を超えています。私は 2 年後には 10 億円を目指したい。なんとと言っても約 4 割から 4.5 割ぐらいは残ってほしい。つまり 3 億円、4 億円の町で自由に使えるお金を農業振興、商業振興、人口増対策、子どもたちの育成、老人福祉などの費用に向けていきたい。

農業によって生きている、本当に理想的な飯綱町にするためにも、第一産業としての農業を確立したい。議員は米の大規模農家ですが、もう一回、転作についてもどういう作物がいいのか模索し、米にこだわらず収益性の上がるものも積極的に取り組んでいかなければ、今の荒廃地、減反対策の面積 300 町歩以上が遊んでいるという現実を解消していくことにはつながらないと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に、減反政策の見直しについてお伺いします。転作作物では大豆、そば、酒用の掛米等が栽培されていますが、収益が上がらないのが現実かと思います。

農林水産省では新しいコメ新市場開拓等促進事業が創設され、新たに米粉に適した米の生産に、収量にかかわらず 10 アールあたり 9 万円を交付します。導入を促す加工用米 3 万円、輸出用米 4 万円は 23 年度でも水田リノベーション事業で同水準の助成をしていたが、23 年度事業では別事業に見直され、加工米、輸出用米の助成がなくなることから、今回の事業で助成を設け、継続的に支援する米粉生産拡大に政策転換されました。

申請の要件は実需者への販売計画や生産コスト低減につながる技術に 3 項目以上を組み合わせることを盛り込んだ計画を立て、地域農業再生協議会が申請する。対象となるのは、低コスト技術はドローンなどスマート農業の活用や直播栽培の土壌診断に基づく肥料など。主食用米からの転換面積規模などでポイントを付し、評価の高い協議会が採択される。米粉に適した品質はミズホチカラ、笑みたわわ、ふくのこ、亜細亜のかおり。この用途別がありますが、ケーキ、パン、麺などはいずれも学校給食に食することで地産地消にもなり、小麦粉の高騰に対応できることと、さらに自給率向上と農家支援になると考えますが、今後の飯綱町でも米粉生産拡大に向けた施策を推奨する考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私も農業新聞で 10 アール 9 万円の米粉支援を見まして、議員からもお話がありましたので、担当課に深く研究をしてみようという指示をしました。

そういう制度ができたのですが、それをクリアしていくには、よくもいろいろなことを考えるものだと思いますが、いろいろな条件をクリアしていかないと9万円にはたどり着かないという点があります。だから取り組む必要がないという意味ではなく、なんとか取り組んでいけるものがあるのなら研究をしてみたいと思っています。もろもろの条件等については担当課長から申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。先ほど議員からもお話がありましたように、コスト削減対策として3つ以上のものに取り組まなければいけない。生産もそうですけれども、利用するほうも新たな製品開発や、生産から商品の流れをつくる事業者の確保等、必要な条件がそろいませんと、なかなかこの事業にすぐ取り組めるということにはなりませんので、まずその条件、推奨対象を実施していくことから取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 確かに飯綱町独自では難しいかと思われませんが、JAながのがありますので、それを基盤に推進していただければと思います。

次にお伺いします。国の米粉利用拡大支援事業についてですが、ロシアがウクライナに侵攻し小麦の原料不足は既に皆さんはご存じだと思います。国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用が重要な課題です。米粉量の拡大に向け、米粉の特徴を生かした商品開発、需要の拡大に対するための製造能力の強化、米粉専用品種の生産拡大に向けた取組が必要だと思われまます。

国では米粉商品開発支援事業があります。食品の加工・製造を行っている業者またはこれらが組織する団体。飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者、またはこれらが組織する団体。食品の流通業者、新用途米、米粉またはこれを原料とする製品を製造または流通する事業者。対象経費は商品開発経費で、調査に伴う機械の導入、製造ラインの変更、増設費用など補助率2分の1があります。昨年12月に補正予算で組まれた事業ですが、今は受付停止とな

っています。農林水産省に確認しましたところ、今年度の予算で復活するとのこと。いずれにしても、事前に準備しておくほうが対応できると思いますが、お伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その事業があることも承知しております。

現在、ふるさと振興公社に米粉の製粉機は1つあります。10年ぐらい前に米粉のブームがあった時に補助事業で導入したもので、機種的には少し古くなった形です。今はもっと素晴らしい、いい米粉製粉機が出てきているようです。

最近、ヨーロッパや日本でも多いのですがグルテンフリー、小麦粉のアレルギーということで、パンやうどん等をそば100%、米100%というような形で生産された品物を求める人も非常に多くなってきていること。また、これだけ豊富な素晴らしい米が採れる飯綱町ですので、そういう米を使った独自の商品開発というものを、町が直接ということではなく、そういう販売をしたい、現実に販売をしているような事業者呼びかけるような形で、今すぐ取組は少し無理ですが、将来的に考えていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に米粉製品能力の強化事業があります。米粉業者、食品業者等による米粉製品の施設整備及び製造設備の増設支援であります。これは補助金2分の1ですが、上限が50億円、下限が2,500万円です。

今、町長が言われたように、米粉が主体でグルテンフリーの場合は設備機械に加えて建物の支援も対象です。米粉と小麦粉のブレンド製品の場合は製造設備機械が支援対象で、建屋は対象外となっています。

令和4年度12月に農林水産省より国内で自給可能な米、米粉や米製品の利用拡大に向けた支援をするとの事業があります。

私は国の情報を早くキャッチし、当町で設備し、農・民間・商連携し、再生協議会や振興公社、法人、個人に働きかけ、事業化できるか検討するべきと考えますが、お考えをお伺いいた

します。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その前に、しかるべき面積に作付けをして生産をしてこななければならないという前提の中で、施設の強化ということに対する補助です。先ほどの答弁のとおり、どこの方面にどのようなものをどのように売するのかをしっかりと調査し、把握した後に一定の生産規模を想定し、それに見合う施設の整備を行っていくというのが流れになっていくと思います。一般的な言い方で恐縮ですが、決して悪い事業ではないと思っていますので、今後、検討・研究をしていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 飯綱コネクト体育館の利用変更についてお伺いいたします。

米粉については検討ということですが、できれば体育館の中に米粉生産ラインを造り、残りのスペースでタワー方式の野菜の生産をすることで雇用が生まれるとともに、米粉を使った学校給食や直売所の野菜不足の解消と直売所の顧客確保になると考えます。さらに米粉の販路としては、姉妹提携している自治体、学校給食、パン工房、町の特産りんごケーキ、おやきなどの原料と考えますが、町長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結果としてはそういう工場が必要になったりするのですが、コネクトの体育館利用については、既にそれぞれの施設で利用目的の中で利用されています。いろいろな意味では地域の避難所の指定をしている場所でもあります。もろもろの事情から体育館については、当面その利用は考えておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に水道管漏水箇所の特定についてお伺いします。

水道事業を行う県企業局や長野市、上田市が本年度から人工衛星のデータを活用し水道管の

漏水箇所を特定する愛知県の企業に委託し、調査するとの記事がありました。今までは委託先の民間業者が支柱の異常音をもとに漏水を調査するのに、長野市では 10 年かかり費用は 1 億 5,000 万円かかったそうです。これを活用することによって費用が 3,500 万円減額されることが見込まれます。調査期間も 2 年で済むとのこと。人工衛星のデータを活用し水道管漏水箇所を特定し、当町でも活用することで水道水の有収率向上になると思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。上水道の衛星を使った調査についての質問です。

水道の有収率の問題は町でも大きな問題と考えております。令和 3 年度の決算値では、町全体の有収率が 69.1%ということで 7 割を切る状況になっているところです。その中で三水地区は 77.9%、牟礼地区は 64.7%ということで、牟礼地区の有収率が特に低くなっており、上水道の経営の面からも大きな課題であると認識しております。

そうした中で町としては、毎年、年間で 150 万円から 200 万円程度の予算の中で漏水調査を実施しているところです。今年度は町全体で 14 カ所ほど修繕を行ったところです。

一方で漏水調査については、県の企業局からロガーという新しい漏水調査の機械も無償で借用いたしました。職員によって漏水の可能性のあるエリア特定するのに非常に具合のいい機械です。こうした機械を使いながら具体的な調査を行ったり、修繕計画を進めているところです。

そうした中で、議員からご指摘のありました県や長野市等が共同で行った人工衛星を使った漏水調査、これは新聞でも取り上げられました。色々なところで表彰も受けている工法で、令和 2 年に愛知県の豊田市で初めて行われた技術によるものです。人工衛星から地上に向けて照射された電磁波に対する反射波を解析することで漏水を探知する。その漏水の可能性のあるエリアを一定の範囲に絞り込んでいき、その後に詳細調査を行う時にエリアが狭められてくというので、非常に有効なものと認識しております。

県の企業局に確認をしましたところ、今年度、企業局と長野市、上田市の 3 者の共同で発注

をいたしまして、その調査を行ったということです。その調査内容のついての詳細が近日中にまとまるとお聞きしております。現時点で概略をお聞きする中では、1団体あたりに割り返しますと、調査費用が800万円ほどかかると聞いております。

一方での中率がどの程度かという点が問題であります。平地では一定の的中率という形になるわけですが、山間地域や支障物がある地域では的中率が大きく下がるというようなお話も聞いておまして、やはり費用対効果というものが課題になってくると認識しております。例えば、長野広域など複数の市町村による共同発注というものが行えれば、1団体あたりの費用の削減効果も期待できると考えているところです。

何れにいたしましても、この調査内容について詳細な結果がまとめられた時点で関係機関から情報収集し、町としての費用対効果の面も総合的に考えながら導入についての検討を行っていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 私もお伺いしたところ衛星で撮るもので長野市、上田市、須坂市など広範囲に撮れるというメリットがあるそうです。今、言われたように飯綱町も参加した場合には費用対効果がどのぐらいなのか分かりませんが、ぜひ参加して漏水を早く発見し、有収率を上げる努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程は終了しました。これより休憩とし、再開は1時といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時 0分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、本会議2日目、議案第28号、令和5年度飯綱町病院事業会計予算における風間議員の質問に対する答弁の申し出があります。議長は、これを許可しましたので、相澤病院事務長よりお願いします。相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） 一般質問の前にお時間をいただいてすみません。

令和5年度の飯綱町病院事業会計予算の12品目を来年度の当初予算で更新していきたいというご説明をさせていただき、どのくらい使ったのかという使用経過等につきまして、前回、風間議員からご質問がありました。

今、議員の皆さまにお配りしましたとおり、一番右側のところに経過といたしまして、購入した年度と使用年を、記載できるものにつきましては入れさせていただきました。あと、経過の中には、購入目的につきまして記入をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一。通告に従い質問いたします。

憲法第26条第2項に、義務教育は無償とする、なんて素晴らしい文言でしょうか。無料で義務教育を受けられるとは、とてもいいことです。

では、誰が負担しているのか。実は、ほとんどは県・市町村で負担をしています。義務教育費用の主なものは、ハードウェアとして校舎の建設や維持管理と、ソフトウェアとして教職員費があります。校舎についてですが、もちろん町が出しています。その維持管理費も町が出しています。教職員費について言いますと、国は先生方の給料の3分の1近くを負担しているに過ぎません。残りの3分の2以上は、県が負担しています。本来は国が3分の1、県が3分の2ですが、国の基準による最小限の教員分しか国は負担していません。最小限です。必要最小限ではありません。県が必要と判断する分の教職員は、加配という形でその給料は県が全額負

担っています。さらに、飯綱町のように教育に力を入れているところは、町の財政でさらなる加配の先生の給料を負担しています。

実際の金額がどれぐらいかと言いますと、令和3年の実績で県の負担は、牟礼小と三水小を合わせた小学校が2億5,000万円程度になっています。ですから、国が負担しているのは1億円ちょっとということになります。さらに、町では加配分を負担しています。この結果、国が憲法で義務教育を無償とすると言いつつ、国が負担をするのは一部でしかありません。

実は、ここに問題があります。先生に仕事を頼んでも、時間外の手当を払うのは県や国です。そして、県や国は、先生に時間外の手当を払いたくないのです。お金をかけたくない。それが、今の先生方が過重労働に陥っている、あるいはボランティア同然で一部の業務を担っている現況の一つがこの経費負担の在り方で、数ある要因の一つです。

昨年9月の一般質問で、原田議員や瀧野議員が言及していましたが、スポーツ庁、文化庁の有識者会議を受けて、文科省で中学の部活の地域移行が決まりました。地域移行と言っておりますが、実質は廃止です。

これらのもとをたどれば、平成31年の中央教育審議会が出した先生の働き方改革の答申に行き着きます。この答申を一言で言うと、何でもかんでも先生に押し付けるなということです。頼むほうは給料を払わなくていいので楽です。それが一つの原因になっているのですが、これを詳しく説明しますと、学校の業務を次の3つに仕分けしています。まず一つは「ア 学校の業務でないもの」「イ 学校の業務だが、教師が担う必要のないもの」「ウ 教師が担うもの」。要するに、教師が担う必要のないもの、そもそも学校の業務ではないものと判断した業務については、新たに職員を町の負担で雇って、教師の負担を軽減しなさいということです。

最初の質問に入ります。給食は、今言ったイの学校の業務であるが、教師が担う必要のないものに相当しています。学校の業務です。学校給食法では、安全面については教師の責任となっています。例えば、食物アレルギーなどについてです。実は、伊藤議員が先日、給食無償化の質問をした答弁の中で、教育長は、義務教育の範疇ではないと答弁したと記憶していますが、これは学校給食法によれば、安全面に関してですが、学校の義務教育の範疇になります。

そこで、町として、給食時の教師の負担軽減をどう考えているか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃったように、学校給食の業務に関しては、中央審議会の答申の中で、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務と述べられています。

その給食時の対応ですが、大きく分けて3つあります。1つは、給食指導。2つ目は、食に関する指導。3つ目は、食物アレルギーへの対応等の安全管理。この3つから成り立っているわけですが、現状を申し上げますと、今、飯綱町で教職員が担っている仕事は、給食指導のみであります。

給食指導は、学習指導要領の中で特別活動として位置付けられています。ですので、学級担任の指導が原則であります。また、例えば、子どもはもちろん給食を食べるのですが、先生たちが自分たちでお昼を持ってきて給食を食べないのなら、この中央審議会がうたっているように地域ボランティアの協力を得るなど考えることも必要かと思いますが、飯綱町の場合は、全員の先生方が子どもと一緒に給食を食べてみえます。そういう意味からも、今のところ飯綱町では、給食指導は特別活動として位置付け、学級担任の指導のもとで行っていただいています。

2つ目の食に関する指導ですが、これにつきましては、もちろん家庭科の授業の中で食育も行いますが、栄養教諭が学校に出かけて行って食育の授業を行ったり、それから、毎日給食の際にランチレターというものを発行して、そこで毎日子どもたちに食に関する指導が行われています。これは、全て担任の負担にはなっていません。

それから、安全管理についてですけれども、飯綱町においてはアレルギー対応等の安全管理も全て共同調理場が担っています。特に、アレルギー対応に関しては、栄養教諭のほかに飯綱町独自にアレルギー対応の管理栄養士を雇っておりますので、そういうことで学級担任等の負担になることはありません。

なお、さらに給食費の徴収についてですけれども、飯綱町は既に公会計で教育委員会が行っ

ておりますので、教員に負担をかけていることはありません。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問に行きます。

登下校について、これはもう学校の範疇ではないと答申でうたわれているのですが、登下校に関する教師の負担軽減については、どうお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃったように、児童生徒の登下校については、基本的には学校以外が担うべき業務として位置付けられています。当町においては、児童生徒の登下校の日常的な見守り活動等は、既に保護者や地域の住民が行っています。教職員の負担にはなっていないと思います。

具体的には、飯綱町コミュニティ運営協議会を組織しているのですが、その中に、おらほの学校応援団があります。そのおらほの学校応援団の中に、安心見守り隊が登録されているのですが、これは地域の方や保護者がそこに登録して下さって、安全のたすきを肩からかけていただいて、登下校のときに子どもの見守りをしていただいているという、それが中心になっています。

また、皆さんもご承知のことと思いますが、3時15分になりますと、小学校の下校時刻に合わせて防災無線で校歌のオルゴール曲を流しまして、地域の方に、「そろそろ小学生が帰りますよ。畑仕事していたり、庭先にいたら、見守りをお願いしますね」ということでやっているのは、皆さん周知のとおりです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次に、中学校の部活の話をしたと思います。すみません、少し長くなるのですが、かなり根が深い話なので聞いてほしいと思います。

一言で要約すると、文科省と下部組織の中央教育審議会、スポーツ庁、文化庁、これらが食い違いの見解を見せています。どちらかという、文科省は下部組織の意見、答申を全く無視

している状況です。少し説明します。

部活は、平成 31 年 1 月の中央教育審議会の答申の中で、イの項目、学校の業務だが、教師が担う必要のないものの中に分類しています。要するに、学校の業務ではあるのですが、先生が必ずしもやる必要がないということです。ところが、どういうわけか文科省の各県の知事、あるいは教育委員会に対する通知、これは平成 31 年の 3 月に出ているのですが、学校における働き方改革に関する取組の徹底についてという通知が出ております。この通知の中では、最終的に部活はできるだけ早いうちに地域移行をして、最終的には地域移行にしろとうたっております。同じく、文科省が出している令和 2 年の 9 月発行のものですが、学校の働き方改革を踏まえた部活改革でも、やはり地域移行となっております。地域移行となった場合は、責任はもちろん地域の団体であり、学校とは関係ないという形になります。少し不思議なのは、文科省がこの前の平成 29 年頃に発行しているのですが、学校における働き方改革の推進状況という資料の中では、部活は学校の業務だが、教師が担う必要のないものとやはりうたっています。さらにその資料の中では、2019 年度の予算の概算要求で、部活の外部指導員がはっきりと出てきましたが、外部指導員に 13 億円を盛り込んであります。実際にどうなったか調べていないのですが、なんとその外部指導員は、国が 3 分の 1 かもしれませんが、負担してくれるような話でした。

これは、学校の業務なのか地域移行なのかによって全然その意味が変わってしまいます。地域移行ということは義務教育ではないと言い切ることであり、完全に責任放棄です。これは、実は大きな方針転換で、受験に必要なもの以外は切り捨てるということです。義務教育の範囲が大幅に狭まることとなります。

もともと義務教育の定義があるわけではありませんが、中央教育審議会の義務教育の目的の一つに、「社会に生きる市民として、職業生活、市民生活、文化生活などを充実して過ごせるような力を育むこと」というものがあります。文科省は見事に中央審議会の意向を無視したことになります。

併せて令和 4 年 12 月、本当についこの間ですが、スポーツ庁と文化庁の連名でガイドライン

を1つ出しています。どういうガイドラインかといいますと、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、これが昨年の末に出ています。この最初の項目「適切な運営のための体制整備」の(2)指導・運営に係る体制の構築の中で、原文をそのまま言います。「校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導の内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する」このようにうたっています。さらに同じガイドラインの5番に「学校部活動の地域連携」という項目がありまして、この中では「都道府県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める」ともうたっております。要するに、地域移行と言っても、学校の関与をそのまま続けるようなうたい方をしております。

実のところ、このガイドラインの前文のところにこういう言葉があります。「生徒の自主的で多様な」という言葉があります。要するに、部活を放棄するわけでもなく、逆にできるだけやりたいことをやらせる。そのために、外部人材を採用してもいいし、他の学校と共同でやる、あるいは地域団体と協力してもいいと言っているのです。単純に地域移行と言って責任を放棄しているわけではなく、先ほど言ったように、地域と協働・融合した形とうたっています。要するに、学校は知らんふりはできません。

教育関係者、保護者は、まずこのガイドラインをよく読んでほしいと思います。もちろん文科省の偉い人たちも読んでほしい。もし駄目なら駄目ではっきりとなぜ駄目なのか言ってもらいたいと思います。

ちなみに、部活の地域移行に関しては、図らずも信州大学教育学部附属長野中学校は移行を完了していると言えます。一例ですが、この附属中学は国立ですが、独立法人でもあります。したがって、労働基準監督署のチェックが入ります。ですから、先生はサービス残業ができません。見つかったら注意が行ってしまいます。原則、残業や休日出勤はありません。そのため、

基本的に学校は部活に関与をしていません。関与することがあったとしても、午後5時で終わりです。

部活は保護者が主体となって行っています。保護者自身が教えている部もあれば、指導者を雇っている部もあります。必要な場合は、移動は保護者がきちんとやっております。学校の施設は自由に使えますが、備品については、授業で使うものについてはもちろん学校でメンテナンスや購入をしますが、授業で使わないものについては保護者負担となっています。これは一応、既に完全地域移行したところの一例です。

さて、飯綱中学には、既に地域団体に移管されている部、スキー、剣道、バドミントン、サッカー、ゴルフ、このほかに、まず従来ながらの学校の部活、バレーボール、陸上、吹奏楽等、10個ぐらいあります。プラス、実はクラブという形で華道、美術、科学があります。生徒の部活加入率は80%以上です。ほとんどの生徒たちが何らかの形で部活を行っている状況です。

従来ながらの部活動から先生を外した場合、私の試算ですが、概算で人件費だけで1年間で約900万円が必要になります。先ほどのガイドラインがあるのですが、ガイドラインの前文には「保護者の負担を考慮し」ともうたっております。

そこで、町として部活に関わる教師の業務を外す場合、その費用をどうする予定でいるのかお聞きしたいと思います。やはり一番心配しているのは、保護者の皆さんはお金の負担が増えるのかどうか、存続できるのかどうか、その辺を心配されている方が多いと思いますので、まず予算的に町としてどうお考えなのか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。部活動については、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務です。部活動の設置というのは、もともと設置運営は法律上の義務ではありません。

ですから、私が中学校の教師になったはなというのはのどかなものでした。まだ半ドンで土曜日に授業があって、土曜日ともなると、子どもは弁当を持ってきて、弁当を食べて、食べた

子からどんどん部活を始める。先生たちは、土曜日だからたまには外へ行って食べるかと、近所の食堂へ行ってご飯を食べる。ゆっくり食べて帰ってくると、もう子どもが部活を始めていて、少し仕事をしてから部活を見に行くかという、のどかなものでした。子どもは子どもで、どんどん自分たちでやっていました。

でも、例えば顧問のいないときに子どもがけがをしたり、いろいろそういう問題が出てくるたびに、教員が部活にどんどん縛られていって、現在は、顧問が子どもの活動を必ず見なければいけない、見られないところでは部活はやってはいけないと、そこまで縛られてきているわけです。ですから、今、部活というのは教師にとって大変負担の大きい業務の一つとなっているのは事実です。

一方で、その中学校・高校での部活動が思春期、成長期の子どもたちに果たす役割は大変大きいです。子どもたちの健全育成の中で、部活動の果たしてきた役割というのは大変大きいと思います。ですから、単純に負担が大きいから部活はやめるとか、学校では面倒を見ないなど、そう単純に結論は出せません。

今、スポーツ庁が部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備という方針を出して動き出しているところですが、方針や方向性を言葉で表したからといって、それがすぐ現実になるわけではありません。スポーツ庁の出したこの事業も、本当にまだ緒に就いたばかりで、これがこの先どうなるかというのは、まだ私たち現場や教育委員会でも本当に海の物とも山の物とも分からない、そういう状態です。

ですので、これから国の動き、県の動き等を見極めながら私たちも動いていきたいと思っています。将来的に飯綱町の子どもたちが地域でスポーツや文化活動に取り組む体制ができて、整っていくとしたら、町としても積極的にそれに取り組んでいきたいと思っています。当面のことですが、私たちも全体像がつかめないのも、実は、この3月の終わりに県から係の方を講師に招いて、関係者が集まってこの部活動の地域移行に向けた学習会を行おうと思っています。まだ今はそういう段階ですので、ここで予算をどうする、こうするということまでは言及できない状態です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今のところは未定だそうですが、一応、文科省では令和7年までに地域移行とうたっています。ということは、少なくとも令和5年については今までどおりで、6年がどうなるかぐらいでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） スポーツ庁の取組が緒に就いたばかりと申しあげましたけれども、現在、飯綱町においても、全く行われていないわけではありません。

議員もご承知のように、既に社会体育に移行しているスポーツもあります。それから、もともと部活とは全く別に、スキーやバドミントン、ゴルフ、今はダンスなど、学校の部活動にはないけれどもいろいろなスポーツや競技があって、そういうものを幅広くお子さんたちが学ばれる。それはご家庭の考えでやられることであります。そういうことも含めて、子どもたちのスポーツや文化活動の全てを学校が担っているわけではありません。

ですので、例えば目途として6年度や7年度など、そういう数字は出てくるかもしれませんが、それでも、そこで100%完成できるかどうかはそれもまた未知数です。

でも、できるところから、やれるところから少しずつやって、将来的には子どもたちがスポーツや文化活動を地域の中で親しめる、楽しめる、そして自分を成長させられる組織づくりをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） もちろん子どもたちが楽しめるのが一番ですが、やはり保護者からすると、経費の負担がどれぐらい増えるのか、あるいはいつから増えるのか。あるいは町の方針としてできるだけそれは保護者に負担をかけないように、できるだけですが、するように、とにかく町としては精いっぱい応援していくというお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。それについて今すぐ具体的なことを申し上げることは、今の段階ではできかねます。

今までその部活動というのは、学校に通っている子どもにとっては、ほぼ経費がかからずに、自分の道具やそういったものは保護者負担になるかもしれないけれども、指導者にお金を払ったりすることがなく、本当にやりたい子が誰でもできるということが部活で保障されていたわけですが、それは議員もおっしゃるとおり、教員のタダ働きの上に成り立っていました。本当に雀の涙ほどの部活手当ですけれども、それで放課後もなし、土日もしという、そういう犠牲の上に成り立っていたわけですから、今度それを地域に移すといった場合に、どうしてもそれは保護者負担やそういったものもある程度生じてくるかもしれません。

でも、やはりそうなったときに、今度は全ての子どもがスポーツや文化活動を享受できないといったら、それはそれで問題ですので、国なり県なり市町村なりが、できるだけ多くの子どもが、費用がかかるから諦めなければいけないといったことのないように知恵を絞ってやっていきたいと思っています。

ただ、具体的なことは、本当にこれから検討していく課題だと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今回の件に関しては、調べれば調べるほど、文科省がいかにも無知で無責任で身勝手なのか痛感しました。われわれを守ってくれるのは地域の教育委員会しかありません。もちろん町もそうです。これからも子どもが安心して育てられるように、一層の努力を飯綱町、あるいは飯綱町の教育委員会に期待します。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は1時45分からとします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時45分

◇ 清 水 満

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位 5 番、議席番号 11 番、清水満議員を指名いたします。清水満議員。

なお、清水満議員から演壇における資料等の提示許可願いが提出されましたので、議長はこれを許可しました。

〔11 番 清水満 登壇〕

○11 番（清水満） 11 番、清水満です。通告に従いまして、町政に対する一般質問をいたします。

町の農業振興について順次質問をさせていただきます。前段、議長からも話がありましたように、飯綱町農業の現状と課題という資料を 3 部申し上げさせていただいております。質問をしながらその中で説明をさせていただきたいと思っております。

1 点目の魅力ある地域づくりについてと題しまして質問をさせていただきます。

飯綱町の基幹産業は農業であります。町長も日本一のりんごの町、日本一女性が住みたくなるまちづくりを公約の一つとして挙げられております。私も町の発展には農業が元気でなければならないと思っております。

町の農業就業人口は減少の一途をたどる中、担い手の減少や高齢化問題、耕作放棄地問題、集落における区、組、組織等の存続問題が山積しております。特に、人口減少、少子高齢化の傾向が顕著であり、農業生産やコミュニティの担い手不足が懸念されます。農村集落が維持され活気や魅力がないと、就農者は減り続け、農業生産自体も維持できません。農業の活性化はそこに住む住民が快適で魅力がある地域づくりが重要であります。

農業の大規模化といった政策のみならず、集落機能の維持や活性化に関する多様な政策が必要と思うが、町長はどのようにお考えで進められているかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。清水議員におかれましては、久しぶりに水道問題以

外の一般質問をいただきましてありがとうございます。

農業問題は町としてどういう位置付けで振興策を図ってきているのかということについてはおっしゃるとおりです。

今の飯綱町の実態を申し上げれば、福井団地や栄町、牟礼区では少し趣を異にするところもありますが、農村地域だということをなくして地域や町の振興、飯綱町全体としての振興策は考えられない状況にあると思います。

したがって、日本一のりんごになる意味は、そこに携わっている人たちが農業というものを通して、今の幸せ感を味わってもらったり、生活の安定を得たり、子育てや福祉のいろいろな面での充実した生活を送っていくことができる、その根本的なものと農業振興は深くリンクしていると位置付けております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） それでは進めさせていただきたいと思います。

2 点目、高齢化、後継者不足についてお伺いさせていただきたいと思います。

前段、申し上げましたように資料等について筋的なところの説明をさせていただきたいと思っています。参考資料お願いしたいと思っています。

1 番の農家数、農家従事者数及び経営耕地面積です。これは農林業センサスの資料等を加工させていただいて、令和 2 年度と平成 27 年度の比較をさせていただいております。左端の下、経営耕地面積です。平成 27 年には 1,183 ヘクタール、令和 2 年には 1,065 ヘクタール、この 5 年間で 118 ヘクタールが減少したという数字です。

裏の 4 を見ていただきたいと思います。年齢別基幹的農業従事者数ということで、5 歳刻みで 85 歳以上を出したものです。左端中ほどのところに令和 2 年と平成 27 年の従事者の増減ですが 329 人減少しています。年齢別に見ていただくと比較的若いところの数字は低い。多いのが 65 歳から 80 歳ぐらいまで、100 人後半から 200 人前後で非常に減っているということです。そこで課題の一つとして挙げてありますのが、高齢化の進展ということで令和 2 年 65 歳以上高齢化率 79.1%です。そこには書いてありませんけれども、平成 27 年度の高齢化率等について

は 73.0%、令和 2 年のほうが 6.1%アップした高齢化、年をした人が多くなっている表を見ていただきたいと思っております。

もう一点、前のページに戻っていただきまして、3 番目の農業所得の関係です。平成 25 年度から令和 2 年度までの農業所得はそこに書いてあるとおりです。平成 28 年には 3 億 1,300 万円余ですけれども、それから令和 2 年度 1 億 180 万 7,000 円ということで見ていただきたいと思っております。

2 点目の高齢化、後継者不足についての質問をお願いしたいと思います。

農林業センサスによると町内の農業就業者人口は平成 27 年 1,430 人で、先ほど申し上げたとおりです。その後も減少が続き、令和 2 年度には 1,101 人と、5 年間で 329 人が減少しております。平成 27 年度対比では 76.9%です。令和 2 年度の農業就業者人口中の 65 歳以上を占める人口は 871 人で、高齢化率は先ほど申し上げました 79.1%。農業の高齢化そして後継者不足が深刻な問題になってきているのではないかと思います。

さらに、町内の経営規模面積は平成 27 年には 1,183 ヘクタールが令和 2 年には 1,065 ヘクタールと、118 ヘクタール減少をしております。当然のことではありますが、町の農業所得は平成 28 年の 3 億 1,354 万円をピークに大幅に減少しております。

また、ながの農協飯綱支所りんご共選所の取扱い数量等については、別紙にお配りしてある資料のとおりです。

町の総合計画では、農業経営基盤の強化と多様な担い手の確保とともに、農業の価値と魅力を高め、持続可能で競争力ある農業を推進するとしているが、前段申し上げましたとおり、農業振興の基本である農業従事者人口、経営規模面積、農業所得等が大幅に減少しているが、町が掲げている日本一のりんごのまちづくりをこれまで進めてきた政策に課題はないのか、町の魅力ある農業政策等を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。一番のポイントになるご質問かと思っております。経

営規模、農業就業者等の推移は実態でそのとおりだと思います。

農業所得をおっしゃいましたが、1億円程度、多くても3億円。農業所得はそこに町税を掛け算で掛けさせていただき基本となる金額です。町全体の給与所得、年金所得をトータルすると100億円を少し超えるわけです。そうすると農業は1億円ですかという話になる。数字上は全くそのとおりです。

しかしながら、今までの農業費の予算の付け方は、100分の1の産業に全体の予算の30%近くも経費をかけて、一般の会社だったらどうするつもりですかという話になると思います。けれども、基本的な意味で日本一の農業というのは収入だけの話だけではなく、この地に生まれて育ったことによる家族の絆の構築につながったり、隣近所の連携、お付き合いというものの中から人間性も育まれたり、飯綱町全体が大きな絆で結ばれていくというようなものを醸し出す一つの産業としては、農業の果たす役割は極めて大きいと思います。健康から教育からうんぬんでやっていくと農業にかける意味は大きいと思います。

所得の申告の時期だと思いますが、青色申告をやっていただくと残高計算書に農業収入をそっくり書く欄があります。そこから経費をどんどん引いて、最後に農業所得の欄があるのですが、農業生産額を統計として上げてほしいと。それは税務にもなんとか変更していくことができないかと言っているのです。理想的ですけども、農業振興策をやってきたことによって「去年までに20億円の農業生産額だったのが、ここ5年で25億円で5億円伸びてきたね」と。しかし、「利益の計算のところでは、どういう経費がかかっているのだから、同じく1億円ですけども」という資料を研究してほしいと言っています。

高齢化と担い手の育成、数字的にご覧いただければいい資料を出していただいたと思います。文句なしに、あと何年たてばどうなるというのは小学生でも計算ができることになります。「飯綱町の農業はお米もりんごもこんなにおいしくて高品質だといっても、作る人がこのようになっていけば必然的に生産量は10分の1になっていきますね」と。

ですから、そこを踏まえて、あらゆる担い手を地域に確保していかなければならない。法人という手もあろうし、しっかりとした法人組織にならなくても共同体的な生産組織、または個

人、それは東京であろうが外国人であろうが広い分野での個人の担い手。そういう人たちを確保していくことにまず努力をしたい。

法人化をする意味でも、米やりんごやそばを生産上こうのように確保して、こういう形での販売をして、組織としての収支を取っていくのだという、そういう営農計画の提示をしてくようなことをしないと、皆さん話に乗ってきてくれないのではと思っています。

何回も申し上げてきているのですけれども、前提としては、いろいろな仕事のある中で農業を選んで就業していただくには大きな魅力がなければならないと思っています。その魅力をつくるという努力が必要なのと、魅力の大きな柱は農業で十分にもうかって暮らしていけるプランを示すことが極めて大事だろうと。したがって、担当課としても今後十分に練って、いろいろな事業を検討する中で一つの計画を立てていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 町長のおっしゃることを私も理解しているつもりであります。そんな中、これからの再質問も少し似たようなことを申し上げさせていただきたいと思います。

農業の収入、税金が少ない中、町はたくさん応援していますという意味でありますけれども、その辺のことについて同じようなことですが、筋的にまた申し上げたいと思います。

議会初日の町長のごあいさつで、ふるさと応援寄附金の返礼品としてりんごや米などの農産物は高い評価を受けており、町税に匹敵するほどの6億円を超える寄附金は農産物をなくして考えられませんかということを言われております。

町の農林水産業費予算の関係を申し上げたいと思います。令和2年度は10億7,500万円余です。令和3年度は8億4,000万円。令和4年度は7億1,590万円。今年度の予算を見ると、令和5年度は5億7,213万円、前年対比では20.1%の減です。これは説明もあつたとおりです。令和2年度の対比では実に53.21%と3年前の農林水産業費では現在は2分の1近くに減少しておるということです。

前段申し上げましたとおり、町の基幹産業である農業が縮小の一途をたどる中、町農業のさらなる活性化を図るには町の支援が欠かせないと思っています。そこで町長にお伺いします

けれども、こういう状況の中で町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業費は農業振興費、農地費等に大別できるのですが、農林関係から上がってきた予算をカットしてきたという経過は、一口で言えば、全くありません。予算の変動は農地費等で大きな農地整備の関係の費用が、完成したことによって減額になる。または、地方創生事業で進めてきた世界に誇る産業構築の関係事業が一区切りついたので1億円近い金額が減額になるなどということはあるけれども、個々の農業機械の補助、苗木の補助等から始まって、そういうものについては率を下げる、予算額を削ってきたことはありません。逆にまだまだ補助の分野を広くしてきた、手厚い補助に切り替えてきたというのは現実の問題としてあります。

したがって、予算の流れとしては議員がおっしゃるとおりです。今、予定をしているところでありますが、おそらく令和6年、7年、8年ごろになりますと、農地整備等の関係が5年で8億円、10億円というような事業を導入するためのヒアリングも進めておりますので、予算額としては去年より2億円、3億円増えるという時もあるかと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 申し上げたいこともありますけれども、進めさせていただきたいと思います。

3点目ですけれども、若者の農業離れ支援策について伺いたいと思います。

農業離れの原因の一つは、初期費用やその後の経費がかかる割合に収入は安定していない。就農するには農地や農機具も必要、経営規模によるが就農のための初期費用は一般的には数百万円単位になります。新規就農者はもとより、脱サラからの就農でも年が若いほど預金額は多分低いと思います。農業経営になるには初期費用が高く、若者にとってはかなりハードルが高いのではないかということです。

また、農業は体力が基本です。毎日朝早くから起きて作業をする。常に野外で活動をするため夏は暑く冬は寒い。家族経営の農家は休みがありません。毎日農作業と向き合い作業を続け

る体力が必要であります。

さらに初期費用をクリアしたとしても、それで食べていけるかは努力と運次第だと思います。農産物を育てる知識はもちろんのこと、育てた農産物の販路をどう築くかが重要で、経営者としての大きな手腕です。

そこで前段で申し上げました課題、公的支援、人材育成、技術、経営指導を町としてどこまで応援できるかが農業を続ける大きな一つの鍵だと思っております。経営者の努力も重要だが行政の支援がないと今の農業はジリ貧になると思います。町はこの課題にどのように向き合い、どのような支援をされるのか町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 現状の新規就農者の支援策等を少し申し上げたいと思います。

国庫補助金制度の新規就農者の育成対策事業や、何年かは新規就農者に対して年間 150 万円や 200 万円などの支援をしていくという制度は国、県の制度にのっとったもので、町独自がそこに金額的に上乗せをしていることはありません。

ただし、町としては県の皆さん等と連携をしてサポートチームを作って、定期的に新規就農者等への話し合いの中で助言等の伴走支援を実施してきております。2年ぐらい前からアグリチャレンジ塾ということで、若手の農業経営者にお集まりいただいて勉強会を定期的に開催し、私も参画させていただき、話し合いに参加していろいろ皆さんの実情や要望を聞いて、それを次の政策に反映していこうということも現実としてやっております。

議員の一部にもこのような話になりましたけれども、その中では一次産業としての農業、助っ人の確保等、マンパワーが非常に不足しているという話があったり、有機栽培についても興味を持っているということで、その辺についてもこれから一層充実をさせていけば若手にも魅力が出てくるだろうと思います。ただし、全体的に若者を確保して支援していくということになると、一気に何十人もの大きな人数の新規就農者を迎えていこうというのは極めて無理な話です。

地域に北部高校という県立高校もあります。その校長先生ともじっくり話をさせていただきました。昔は2クラス120人ほどいらっしゃったのですが、今は80人の定員でやっておられます。その中の2人や3人でもいいから、その子が長野市、中野市、地元の出身であろうが、農業というものに興味を持つような子であれば、もう一歩進んで大学で勉強したい、帰ってきたら県の農業大学校へ行ってみたい。それが終わったら地元へ帰ってきて、地元というのは飯綱町を指しているのですが、地元へ帰ってきて勉強してきた成果を表すような研修も行いたいし、土地等の確保もしていきたい。そういうものに対して、町がもう一歩進んで支援をしていきたいという話をしました。理想的ですけれども、例えば2人だけでも高校からそういうことを目指す子が出てきたとすれば、10年で20人です。20年で40人の新規就農者が育ってくるということになれば、それを見て憧れてくる人もいるだろうという思いから、高校の存続という意味も含めてそういうことに取り組んでいきたい。それはまだ考えている段階でありますけれども、今後提案をしていきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、若い人たちに魅力のある農業。議員がおっしゃいましたけれども、家族農業は土曜日でも日曜日でも休みがない。こうなってしまうと、若い人たちは農業に喜びを感じるというのは、一定の年代に達するまで、少し無理なところがあるのではないのかと思います。同時に、毎週土日、公民館の仕事や消防やお祭り、次は用水の確保で草刈り、来週は稲刈りで朝からやれとなった場合、やはりどこかへ転出していきたいと考える若者がいるかもしれません。

もう一回、町がもろもろ実施をしていかなければならないような地域の存続の事業、そして地元で担当してほしい事業、若い人たちも自分の楽しめる時間を過ごせるようなライフワークを構築してあげてこそ、ようやく農業に関心を持っていただける時代が出てくるのではないかと、希望的に思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 大変ご丁寧なご説明ありがとうございます。その後に飯綱町の農業の生き残り策5パターンを申し上げたかったのですが、スマート農業から始まって経営規模の拡

大や集落営農など5つほど言いたかったのですが、時間がありませんので進めさせていただきます。

4点目、耕作放棄地、荒廃地の現状と政策についてお伺いしたいと思います。

耕作放棄地と荒廃地ともう一つ遊休農地という言葉を出します。言葉は違いますが農林業センサスの用語定義がありまして耕作放棄地と遊休農地面積はほぼ理解は同じくしていただいているのかと思っております。荒廃地というのはこれから耕作が不可能であろう解釈で申し上げたいと思います。

特に近年の課題で中山間地における条件の悪い農地の耕作放棄地や荒廃地問題など大きな課題となっている。高齢化による農業放棄、若者が町外へ出て行き後継ぎがない、結果的に管理が行き届かない、いわゆる荒廃地が町内の至る所に見受けられるようになっております。

令和4年の遊休農地面積は140ヘクタール、管内の農地面積の7.45%に及び、このような遊休農地が引き起こす影響として、用排水施設の損傷、雑木繁茂、管理放棄による病害虫の発生源、鳥獣害動物が増加する、食害場となっている。さらに人間と動物の距離が狭まり荒廃地付近の住民は環境の悪さや鳥獣害などで大変迷惑をかけられている。

このように管理されない荒廃地並びに耕作放棄地がさらに増加すると思われる。町はこの課題をどのように解決し、対応されるのか町長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 遊休農地の現状について報告をさせていただきます。平成27年の農地面積が1,760ヘクタール、令和2年が1,919ヘクタールです。そのうちの遊休面積ですが、平成27年188ヘクタール、令和2年では181ヘクタールということです。令和3年の実績では農地面積が1,880ヘクタール、遊休面積が140ヘクタールで7.45%という状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 荒廃地については、増えることはあっても一向に減ることのないような状

況が続いているのですが、その中で町の単独事業として令和3年に荒廃地を利活用していただくための補助事業を創設しました。10アール当たり最大で20万円の支援を申し上げますということで、おかげさまで大変需要がありました。令和4年の現状として、今年とその前も両方2.6ヘクタールで来ております。2町6反ほどの申請がありました。好評の事業だと思っております。

既存に経営している面積でさえ維持できなくなっている農家が多いところ、既に荒廃地となっているところを新たに耕作して農地に戻していくには、作物として何を作りたいかという収益性の上がる作物を栽培したいというような目的と、先ほどちらっと申し上げたのですが、もう一つは過疎地域に指定されることによって、県営事業ですが、中山間地の農業農村整備事業という国庫補助事業に着手することが可能になりました。

ここで数字は持っていないのですが、これは高い補助率です。町の補助は1割程度、10億円の仕事をしても町は1億円ほどの負担で済むという過疎地域の振興農業の振興策です。そういう事業を取り入れるようなことをして、集団的に用水路の整備や農道の整備や荒廃地の農地への復活などのことを心がけて事業着手をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 時間がないので細かく説明は申し上げられませんが、一言で申し上げますと、農地中間管理事業の機能を少し心配しております。

平成26年度より担い手への農地集積と耕作放棄地の解消の切り札として農地中間管理事業が始まっております。しかし、この機能が十分果たされているのかが問題ではないかと思っております。言いたいことをたくさん書いてきました。町の皆さんも努力はしていると思うのですが、町だけの努力では荒廃地や耕作放棄地の解消にはかなり無理があると思っております。中間管理事業の機能がなされておらないと思っておりますけれども、なんとかなされるような仕組みができるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 農地中間管理事業の機能の関係ですけれども、平成26年以降農地中間管理機構を介しての集積の面積、要は契約をされた面積ですが、788件、面積では108ヘクタールとなっております。

ただ、議員のおっしゃるように、これが本当に荒廃農地の解消につながっているかといいますと、実際のところ農地中間管理事業につきましては全てが遊休農地ではありません。一部あるかと思えますけれども、ほとんどが利用権設定の期限が切れた農地についての更新でこの機構を使って行っている、保全管理がなされていた農地について作っていただける方が見つかったなど、そのようなものがほとんどです。なかなか遊休荒廃地の解消というところには至っていないのが現状です。

令和3年度ですけれども、農業委員会で遊休荒廃地と見られた方に対して意向調査を行うわけですが、中間管理機構に委託をしたい申し出があったものが全体では107筆あります。面積的には7.2ヘクタールになります。そのうち管理機構が基準に適合する、要は相手方に貸してもいいと判断をした農用地につきましては、そのうちの14筆、1.6ヘクタールほどということになっております。これについてはいまだに成立はしていないという現状です。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） 時間が過ぎておりますので、これで終わりにさせていただきたいと思えます。

提案も一気にやろうかと思ったのですけれども、できたら松川町農業委員会で取り組んでおる遊休農地の解消法について勉強をしていただいたらありがたいと思っています。

ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 清水満議員、ご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

お諮りします。3月7日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、3月7日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

令和5年3月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和5年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年3月7日（火曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦		
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	平 井 喜一朗	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課課長補佐	清 水 純 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表（3月7日分）

順	議席	氏名	発言事項
6	4	瀧野良枝	公共交通施策の方向性は
7	13	伊藤まゆみ	1 介護予防・日常生活支援事業の充実を
			2 補聴器購入助成の拡充を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。一般質問の2日目であります。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な分かりやすい質問、答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いします。

◇ 瀧野良枝

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位6番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇〕

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。

飯綱町地域公共交通計画における取組の中で、主にバス運営についてお伺いします。昨日も人口減少問題などにも取り上げられておまして、今後、財政の厳しさを迎えることも想定される中でも、やはり地域の足となる公共交通の維持・存続は住民の福祉向上の上でも欠かせない大切な施策かと思えます。

第2次飯綱町総合計画後期基本計画においては、拠点をつなぐ交通ネットワークの充実とい

う施策の中で、多様な公共交通の有機的な連携を図り、町民の日常生活を支える、効率的で持続可能な交通体系の構築を目指しております。また、個別計画では、第1期になります飯綱町地域公共交通計画が平成31年度からの5年間という期間で計画され、町においては計画に基づき着実に事業を遂行されていることと思います。

ここで改めて、第1期の計画に基づく事業実施への評価をお伺いします。

初めに、長電バス牟礼線についてお伺いします。平成30年1月から3月に乗り込み調査が行われたとのことで、長野市方面行きの10便で1日の平均乗降者数は135.2人、うち飯綱町民は37.4人、全体の27.7%です。また、飯綱町方面行きの9便の1日の平均乗降者数は113.9人、うち飯綱町民は18.6人、全体の16.3%です。

国土交通省の調査では全国の約7割のバス事業者において一般路線バス事業の収支が赤字となっており、地方においては更に厳しい状況とのことで、この吉村・牟礼線においても町から毎年、赤字補填を行っております。これにつきましては、8割が特別交付税措置されていると説明を受けております。

そこで、長電バス牟礼線の利用状況と町で行っております施策との効果性についてお伺いします。

初めに、IIZUNAであるきバスカードについてですが、この制度は平成30年度から飯綱町版高齢者カードとして導入され、上限200円で長野市まで乗車ができ、最大500円の割引になっています。このカードの登録状況ですが、令和2年度が70歳以上の16.1%が登録。令和3年度も同率です。利用実績につきましては、ピーク時が令和元年度で約133万円。以降、令和2年度はパーセンテージにして20.1%の減。令和3年度はさらに4.6%の減となっております。感染症による外出控えも影響があったかとは思いますが、この事業への評価をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。平成30年10月に導入いたしました、70歳以上の方が取得できるIIZUNAであるきバスカードの登録者数ですが、直近の数字ですと令和5年2月

22日現在で641人ということで、徐々に増加している状況です。令和2年度、3年度のであるきバスカードの利用件数は令和元年度と比較し、議員がおっしゃったように減少している状況ですが、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響で、バス利用者そのものが減少しているためと考えております。現在のであるきバスカードの登録者数につきましては令和元年度末と比較すると40%増加しておりますので、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてくれば利用件数は、令和元年度の数字を上回ってくるのではないかと予測をしています。

であるきバスカードを使用すると高齢者が長野市まで200円で行けます。この有利性を多くの方に知っていただいて牟礼線の利用者を増やしていきたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 増加をしているということですが、また令和7年にはシステム更新をされるとのことで、先般の新聞記事にも出ておりましたが、このシステム更新に関わって、町への影響についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。長野市公共交通活性化・再生協議会では、令和7年春をめどに長野地域のバスに東日本旅客鉄道株式会社の地域連携ICカード、Suicaの機能を持つカードを導入する方針で決定をしています。これまでのであるきバスカードは、長野市、飯綱町、須坂市などのバスでしか利用できなかったわけですが、Suicaの機能を持つ新しいICカードに変更になると、地域のバスだけでなく東京圏の電車利用やコンビニでの買い物など、ICカードの利用範囲が一気に広がります。

また、チャージ場所につきましては、これまでは飯綱営業所や長電のバス内のみでしたが、新カードではコンビニ等でもチャージが可能になります。

また、観光客など県外からの来訪者も飯綱町を含めた長野地域内のバスの乗車の際、Suicaが利用できるというメリットもあります。

長野市は地域連携ICカードへの移行に合わせて、おでかけパスポートの利用者負担上限額の

見直しを検討しているようです。飯綱町のであるきバスカードも長野市の制度に合わせて変更になる予定です。現行のおでかけパスポート及びKURURUにつきましては、令和7年春から使用ができなくなります。新ICカードの詳細が分かり次第、丁寧に広報をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今まで使っていたKURURUのカードからSuicaの機能を持つカードに移行されるということで、チャージもそうですし、使える場所が増えることで利便性が高くなるということで承知しました。少し値上げの可能性もあるようですが、やはり受益者負担ということを考えても、その程度は許容される範囲かと思いました。

また、この路線については貨客混載事業により長野市の見晴から飯綱営業所の便が1便増便をされています。この貨客混載については実際には長電バスとヤマト運輸との連携事業となりますが、ここでの利益が大きくなりますと、町から毎年出ている赤字補填の額も少なくて済むという可能性も出てくるわけです。令和元年度の引き渡し件数が862件、令和2年度が3,994件、令和3年度は3,559件との報告を受けておりますが、この事業への評価をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず貨客混載バス事業の荷物の引き渡し件数ですが、令和元年度が3,559個、令和2年度が3,994個、令和3年度が862個です。この貨客混載バス事業につきまして、令和3年度の荷物の運搬数が862個ということで、令和2年度の運搬数と比較して80%減という状況になっております。

この貨客混載バス事業につきましては、信濃町、飯綱方面の荷物を長野市内の運送事業所から飯綱営業所まで当該バスで運んでおります。しかし、運送事業者の配送体制が変更になったためバスに積載できる荷物が非常に少なくなってしまったという状況です。貨客混載バス便は議員のおっしゃるとおり1日1便運行しており、荷物の運搬収入でバス事業者にとって収支的にメリットがあります。ただしバスに積載できる荷物が減少している現状や、宅配事業者やバ

ス事業者の厳しい経営環境等を考慮した上で、町は宅配事業者、バス事業者と協議しながら今後の貨客混載バス事業について検討をしてみたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 件数につきまして間違っておりまして失礼しました。

いずれにしても長野市への移動手段ということで、しなの鉄道と同じく大切な路線かと思いますので、今後も利用促進という面で期待をいたします。

次にiバスコネクトの利用実績と行政負担額への考えをお伺いします。iバスコネクトは4月から11月の土日祝日に運行をされております。令和3年度の利用者は91名。牟礼駅とサンクゼール間が39名、全体の42.8%となっております。また令和4年度については、お伺いしたところ8月から11月の利用者の303名中197名、全体の65%が牟礼駅とサンクゼール間の利用となっているとのことでした。ちなみに令和3年8月についてはサンクゼールでも土日祝日の9日間、無料の送迎バスを出してございまして、日付の重複も見られるわけですが、そのあたりの町との協議などありましたでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。iバスコネクトにつきましては、令和3年度は予約制でワゴン車を運行しており、その際はサンクゼールを含め町内の観光事業者と調整は行っておりませんでした。今年度から町はサンクゼール、天狗の館などの観光事業者と相談し、令和4年度から運行ダイヤの変更、予約制の廃止、車両の小型バスへの変更などの見直しを行いました。結果、令和4年度の利用者は514人と、令和3年度と比較し5.6倍に増大をしたところですが、今後、町内の観光事業者やしなの鉄道と連携しながら、駅発出の二次交通であるiバスコネクトのPRを続けていけば、アフターコロナの観光需要と相まって今後、さらに利用者が増えるのではないかと予測をしています。

また、iバスコネクトの令和4年度の町負担額は400万円弱の状況で、80%の特別交付税の措置を受けられます。よって町の実質的な負担額は年間80万円程度になります。年間約800便

をいづなコネクが運行しておりますので、この金額を1便あたりで計算すると、1便あたりの町の実質負担額は1,000円ということになります。

iバスコネク事業の費用対効果を公共交通事業のみで考えるのではなく、町内の観光事業者や商業事業者など経済経済への波及効果を考えるとiバスコネク運行事業の費用対効果は高いと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また、公共交通計画の中のコメントで飯綱町観光協会によると牟礼駅から観光地へのタクシー利用者はグリーンシーズンで毎月10名程度とのことでした。また公共交通で優先的に対応すべき移動というアンケートの中で、観光客の移動は確保しなくてよいが61.7%という数値になっており、iバスコネクにおいては走っているところを見かけても、乗客が少ないのではないかと心配される住民の方もいらっしゃいましたので、改めて住民合意の必要性を感じまして取り上げさせていただきました。

ただ、先ほどから教えていただいているように、令和4年度においては事業者との協議をしながら、より効率的に、効果的に運行がされておりまして、利用者数も増えている。また運行にかかる費用も先ほどおっしゃったとおりに1便あたり町の負担額が1,000円ということで、かなり優遇というか、有利に使えている公共交通であるかと思います。令和6年度に評価・検証を行って見直しをかけるとのことですが、先ほどの住民の方の声のようにiバスコネクの認知度を上げて観光客の方だけではなく、地元の皆さんにも利用いただくための施策について、これまでの評価をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） iバスコネクの町民の認知度ですが、これにつきましては議員のおっしゃるとおりiバスコネクの町民の認知度というのは、まだまだ低い状況であると考えております。ただ、現在の乗車の状況を見ますと、観光客だけではなく、町民の方で天狗の館や土日の牟礼駅までの移動手段として、定期的に利用されている方がいらっしゃるという状況で

す。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 住民の方にも、今、利用していただいているということなので、さらなるPRをしていただいで利用促進をしていただければと思います。

また先ほど申し上げたように、これまでの実績により、やはり牟礼駅とサンクゼール間での利用がこれからも大きなパーセンテージを占めるかと想定される中で、そこはサンクゼール側との連携、また協力していただける体制というものも今後は考えられるのではないかと考えております。

続きまして、第2期飯綱町公共交通計画素案の策定方針についてお伺いします。令和5年度から5年間という計画で、先日までパブリックコメントの募集を行っていましたが、この重点課題についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 申し上げます。昨年、実はこの公共交通の計画を作るために関係者が集まる連絡調整会議的なものを5回も開催し、いろいろと皆さんと議論をしてきました。この地域公共交通を維持していきたいという大きな目標・目的は4つあります。

1つは、交通弱者と呼ばれるような高齢者または高校生、免許を持っていない等の年代の皆さんの移動の手段を確保してあげること、これがまず1つ。今もiバスコネクトの話題になりましたが、この飯綱町の活性化、観光振興、外からのお客さんの受入れによって活性化をするという意味で、二次交通としてのバスの維持・確保。そして、ある意味で非常に大事ですが、財政的に運営していける計画でありたい。最後は、空気を運んでいるという表現がよく聞かれますが、それは非常に残念な表現であって、乗って残す公共交通ということで、観光からいろいろな事業者の皆さん、そして町民の皆さんにこの公共交通の大切さというものをしっかり理解をしていただく運動をしていこう。この4つを大きな目標として計画を樹立しています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） また細かい計画内で達成目標の数値を大幅に増加した項目がありまして、先ほどから出ておりますiバスコネクトについては、令和3年は91人でした。令和4年度ですと既に514人を達成しているのですが、これを令和9年には2,100人ということで、4倍近く高い数値に設定されています。

また予約型ナイトワゴンも、令和3年に304人だった年間利用者数を令和9年には1,200人に設定をしておりますので、率にして3.9倍の目標設定となりますが、この達成に向けた具体的な策をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まずiバスコネクトにつきましては、これからまだまだ可能性のある事業であると考えておりますので、町内の観光事業者と町観光協会と一緒にPRして、それぞれの各事業所がイベントを行う際はiバスコネクトの情報を入れていただくなど、官民協働で進めることによりiバスコネクトの利用者数が増大し、それが交流人口を増大させ地域経済を活性化していきたいといった思いで目標値を上げてあります。

続きまして、予約型ナイトワゴンにつきましては、現在は牟礼駅を19時10分発で牟礼方面、三水方面にそれぞれ運行して、予約は電話で受け付けている状況です。町は地域公共交通計画に基づきまして輸送事業者と協議しながら、より便利なバス交通の見直しを進めているところです。その中で、先ほど町長からも話があったとおり、費用対効果の高い公共交通にしていけることが持続可能な公共交通になってまいりますので、今、比較的用户者が少ない夕方の定時定路線バスの一部を予約型ナイトワゴンに含めることを研究して、それによってコストを抑えていきたいと考えておりまして、このことにより公共交通計画の予約型ナイトワゴンの目標値が上がっている状況です。

また、先ほどもお話ししましたが、予約型ナイトワゴンの利用方法も現在は電話での予約のみになっておりますが、これにつきましても利用者の利便性を考えて、スマホから予約できるように改善をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に施策の中で掲げられておりました交通資源活用の最適化に向けた関係者連携の取組についての考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今後、町の人口減少が進むことにより公共交通利用者の絶対数が減少すると予測しております。

また公共交通を担う交通事業者においても、運転手の確保や車両の老朽化など多くの課題がある状況です。特に運転手不足は顕著であり、交通事業者だけでなくスクールバスや保育園バス、福祉有償運送等町のすべての輸送事業の担当者を集めた輸送事業調整会議を設置して、飯綱町全体の公共交通の最適化を進めてまいりたいと考えております。

近隣に先駆けてデマンド運行に切り替えたiバス運行が既に15年を経過して、住民からもさまざまな改善要望が出ております。その要望に応じていくためには、費用面だけでなく交通事業者のサービス提供能力も考慮して、より効率的な公共交通システムに変えていく必要があると考えております。町は令和5年度から交通事業者、町民の皆さん等と新たな公共交通システム研究もしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 関係者連携については、今おっしゃっていただいたような交通事業者、輸送関係の事業者の中の連携ということも大事ですが、そこを中心に多分野の事業者を巻き込んで公共交通を単なる移動の手段とだけ考えるのではなく、移動の目的地となるような多分野の事業者との連携により、互いにリスク分担しながら共創により地域交通をマネジメントすることが大切だと言われております。行政と交通事業者だけでなく商工業、農業、医療など多分野との連携強化といった面も必要になってくるかと思いますが、この点についての考えを改めてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 極めて大切なお指摘だと思います。実は2月の、日にちを忘れましたが最後のほうの土曜日に、長野市で斉藤国土交通大臣に陳情する機会を得ました。知事ほか5～6名の首長が集まっただけなのですが、その中で私は公共交通の維持について大臣に訴えました。

今、大事なことは議員がおっしゃったとおり、地域内で民間の会社に何とか頑張ってもらいたいという時期は過ぎてきて、もっと違った形で公共交通の経営を考えていかなければ厳しい。とても一民間事業者ではきついという時代だと思います。したがって、おっしゃるとおり広い分野の皆さんが公共交通に何らかの関わり合いを持って、それを維持していくというのが非常に大事です。松本市などは市が資産を保有してアルピコに運営させるなど、今いろいろな模索をしております。一般の人、いろいろな分野の人が参加するやり方をどうするのか。お金で協力してもらうのか、三セクで株主になってもらって全員が少しずつ出して責任の一端をもって運営するのか、または違った利用の関係でやるのかなど。これはやはり行政と運行事業者等が中心になってひとつの方向を検討し、そして、そのような方向でこのような協力を農業部門、商業部門、観光部門の人たちにやっていただければ非常にベターだという方向に訴えていく、お願いをしていくような運び方をしていく時代かと思っております。

いずれにしても、大変これから取り組まなければならない具体的な提示だと考えて、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に住民への公共交通を守る意識、行動の拡大についてお伺いしたいのですが、時間もありますので。先ほどの重点課題の中で乗って残すということをテーマにしっかりと住民の皆さんと意識共有をしていくということが掲げられておりました。

公共交通を利用する目的の1つになり得る買い物という視点についてですが、町内では第一スーパーが無料のお買い物送迎バスを提供してくださっています。今回、第一スーパーにご協力いただきまして、直近の飯綱町内の利用実績を教えてくださいました。7月1日から12月1日までの6カ月間での利用者は合計で557名。地区別の1日の平均利用者数は、月曜日が堀越・

御所の入・普光寺コースで1日平均4.46人、火曜日の奈良本・東柏原・上赤塩コースは平均で9.23人、木曜日の横手・高坂・袖之山・野村上・古町コースが平均で4.54人、金曜日の平出・福井団地コースが平均で3.07人という結果でした。

この数字を見て、特にこの奈良本・東柏原・上赤塩のコースにおいては、かなりの人数の方が利用されておりまして、9時半近くに各地をこのバスが出発するのですが、恐らく乗り合いの場所にお仲間で集まったり、また移動中のバスの車内でお話をされたり、単なる移動手段だけではなく1週間に一度のお楽しみとして利用されているのではないかと想像しております。

先ほども言いましたように移動の機能のみだけではなく、目的性を持たせた利用促進という考えについて、町の公共交通の施策でも参考になるのではないかと思います、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。買い物弱者の足の確保という点でも第一スーパーが行っているバスの運行は非常にありがたいと思っていますし、町としてもいろいろな支援をしていることは、議員もご承知のことだと思っております。

買い物だけではなく、バスの運行によって温泉を利用する、近くの体育施設に寄って体を少し鍛えるなど、いろいろな意味で、おっしゃるとおり健康にもつながることだと思っております。

ただ、今お聞きしても4人、5人。1回のお買い物の平均単価がどのくらいなのでしょう。本当は5,000円くらい買っていただけるといいのですが、そこまではいかないと思います。第一スーパーのかなり奉仕的なことによって運営をされているのだろうと思っております。

公共交通の利用促進をしていくためにはいろいろな目的、バスに乗ることがとても楽しくて、しかもメリットがあるということを目指したものでやっていかないと、この間も申しましたとおり「無料にするから、どうぞお乗りください」と言ってもなかなか利用されないというのが今の実態だと思っておりますので、その辺を踏まえて今後の計画を立てていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 確かに地元のスーパーとして本当に事業者の努力によって無料で運行していただいているのだと思っています。第一スーパーは、町の支援もありまして、とくし丸という移動スーパーの取組もしていただいています。

奈良県の川上村というところは人口1,300人、高齢化率が57%の村なのですが、移動販売車に看護師や歯科衛生士を同行させて買い物に来た時に健康状態のチェックや、買ったものを見て食生活のアドバイスをしたり、買い物ついでに血圧測定や健康相談が気軽にできる関係づくりによって病気の早期発見、早期治療につながり、ひいては地域の医療費の削減にも効果が期待できるとの記事を読みました。

公共交通の維持という観点から、住民の皆さんに積極的に乗っていただく、活用していただくということが大切なのですが、また健康増進という面からも公共交通を利用していただくという考えもあります。

健康寿命と平均寿命の差を埋めることも福祉分野での大切な政策といわれております。調べましたところ長野県の健康寿命の調査では、令和2年度では、男性が81.1歳、女性が85.2歳。一方の平均寿命は令和2年度調査で男性が82.68歳、女性が88.23歳ということで、男性では健康寿命から平均寿命まで、その差1.5歳ほど、女性ではその差が3歳ほどあります。女性が長生きという傾向がありますので、この差が出るのかと思いますが、ある意味では女性にスポットを当てた健康増進ということを考えて移動政策というものも効果的なのかも考えました。公共交通がもたらすさまざまな効果を考慮して、今申し上げました健康増進ということも含めまして、改めて最後にまちづくりの観点について町長に考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろないい例をありがとうございました。いろいろな意味で参考にしたいと思います。

今の1万人規模を維持したいというのは非常に高い希望かもしれませんが、人口の1万人はそ

れほど高い希望ではないと捉えているのですが、公共交通は何とか公共交通の道で生き残る方策ができる規模ではないかと。いろいろな目的をそこに添付していくこともとてもうれしいことなのですが、1,200～1,300人の人口ならばバスで健康などチェックをせずに1軒ずつ回って歩いたほうが早いと、ある意味では思います。

しかし、今の飯綱町の現状を考えた場合に、農業振興しかり、福祉しかり、何しかり、ともかく繰り返しになりますが、この1万人規模だということでは何とか維持をしていければ、本来のあるべき政策によってそれぞれの分野において一定の目標をこなしていくような成果が上げられていくのではないかと。そういった意味で一生懸命に事業を模索して取り組んでいきたいと思っています。ただ、えらく立派なことを申し上げましたが、公共交通は人口増対策と同じく、なかなか成果が上がっていない事業の1つでもあります。そういった意味で住民の皆さんのご意見、また今の議員のご意見等を総合的に、ぜひ意見をトータルとして受け入れて、そしてより良い方向を見いだしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 先ほどの説明で飛ばしてしまったのですが、移動販売の関係もここで健康チェックして「問題があるから、また後日来てくださいね」と言って出向いてもらおうと皆さん来ないので、結局はその際に個別訪問をしているそうです。

今回の質問にあたり自分自身でもiバスの利用登録をしてみたのですが、飯綱町の公式アプリ「iなび いいづな」で行いましたところ、家族全員の登録がものの数分でできまして、とても簡単にできることに驚きました。また、先ほどご説明いただいたようにナイトワゴンの予約もスマホでできるようになるなど、その利便性についても積極的にPRをこれからしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は9時50分からとします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時50分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言順位7番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きをしてまいります。

すみません、通告冒頭の団塊の字が違っています。申し訳ありません。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に今、町としても取り組んでおり成果を上げてきていると承知をしております。

昨年もこのことについては質問させていただいたのですが、もう少し頑張っていたきたいという思いも込めてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。まず、この事業の対象者をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。地域包括ケアシステムの対象者は、高齢者、他に難病患者、重症身体障害者、精神障害者など、地域生活を営む上で支援を必要とする全ての人を対象とすべきであると考えております。しかし、急速な高齢者の増加への対応が喫緊の課題であることから、まず高齢者を対象にしたシステムの構築をし、その後このシステムを活用して対象者を広げていくことが必要であると考えております。

地域包括ケアシステムの構築により形成される地域ごとのサービスのネットワークは、子ども子育て支援、障害者福祉、困窮者支援等においても重要な社会資源になると考えております。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 高齢者ということは、65歳以上と考えてよろしいでしょうか。私も先月末で誕生日が来まして、介護保険証が送られてきたのですけれども、いよいよ対象者になったのだと実感をいたしました。

なぜこのところでお聞きしたかという、飯綱町の高齢化率が令和3年度の行政報告書において39.9%、多分今年度はそれを上回って40%に乗ってきていると思われま。要支援、要介護者の出現率は15.8%となっていました。飯綱町の現状を見ると、80歳代、90歳代でも介護認定を受けずに生き生きと生活をされている方々、マスターズの皆さんが大変多くいらっしゃって、その方々が農業を支え、地域を支えておられるという実情があると思います。

100歳を超えても元気な方々もいらっしゃるということで、とても励まされているわけですが、実は昨年末、暮れにかけて、社会福祉協議会で行われていた自費のパワーリハビリが中止になりました。そこには80代、90代の方もおられて、パワーリハビリをすることによって日常生活がスムーズにといいますか、自信を持ってといいますか、生活をしてこられていたそうです。また、前にもお話ししましたが、自宅から車庫へ行くまでに1回休まなければいけなかった人が休まずに行けるようになったそうです。

今年はお聞きすると、その80代になられた方ですが、雪かきをして、飯綱病院の整形外科へ予約を取って受診しなくてはいけないねと言いながらパワーリハを1回やったら痛みが取れたということです。整形に行くよりパワーリハをやったほうがやはりいいよねという話もお聞きして、病院経営にとってはいいのか悪いのか何ですけれども、やはりそのくらい全身のバランスの取れた筋肉を保っていくということが大変重要なのだということを実感されて生活をされてきています。それをまた、皆さんにさまざまなお話をされて、聞かれた方はやはり自分もやりたいなど。

あちこち痛いし整形に行っても良くなれないしという中で、いかに心安らかに生活を送っていくか。痛みほど苦しいものはないですし、大きなストレスがかかります。それをいかに最小

限にしていくかということにおいて、私はこのパワリハは大変良いものだと思いますし、大変に盛況だともお聞きしています。

12月の議会だよりの「モニターさんから」にもありましたが、やりたくて希望を出しても間口が狭くて利用できないという方もたくさんおられるそうです。実はその方々、80代以上だと地域でやりたいと申し込みに行ったら対象外だと言われてしまったそうです。私たちはずっとやってきたのという話の中で、あちこち回ってお願いをして、たまたま空いていたのかもしれないけれども、今、受け入れてもらっているようです。

はっきり言って80代、90代になってくると、自ら努力して健康を維持していかなければ筋力はどんどん落ちて動けなくなってしまうという不安の中で生きています。たまたまけがをして2カ月入院をしたら、やはり歩けなくなってしまうという体験の中で、パワリハを1カ月やったらまた歩けるようになったという経験をされている方もいらっしゃいます。

また、それぞれの地域の中で、お茶飲み会で月に一遍、地域の方々が寄って、「元気でよかったね」「でも、あの人ちょっと転んで今日来られないんだよ」などと話をしながら、「ちょっと物忘れがひどくなってきちゃって、みんなであの人のことは気を付けてあげようね」などの情報交換をしながら地域の中で支え合っていくという、とてもいい状況も生まれてきています。

お勝手をお嫁さんに譲ってしまうと、なかなか「おらうち来てお茶飲まねえかい」と言えなくなってしまう、そういう機会がないと、ただただうちの中で時間を過ごしてしまいます。外へ出てなかなか行く所もなくてさみしくてという声も寄せられている中で、そういうものや通所のB、介護予防の関係、今日の無線でもやっていましたが、「すてきなおやじさんくらぶ」や、さまざまな施策の中で、地域の中へ出て行って地域の方々と支え合いながら、自分も支えられて相手も支えていくという状況を上手につくっていく。昔はそれが普通にできていたのですが、今はなかなかそれができなくなっている状況が生まれてきています。誰かがそれをつながなければいけない中、包括ケアシステムが先日構築され、社協からもコーディネーターが来て支援をしてくださっているという状況があります。

先ほど、瀧野議員からもありましたけれど、健康寿命の延伸が大きな課題でもありますし、

ここで生きているマスターズの皆さんの強い願いでもあるところへ、きちんと応えていく施策をやっていくことが、私は大変重要だと思っています。

そういう意味で、次にお聞きをいたします。まだまだ全町的な展開にはなりきれていないところもあると思うのですが、今後の展開をどのようにお考えになっておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。まず、地域包括ケアシステムでは、介護が必要になる以前の介護予防を充実させることが一番の課題と考えております。その中で、今年度から委託業者による国保の KDB データを利用した介護予防事業、データ分析事業において、一つの現状が見えてきています。地域のサロンや通いの場、先ほど申しましたパワーリハビリなどの住民主体の活動に参加している方と参加したことのない方の医療費と介護費を合わせた社会保障費の比較を行ったところ、約 30 万円程度抑制効果が確認できています。このような成果についても広く啓発する中で、通いの場などへの参加を促したいと考えております。

住民が主体となって地域で場所をつくり参加を促していくこと、これまでの活動の取組が社会保障費の抑制と健康寿命の延伸に大きく関与していることが示唆されています。今後も住民の皆さまとともに参画していく活動と、社協から委託されている地域支援コーディネーターの方を中心に、地域ケア会議や共同体とも連携した新たな通い場の創出、今 DX 関連ではスマホアプリケーションによるスマホ体操などを利用した介護予防教室などを推進したいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 具体的にお聞きしたいと思います。昨年度、通いの場やサロンはどのぐらい増えたのか、そして来年度はどのぐらいまで伸ばしたいのか、数値目標等がありましたらお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。数値目標について詳細な数値はまだ考えているところですが、まず、通い場については今8カ所、このところ伸びがないところですので、先ほどの生活支援コーディネーターを中心に地域へ出向き増やしていく考えです。また、パワーリハビリについても、現状は福井団地を含めて4カ所ですが、大変好評でいっばいな状況になっておりますので、その辺も今後検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 地域コーディネーターがお2人いらっしゃって、入って支援をしていたわけですが、どれを取ってもそれを支える方の養成が必要になってきます。継続的な事業を考えるならば、継続的に養成を続けていかなければならないと思います。1年たてば1つ年を取っていく中では、ご家庭の事情やご自身の体調などで、どうしても抜けなければならない時期が出てきますので、それを補う方が養成されていかないことにはつながっていきません。

また、パワーリハなどご希望が多くてもインストラクターがいなければ回数を増やすこともできないという状況もあります。前回もお聞きはしましたけれども、なかなかここがうまくいかないというお話もお聞きしています。

その辺の打開策は、昨年1年かけてどのような取組をされてどのような結果が得られたのかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。介護予防日常生活支援総合事業は、地域支援事業内に位置付けられており、地域づくりとして総合事業のため、今、支える側の減少が危惧されています。福祉のみならず地域としての課題であると感じております。

福井団地で行っているパワーリハビリにおいては、若い方の参加も促すことによって、将来支援者となるような形で進めております。そのような形で各パワーリハビリにおいてもそのような方の育成を進めていますが、なかなか増えていかないのが現状です。しかしながら、パワ

ーリハビリのほかにそういう指導員となった方がまた、ほかの介護予防事業の中でも活躍できるような場を今考えているところです。関係機関と検討し、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今年はどうだったのでしょうか。インストラクターや通いの場やサロンを支える人たちの人数等について把握されておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 新たな指導者となった方の人数は把握しておりません。しかし現在、指導員として活躍している方は60名ほどいるということでご報告申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） ボランティアに参加されたり、インストラクターや通いの場、お茶飲み会、サロンなどに支援をする側で携わってくださる方はやはりそういう研修等も受けたり、ものによってはそれに特化した研修も受けたり、認知症の方を支える場合はやはりそういう研修も受けなければなりません。傾聴でしたら、その研修も受けなければなりません。そういうものを研修しながらいろいろなところへ携わっていただいている中では、その研修の場を多くの関心のある方々のところに届くような情報の発信も大変重要になってくると思います。

最近そういうものがなかなか手に入りづらくなっていると思いますので、その点は昨年度から始まったスマホのアプリや、ああいうところで発信をいただいているのでしょうか。それともこれからしていただけるのでしょうか。その点を少しお聞かせいただけますか。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） スマホによる事業については、スマホ体操ということで、メーラプラザで画面を通して体操等を行っております。また、スマホで養成等はまだやっていないのですが、今後できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） せっかく町独自のアプリができたので、多くの皆さんにそれをダウンロードしていただいて、そこからたくさんの情報を得ながら自分の生活を豊かにしていく、皆さんを支える地域の活力の担い手として頑張っていただくための基礎をつくるための取組にも使えるようにしていただきたいと期待をしております。

次の質問に入らせていただきます。補聴器購入の助成の拡大、拡充をということでお聞きしてまいります。

今年度冒頭予算で、これまでのものから対象者の拡大に取り組んでいただきました。家庭が非課税世帯だったものがご本人の非課税ということで対象を広げていただきましたけれども、なかなか利用が少ないので、このところをぜひとも対象者を全町民に広げていただきたいと思っています。

聞こえが悪い中での生活は危険だけではなくて認知症にもなりやすいということは広く知られているところです。また、コミュニケーションを取るということに関してもなかなか大変になってくるので、本当に心安らかな生活を送っていただくという環境をどうつくっていくのかと考えれば、やはり私は、補聴器が大変大きなウエートを占めてくると思っています。

どうしても年を重ねれば誰もが、老眼と一緒に、聞こえもだんだん悪くなってきたりということが生まれてきます。また、今、生活もなかなか厳しい中、町がそこをどう支えていくのか、また、災害が起こったときにもせっかく出されてくる情報をしっかりつかむことにおいても不安が付いてまわることになってきます。

町単でこれをやっていただけていることは大変先進的な取組であるし、町長のお気持ちも十分分かって評価もするわけですが、せっかくある助成制度をもっと多くの方に使っていただきたいと思っています。町長はこの点についていかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。この助成制度の必要性については、もう既に議員の

ほうからも今お話がありましたけれども、必要性は同じ気持ちで同意できるものがありましたので、その制度を創設しております。最初の年は1件でしたが、昨年はそれでも6件の申請が出てきました。少しずつ皆さんにPRができた状況かと思っています。もっと所得制限撤廃等、または限度額をもう少し上げるなど、サービスの向上はいろいろ考えられますけれども、今年度も予算査定の中では若干検討しました。

あまり知られておりませんが、おむつの支給も昨年所得制限の撤廃等を行って、これも何百万という金額で増えてきております。そして、今年特に心配しているのは、これから4月以降の電気等公共料金の値上げ、諸物価の値上げです。この辺に対して生活弱者と呼ばれる皆さんへの支援をやはり頭に置いていかなければならないのではないかと配慮し検討した結果として、今年度については同等の制度をお願いをしたいということで、予算的措置としては、もちろん計上はしてありますけれども、中身のレベルアップは控えております。

福祉の助成事業はいずれの事業もその必要性は高く認識をしておりますし、もちろん必要性があったから制度を作ってきておりますが、ただ今申しましたような事情で、今年度についてはひとつ現行のままでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） お気持ちは大変前向きであると捉えておきたいとは思いますが、365日生活をしていく中においては大変重要なことであると思っております。町長が生活弱者への支援を本当にしっかり頑張っていたいただいているところは大きく評価をするわけですが、私はどこかで余裕が出てくるということはこれからの町の財政の中ではないと思うのです。どこかで腹を決めてやるしかない、やるのならばやるしかない。先送りしても決していいことはないと思っておりますので、このところは早めに取り組んでいただく課題の1つではないかと思っております。

そこを申し上げて、予算編成のことについても通告すれば一般質問をさせていただけるということですので、1点お聞かせいただきたいことがあります。今、国の平和の問題というところでお聞かせをいただきたいと思っております。

国では来年度予算、GDPの2倍の予算編成をしています。安全保障ということといわれま

すが、安全保障といえば、昨日議論をされました農業の問題も間違いなく安全保障に関わる問題です。日本へ来る食料が止められたら、もう日本は終わりです。自給率が 100%ないというところにおいては、必ず飢えていくことは目に見えています。国はそこを何もしていません。そこを踏まえた上でお聞きしたいと思います。

2月末でロシアがウクライナへ侵攻して1年がたちました。地球上から争い、戦争がない時がないといわれるほど、大戦後もどこかで戦争によって命を落としたり、家を失ったり、土地を失ったりということが繰り返されています。今、日本においても大変大きな危機と捉えておられる方もいらっしゃると思いますが、私は日本共産党の一員として、国の外交によってきちんと話し合いをしながら戦は避けていくという、きちんとした立場に立った国の姿勢を打ち出す時だと思っております。

それにおいても、平和というものは自らが守らなければ守っていけないものだという事は、私も亡くなった夫の父から懇々と話を聞いてきました。実際、戦場に立つのは兵隊であり、そして攻撃を受けるのは、路頭に迷いながら飢えをしのいで必死で生きていくのは、弱い立場の人たちです。そこが今、若い人たちの中にしっかり学んでいく場がないということが、私はとてもつらいと思います。実際に聞く機会も本当に減っています。

私たちも関わっている飯綱町の「憲法九条を守る会」では、毎年6月に集いを行って町長にも来ていただいてメッセージやスピーチをしていただきながら、また平和行進に取り組んで連帯のごあいさつもいただきながら、平和を訴えています。

先日タレントのタモリさんが「徹子の部屋」にお出になったときに、今、新しい戦前が始まっているとおっしゃったということが SNS で大変大きな反響を呼びました。若者たちが大変危惧をしているということも伝わってきています。正しく知らせることがとても重要であると私は思います。

そういう意味において、私たちは昨年度も予算編成に当たっては、平和を守る施策においても町で行っていただきたいと申し入れをさせていただきました。平和文献をそろえていただくこと。広島、長崎の世界平和の大会へ、でき得れば中学生や町の代表を送っていただいて、そ

れによって多くの町民とその感想を共有しながら平和というものをきちんと守っていくという姿勢に立ったことを、子どもたちと共有していきたいと切に願っています。

その点について、予算の中でどのように検討されたのかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃっている総論的に平和というものに対する一地方の自治体の取組という観点から申し上げれば、非常に働きにくい立場にあるということはまずご理解いただきたいと思います。今回の軍事費等についても、新聞紙上、放送局のアンケート、住民アンケートを見ますと、アンケートによれば半分以上がやむを得ないだろうという回答をしているのも現実です。

町の代表である町長としては、憲法9条の、戦争はいかなる場合もこれを避けるのだという、そういうものについての賛同はもちろんあります。けれども、それを防ぐための軍事費またはそういう精神、気持ちを育成していくための子どもたち等への書物の準備、関係大会、会議への積極的な参加というようなことになると、これは全然用意をしていないということはないと思います。ぜひ図書館をご覧いただければ、それなりのものがあります。

積極的に進めていくのだと、それほどの予算措置については、正直言って要求もありませんし、私のほうからそれを予算計上してこいとお願ひした経過もありません。したがって、現状を申し上げればそういう中身です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 私は平和を守るということは、一党に固執したものではないと思っております。

日本国憲法が施行された後、憲法9条は世界的に見ても大変素晴らしい条文だとして全世界のあちこちに石碑が建っているという状況も生まれてきています。戦いをこの地球上からなくしたい、平和な世界を生み出したいというのは、誰もが持つ当たり前の願いであり、その実現のためにはただ、努力をしなければつかみ取れないものだと、そのためには正しく知ることが

とても大事なのだということが根底になくは、本当の平和にたどり着けないと私は思っています。学ぶこと、自分に引き寄せながら、やはり世界中の人たちへ思いをはせること、自分たちだけが安心安全な日々ではなくて、世界中のどこでも安心して暮らせるようなそういう時代が来てほしい。私は憲法9条にはそういう思いが脈々と流れているのだと思っています。だからそういう面において、憲法を守るということを、私は当たり前にしていくこともとても大事、憲法を語るが何かおかしいことのように、どこかに偏るような形で捉えてはいただきたくないと思っています。

日本共産党は憲法そのものを丸ごと認めて、それを守っていくという立場に立って活動しています。何かに変更した形で申し上げているわけではないということを町長は十分理解をされていると思いますけれども、そういう意味において、どこかで子どもたちがこの平和というものが大事だということを考えていく機会だけはつくっていかねばならないと思っています。そこを避けるのではなくてきちんと捉えた中で町としても、平和でなければこの町は安心安全な生活は送っていけない、平和だからこそ今があるということは町長も重々分かっておられているからこそ平和活動へ力を尽くされているし、その活動に対して参加もしていただいていると捉えています。今後もその点については、期待をさせていただきたいと思います。私は、町政においてもこのところをどんな形でもいいので、少し見える形にしていっていただきたいと期待をしております。

少し時間が余りましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。明日8日から21日までの14日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、8日から21日までの本会議を休会することに決定しました。3月22日の本会議は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて、午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、3月22日の本会議は午後1時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時28分

令和5年3月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和5年3月飯綱町議会定例会

議事日程（第5号）

令和5年3月22日（水曜日）午後1時開会

- 日程第 1 諸般の報告
報告第3号 議員派遣結果報告
- 日程第 2 常任委員会審査報告
（1）予算決算常任委員会
（2）総務産業常任委員会
（3）福祉文教常任委員会
- 日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決
- 日程第 4 議案第17号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第18号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第19号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第20号 令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 発議第1号 飯綱町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第 9 議案第36号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第10 発議第2号 農産物に関する意見書案
- 日程第11 議員定数・報酬等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総務課長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税務会計課長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保健福祉課長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	清 水 純 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） みなさん、ご苦労様です。3月議会定例会最終日であります。これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1「諸般の報告」を行います。

報告第3号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので御覧を頂きたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2 常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長よりお手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。総務産業常任委員会審査報告を行います。お手元の報告書をご覧ください。総務産業常任委員会審査報告書、令和5年3月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。本委員会に付託の

事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順番に申し上げます。

議案第 6 号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例、可決。

議案第 7 号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例、可決。

議案第 8 号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例、可決。

議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例、可決。

議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算、可決。

議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算、可決。

議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算、可決。

議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算、可決。

議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更について、可決。

陳情第 2 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、不採択。

陳情第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。赤字のみ報告します。

議案第 6 号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例。

質疑①、転居先の住所について、個人情報保護のため教えてもらえないことがある。緊急で

連絡をしたい場合など、親戚であることが証明できれば転居先の住所等を教えてもらうことはできないか。

回答①、法律等によりできないものもある。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例。

質疑②、審査委員について、事前に任命しておくべきではないか。

回答②、合併以降、審査会を開催した事例は1件のみであり、事案があった場合に任命する方法で問題ないと考えている。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、消防団員の報酬額について、改正後の額は一般的か。

回答、報酬額は国の基準どおり引き上げる予定で、長野市をはじめ、県内でも徐々に同様の額となっている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第11号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うとあるが、勤務成績の判断はどのように行うのか。

回答、人事評価制度の中で、評価者である係長、課長、副町長等の評価により総合的に判断している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第12号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、消防団員の定年について、将来的に定めたほうが良いのではないか。

回答、消防団員が高齢化してきているのは承知している。地域の実情に応じて分団によっては任意で定年制を設けているところもあるが、統一して定年を定めることは今のところ考えていない。なお、飯綱町の団員定数は485名であるが、現状の実団員数は434名となっている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第13号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例。

質疑、第39条加入負担金について、一般用と別荘用で格差があることについて説明を。

回答、表を横型から縦型に変更はしたが、金額については改正していない。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第14号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第15号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例。

質疑③、業務受託者の募集はしていたのか。

回答③、昨年12月に公募により募集した。募集にあたっては、告示するとともにホームページ上でも広く公開するなど、適切な手順を踏んで募集している。

質疑⑤、委託費はあるのか。

回答⑤、ない。施設管理の経費は業務受託者が負担することになっているほか、収益が上がった場合はその額に応じて納付金を受託者が納付することを協定書の中で示している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第25号 令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第26号 令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算。

質疑②、管理費が例年より多いと思うがそれだけ必要なのか。

回答②、今までは更地のため草刈り等の委託回数は少なかったが、公園部分、水路敷等用途が定まったため、用途維持のための管理が必要になり、草刈り等の管理経費も増えると考えて

いる。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算。

質疑②、企業債が 1 億円計上されており、水道事業の一本化のための管の整備ということだが、将来統合する際に中心となる浄水場はどこになるか。

回答②、全員協議会で基本計画の説明をするため、詳細はその時に説明する。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算。

質疑①、し尿投入施設の建設予定地はどこか。また、一か所で町内のし尿を受入れできるのか。

回答①、公共下水道クリーン飯綱処理場の敷地内に、処理場増設用の用地があり、予定地としている。し尿投入による処理量は、住民環境課作成の「飯綱町し尿投入施設基本設計」により計算され受入可能となっている。

質疑④、今後、人口減少及び処理施設の更新時期を迎えるが財政状況はどうか。

回答④、昨年度作成の経営戦略に掲載しているが、元利償還額が令和 10 年度頃から減少していくこともあり、厳しい状況ではあるが今後も計画的に起債等を利用し、施設の更新等を実施していきたい。また、料金収入は減少していくため、下水道料金改定の検討も必要と考えている。

討論なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更について。

質疑①、在宅での要介護者（要支援者）の把握について、個人情報だからと教えてもらえないことがある。有事の際、救助・避難するためであっても情報公開してもらえないことが懸念されるがどのように考えているか。

回答①、要支援者の情報については、消防機関や警察、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、本人や避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ

個別避難計画の提供ができるようになっている。本人の同意等があれば情報提供できるようになっているので適切に対応をしていきたい。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。

質疑なし。

賛成討論、沖縄基地問題の相手はアメリカであるが、政府と国民が戦うという構図に問題があると思う。どちらにしても解決が非常に難しい問題だが、陳情を受けて、賛成すべきと考える。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。

説明者、長野県労連 事務局次長 岩谷元気 氏。

質疑③、毎年同じような文章で進展がない。中小企業には賃上げの原資になるものがない。賃上げするには大企業から中小企業への下請けの金額を上げることが必要である。これが改善されなければ賃上げはできない。このことが陳情文章には書いてない。中小企業は、単価をとことん叩かれてぎりぎりのところで生産している。このことの一番の元である、大企業や政府に対して最低賃金1,500円になるような政策を要求すべきではないか。

回答③、社会保険の減免での支援を柱に考えていると説明したが、その財源は大企業の内部留保を活用すべきと思っている。

質疑⑤、大企業の内部留保を吐き出させる具体的な方法はあるのか。

回答⑤、新たに課税するという。社会保険の減免を大規模に実施した場合、私たちの試算では3.3兆円になる。大企業の内部留保が500兆円を突破したので、1%の税金をかけただけでも、十分な財源になると考えている。

意見②、飯綱町の主産業は農業だ。議員は、そういう皆さんの声を反映させるのが仕事。現

状、飯綱町の農家は儲からないので、やめざるを得ないと思う人が非常に増えてきている。ここ5年間で、町の農家総数は164戸減り、農業従事者は329人減った。これは令和2年対比平成27年の5年間の統計からだが、当然に農業所得もおよそ3分の1に落ちた。農家の仕事は、自分たち夫婦2人だけではなかなかできず、どうしても何人も頼まなくては成り立たない。今は時給が908円だが、これが1,500円になると、25万円位ずつ、月々1人に払っていくことになる。これだと、また農家をやめなくてはならない人が出てしまう。そういう立場から考えると1,500円に上げてくれということに賛成できない。米作なども、足が出ちゃうからやめたいと思う人が多くおり、農家の皆さんも6,000円、7,000円貰えるところに行つた方がいいと思うのではないか。このような環境の中で、大幅に1,500円まであげてくれというのは、立場上、この地域の皆さんのことを考えると賛成できない。

反対討論、陳情の趣旨が最低賃金の賃上げのみでは農家は死んでしまう。よって、全国一律制度、最低賃金1,500円以上には反対する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。福祉文教常任委員会の報告を行います。福祉文教常任委員会審査報告書、令和5年3月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、件名、審査結果の順に報告します。

議案第 9 号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例、可決。

議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算、可決。

議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算、可決。

議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算、可決。

議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算、可決。

議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算、可決。

議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について赤字のみ報告します。

議案第 9 号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例。

質疑、廃止する施設の後利用は。そのまま更地にするのか。

回答、バレーコートには既に水道配水池が設置されている。テニスコートは野球場利用者の駐車場として利用している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算。

保健福祉課。

質疑②、特定健診の受診率や保健指導の実施率が一定の基準に満たないと、保険者努力支援制度の交付金に影響するとのことだが、状況は如何か。

回答②、交付金の一部に保険者努力支援制度（取組分）の得点が影響している。令和 4 年度保険者努力支援制度（取組分）の得点は 960 点満点中、676 点であり、県平均 646.9 点を上回った。取組指標は 12 あり、そのうちの 하나가特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボ減少率であるが、12 指標の中では最も低い得点率だった。未受診者対策は引き続き課題であり、取り組む必要があると考えている。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算。

質疑、町外訪問人数は。

回答、長野市と信濃町で現状 10 名程度。今後も依頼に対応していく。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算。

質疑①、繰入金について、当初予算の額でよいのか。来年度末になって資金不足となり、補正予算を組むことはないのか。見通しはどうか。

回答①、当初予算では繰入基準内のものを計上している。コロナウイルスの感染症法上の取扱いが 5 類になることに伴い、患者がすぐ戻ってくるかに左右される部分があるが、作成した計画に到達できるように努力していきたい。

質疑②、現在、オイルや電気、消耗品などが物価高の影響で値上がりしているが、厚生労働省から診療報酬の価格改定の通達はあるのか。

回答②、今のところない。

質問③、一時借入金の限度額を 2 億円と定めている。町が親会社で病院が子会社の構図が見られるが、できれば病院は病院として一つの会計としてやっていけないのか。

回答③、現在の財政状況では難しい。公立病院は採算が取れない部分も担うのが使命であり、理解を得ながら全部適用が可能な経営ができるような財政基盤を作っていかなければならない。

質疑⑤、昨年、形成外科がなくなった。医師の確保も必要だが、診療科がなくなると患者は不安になる。診療科目を充足することについて、どう考えるか。

回答⑤、今後、町民からの強い要望があれば検討していかなければいけないと思う。ただし、採算を踏まえたうえでの検討となる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について。

質疑①、たんぽぽの利用者数は。コロナ禍において活動への影響は。

回答①、利用者数は15人。コロナ禍で営業ができなかった期間はあったが大きな影響はない。

質疑⑦、指定管理者であるSUN自体の経営は健全なのか。

回答⑦、健全である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第6号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員

[3番 小林文廣 登壇・討論]

○3番（小林文廣） 議席番号3番、小林文廣。

飯綱町行政不服審査会条例（平成28年3月25日条例）。（設置）第2条 町は、法に基づく不服申立てがされたとき（法43条第1項の規定により第三者機関に諮問しなければならない。）は、法第81条第2項の機関として、飯綱町行政不服審査会を置く。審査会委員、町長は委嘱していない。2、審査会は、その不服申立てに係る調査審議が終了したときは、廃止されているものとする。

議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例。（意見陳述）第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。飯綱町は、審査会に諮問せず、意見陳述、意見を述べる機会を与えず棄却処分、門前払いしている。（組織）第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。制定され次第、審査会委員を選任、委嘱されたい。行政不服審査法（目的等）の精神を尊重され、簡易迅速かつ公正な審査会を願っています。反対です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第7号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第8号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第10号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔3 番 小林文廣 登壇・討論〕

○3 番（小林文廣） 議席番号 3 番、小林文廣。反対討論。

(加入負担金) 第5条 給水装置の新設又は改造(水道メーター(「メーター」という。)の口径を増径する場合に限る。次項において同じ。)を行うとする者は、加入負担金を納付しなければならない。(料金を免れた者に過料) 第3条 詐欺その他不正な行為により、加入負担金、料金、手数料又は分担金の徴収を免れた者は、その徴収免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。加入負担金とは私債権ですので寄付行為です。過料に処することはできません。裁判手続きにより徴収です。

加入負担金、口径13ミリメートル。別表1(第5条関係)。改正前、口径13ミリメートル、用途 一般用62,700円、用途 飯綱山麓保健休養地 77,000円。改正後、口径13ミリメートル、用途 一般用62,700円、用途区分 別荘用77,000円。名称、用途 飯綱山麓保健休養地から用途区分 別荘用に名称改正された。料金は変わりませんが格差14,300円です。不公平です。その説明、令和5年3月9日総務産業常任委員会で説明求めたが、建設水道課職員は改正されていないので説明しないと虚偽説明した。説明を拒んだ。説明責任を果たしていない。反対です。

○議長(渡邊千賀雄) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊千賀雄) 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊千賀雄) 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(渡邊千賀雄) 起立多数です。

したがって、議案第13号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり

可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 16 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 11 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町一般会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔3 番 小林文廣 登壇・討論〕

○3 番（小林文廣） 番号 3 番、小林文廣。反対討論。

議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町一般会計予算。区・組自治会活動助成金、衛生組合役員活動費補助費 971 万円。可燃ごみ集積所 3 棟の設置費用 91 万円。広報送付郵便代（別荘所有者）13 万 8 千円。減額削除を求める。

理由。1、東高原区自治会活動助成金、衛生組合役員活動費補助金、区長組長に手当等交付している。2、2020 年（令和 2 年 10 月 1 日）国勢調査に基づく飯綱町自治会組織加入率、総務課発行によると町全体で 3767 世帯、2020 年（令和 2 年）9 月末日、広報誌未配付 122 世帯。3、飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどですが、移住者等も慣習により全世帯自治会に当然自動加入しています。4、2005 年（平成 17 年）4 月 26 日、自治会退会は自由と最高裁判所が判決、初判断した。5、広報いづな通信、議会だより等、未配付、飯綱町全体で 122 世帯。退会手続きはしていない。未配付。責務を果たしていない。町区自治会は公共福祉に反している。6、東高原区自治会は、広報誌未配付 22 世帯にごみ庫集積所使用禁止、国勢調査票事前説明書等配付せず、水道給水停止等処分している。区自治会、飯綱町行政は共謀して私的制裁、村八分にしている。強権的です。反対します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 他に討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号 令和 5 年度飯綱町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし

ます。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 2 時 10 分からとします。

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号 飯綱町地域防災計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第 2 号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。青山議員。

〔5番 青山弘 登壇・討論〕

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。私は、陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情の採択に反対の立場で討論を行います。

陳情者のコドソラという団体や代表者をパソコンで検索し、どんな運動や活動してきたのかということ調べました。また地元である宜野湾市議会の対応を調べました。昨年3月の宜野湾市議会定例会では、この陳情を議員への配付に留めて、取り扱っていませんでした。説明者が来た時の質問もいくつか用意しましたが、委員会に説明には見えませんでした。

陳情者の活動は、昨年12月8日に永田町の衆議院第1議員会館で政府の担当者と面会し、36000人の署名とともに、この陳情内容を手渡して要望をしています。この時に、陳情の2つ目にある「日本政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市とともに、普天間第2小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入替を行うこと」について、環境省の担当者は、「有機フッ素化合物などの対策は、検討する専門家会議を設けてできる限り早く検討を進めていきたい」と述べていることから、状況は解決の方向に動いていると感じます。

しかし、1つ目の「学校上空の飛行禁止」や3つ目の「普天間小学校の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること」については、日米の安全保障条約ですとか、地位協定にも関する話でありまして、これは町議会の権限外だと考えます。

以上のことから、この陳情は不採択にすべきと考えます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情は、不採択することに決定しました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔6番 中島和子 登壇・討論〕

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択について、反対討論をいたします。

これまで、賃金格差の是正が労働力の向上に繋がり、生活の安定に繋がると考え、女性の6割が非正規社員であることからその立場で発言してまいりました。

昨年、長野県は877円から908円に、東京は1041円が1072円にと、毎年3%程度の引上げがされてきています。しかし、引上げが続いたことで中小企業は影響を受け、中小企業、特に小規模事業者の経営は悪化してしまいました。景気は後退傾向であり、そこに感染症も重なり、日本経済は益々悪化しています。

この時期に賃金を上げることは難しく、又、地域間の経済状況が異なる中、全国一律賃金は難しいと考えます。これまでも感染症に対する中小企業・小規模事業所への支援策は講じてきています。更に、支援策をプラスするような財政能力が国にあるとは思えません。今後、企業や事業所へ設備投資など支援を拡大し地域経済が安定して来たところで賃金の改善をすべきだと考えます。

したがいまして、今回この陳情は不採択といたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。石川議員。

〔10 番 石川信雄 登壇・討論〕

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。陳情第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

この度の陳情第 3 号につきまして、最低賃金を上げるということの要旨ではあるんですが、基本的に私は最低賃金を上げることには賛成です。しかしながら、今陳情につきましては、具体的に 1,500 円とうたっており、果たして今の経済情勢で、最低賃金 1,500 円を支払う業者が耐えられるのかということを見ると、それに耐えられる業者がいると当然考えられるとは思えません。よって、この陳情第 3 号につきまして、反対と討論いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。陳情第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の採択に賛成の立場で討論を行います。

先ほど中島議員が述べられたように、最低賃金は少しずつ引き上げられてきてはおりますが、地域によって金額が異なり、地域の人材が都会へと流出する一つの要因とも考えられています。

この間の新型コロナウイルス感染症のまん延は、正規で働く人々の生活へも大きな影響を与

えておりますが、非正規の人々への影響は計り知れないものとなっております。

昨年の出生人口が 80 万人を割り込んだということで大変大きな衝撃を与えましたが、政府の政策そのもの、根本から見直す時期はもう遅きに失していると考えられますが、少子化を大きく転換させるとするならば、まず結婚できる生活を保障する賃金、子どもを産み育てたいと思える生活環境を整えることが不可欠であると考えます。日本は今大変大きな転換期を迎えているとは思いますが、今のままの状況で大きく変わっていくとは思われません。このまま最低賃金が据え置かれ、また人々の生活がなかなか難しいような状況が続けば、日本の国自体が危うくなってくる。国を守るということはどういうことなのかをやはりきちんと私達議会から発信していかなければならないと考えております。

農業が主体のこの地域において、農業もまた大変な状況に置かれている。そこをきちんと支えるのが国の仕事であります。中小企業、農家、個人事業主、きちっと国が支えていくという政策を打ち出さない限り、私達の生活は大変苦しい、そういうものが続いていく。これからもまた若い人達が食べることを削っていくような生活が引き続くことはあってはならないと考えます。

昨年の 3 月定例会においてこの陳情は採択をされて、意見書が提出されております。引き続き私は飯綱町の議会として採択をして、国へきちんと意見書を提出すべきであると考えますので、この陳情を採択することに賛成といたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。原田議員。

〔14 番 原田幸長 登壇・討論〕

○14 番（原田幸長） 議席番号 14 番、原田幸長です。私はこの陳情に反対の立場で討論します。

令和 4 年 11 月参議院本会議で岸田総理は、「最低賃金法では、各地域における労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払い能力を考慮し、地域別最低賃金を決定するとされており、全国一律の最低賃金とすることは、特に地方において、中小企業を中心に人件費が増加することにより、経営が圧迫され、雇用が失われる恐れがあることから、慎重に検討する必要があると認識しております。最低賃金については、今年、過去最高となる全国の加重平均で 31 円の引き上げ

を行ったところであり、引き続き、できる限り早期に全国加重平均千円以上となることを目指し、引き上げに取り組んでまいります。」と答弁をされておられます。

また、国の最低賃金引上げに係る中小企業・小規模事業者への支援施策も行っております。一つ目として、業務改善助成金。これは厚生労働省の都道府県労働局から出されております。二つ目として、キャリアアップ助成金。これも厚生労働省の都道府県労働局から出ております。三つ目は、中小企業向け賃上げ促進税制。これは中小企業庁から出ております。四つ目は、企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）というものが、日本政策金融公庫から出されております。

以上のことからこの陳情に対して反対をいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、不採択とすることに決定しました

◎議案第 17 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 1 号の討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、発議第 1 号 飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。議員全員による全員協議会にて協議しておりますので質疑を省略し、討論及び採決を行ないたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第1号 飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、議案第36号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇・説明]（議案第36号）

○町長（峯村勝盛） 議案書によりまして、追加議案のご説明を申し上げます。議案第36号 教育委員会教育長の任命について。下記の者を教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。住所 飯綱町大字〇〇〇〇番地、氏名 馬島敦子、昭和〇年〇月〇日生。令和5年3月22日提出、町長 峯村勝盛。

馬島教育長におきましては、現在2期目をお勤めいただいて、この3月31日で任期を満了することになってございます。提案説明の後、本人から所信の一端を申し上げる時間を設定してございますが、この2期6年は学校の統合がスタートしたその年でもありました。

今回の卒業式では、初めて統合して1年生になられた子ども達が卒業をしていくという、本当に記念すべき今回の卒業式であったわけですが、統合という非常に大変厳しい環境の中、大きな問題もなく、教育行政を進めてこられた馬島教育長の手腕は高く評価をしているところでございます。この後、もう1期、頑張って教育行政を担っていただきたいと、そんな思いで提案をさせていただきました。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げて、提案説明といたします。

○議長（渡邊千賀雄） それでは、所信表明を行っていただくため、これより暫時休憩とします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時02分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き、会議を再開します。

提案理由に対する、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野です。教育長の任命においては、その責任の重要性を鑑み、教育行政の現場において蓄積された専門性の高さも重要であるとは考えますが、現代の教育行政が直面している複雑化した様々な課題解決のためには民意を汲取ろうとする前向きな姿勢、状況を冷静に判断し正確に分析する力、タイムリーな政策判断を適確に行うことが必要であり、そのためには教育者的な視点だけでなく幅広い行政分野を理解し、各分野またその関係者を調整する力、バランス感覚が強く求められていると言われております。

教育については、短期的にはわからない長期的な成果への考慮が必要だということは重々理解しておりますが、町長から見て、先ほどこれまでの2期における教育長への評価は、統合のスタートに当たって力を尽くしていただいたということですが、これまでの2期に対して新たにこの3期目に対して期待するものについて伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 提案理由のときに少し付け加えれば良かったのですが、馬島教育長はまず学校時代には管理職の経験がございません。したがって、最初の3年は非常に管理的な意味でご苦労があったんだろうなという一つと。または、義務教育の現場にはいらっしゃいましたけれども、いわゆる広い意味での社会教育、保育園、こういうものについては経験がなかった。そういう中でのスタートとしては、私は非常にスタッフをまとめてこられ、または学校現場、保育園現場も働く先生の身としての立場としての思いやり等々があったと高く評価をして

おります。

そして、2期目は一定の年月を経験することによって、ある程度の管理職能力も得。そして本人はコロナの関係も言っておられましたけれども、飯綱町は子育て支援策の大変進歩した3年間でした。そういう意味でも広い分野で、0歳から18歳までの教育という全般において活躍されたいと。

私はこの3期目は、教育長は本来もっと活発に男女共同参画を含め、教育現場も含め、飯綱町らしい教育を展開してくれる、そういう力を持っておられる先生だなあという思いがございします。その意味では、彼女が一番力を発揮していくのは3期目だろうと、そんなふうに感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。ただ今の町長の答弁をお伺いしましても、馬島教育長に対する信任が厚いものと理解できます。ですが、教育環境、教育長人事もそうですけれども、開かれた学校教育というものにしていくことに対して、教育長の公募ということも考えてもよかったですのではないかなと思います。公募するというお考えは当初からはなかったのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 教育長については、公募という気持ちは全くございませんでした。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。私は、馬島教育長の再任用に反対します。

私が議員になって以来1年ちょっとですが、馬島教育長の常任委員会や一般質問における発言のうち、次の3つが今後の飯綱町の教育の進展に妨げとなると判断しました。1「給食は義務教育の範疇でない。」、2「域外の中学に通わせるのは親の都合である。」、3「高校生への通学補助は、窓口が教育委員会だけで、教育委員会は関知しない。」、この3つです。一つずつ説明します。

まず、1の「給食は義務教育の範疇でない。」。この発言は、9月の一般質問で、「義務教育の学校の給食費を無料にしては」という質問に対する回答中で述べられたものです。これは間違っています。平成31年3月に出された文科省の「教師の働き方改革」の通知においてすら、義務教育の範疇でないとは一言も謳っていません。その通知の中では、こう謳われています。「給食指導においては、学校における食に関する指導の中核を担う栄養教諭がその役割を一層果たすことが求められることから、学級担任と栄養教諭との連携により、学級担任一人一人の負担を軽減すること。」明らかに義務教育の範疇です。実際に、飯綱町においては、特に低学年は、二人の教師が児童と一緒に食事をしています。現場では、子供の安全と教育第一に行われています。本音、これはポロっと出てしまった本音だと思いますが、本音と行動が違う人が100%の能力を發揮できるでしょうか。

2の「域外の中学に通わせるのは親の都合である。」は、先日の委員会で私が、高校生に対して出ている通学補助について、中学生にも拡充できないかとお尋ねしたときの話です。義務教育は地元の公立学校に行かなくてはならないという政策も方針ありません。義務教育を公立に限定しているものでもありません。特に今は、教育の自由化・教育の多様性が求められている時代です。一つの学校の中で完結する必要はないのです。世の中には色々な学校があります。実際に、長野県下には9つの私立の中学校があります。小さい所では数十人、上は数百人の規模の学校で千差万別です。公立・私立の大きな違いは、設置費用を受益者が負担しているか、していないかです。公立は税金で負担していますが、私立は保護者が負担しています。経費、ほとんどが先生の給料ですが、公立においては、100%公の負担です。私立はどうかというと、実は、長野県においては、私立にも、経費について補助金が出ているのです。年間一人あたり

40万円程度です。飯綱町の公の負担額が県と国をあわせて一人当たり約65万円です。これから計算すると、県負担分は約43万円ですから、長野県は県負担分に近い額を私立にも出しているのです。このように県も積極的に私学を応援しているのです。本当に自由化の時代なんです。さらに今は、フリースクールという学校でない学校にも援助の手が指し述べられようとしています。このフリースクールに関する長野県の取組については、ニュースにもなったので皆さんご存知でしょう。このように、今は教育の自由化・多様化の時代なのです。「義務教育だから地元の学校に行くのが当然」。これが如何に間違っていて遅れているか、わかるかと思います。

3、これも先ほどの中学生の補助についていただいた回答の一つです。「高校生への補助は、北しなの鉄道の支援策であり、教育委員会の範疇ではない」こう言い切りました。議員の中にも「それはその通りだ。」とおっしゃっている方もいました。でもどうでしょう、自分のところの予算にもかかわらず、「窓口が教育委員会になっているだけなので中身は関係ない、言うんならどっか他に言ってくれ。」それが、その部局の「長」「おさ」の言うことでしょうか。しかも、教育長は、町長に並ぶ唯一の長です。教育長なんです。とても偉いんです。それなりの給料も頂いています。教育委員会に関係ないのなら、外せばいい。外さない以上は、教育委員会の管轄です。私からすれば無責任な発言に聞こえます。

勘違いしないでほしいのは、給食を無償にしないから、あるいは通学補助を出さないから反対しているわけではありません。今後の飯綱町の教育、自由化・多様化、公立の学校だけでは対応できないもっと色々な学校を含めての新しい教育の世界に貢献できないと思うからです。

最後に、馬島教育長再任反対の話を幾人かの先輩議員に相談したところ、意外な回答が返ってきました。「問題があるのはわかっているが、同じ地元だから反対しない。できない。」本音を話してくださったのは、嬉しいことです。もう一パターンが、「拒否したからって誰か適当な人がいるのか、町長も困るだろう。」もちろんこの方も本音で語ってくれました。

皆さんは何度も何度も議員必携を見ろと指導してくれました。議員必携のページ59、9項同意権のところこう書いてあります。「町村長その他の執行機関の執行行為については、一般的に議会の議決を要しないのであるが、特に重要なものについて、執行の前提手続きとして議会

に同意という形で関与する権限を与えている。」です。もしこういうことで、今まで言った本音の理由で反対するのであれば、これは議員としての権限を放棄しているように私は思います。

この方々は日頃、私に、議員はどうあるべきかを具体的に色々な方法を教えてくださっている方々です。本当に尊敬できる方々です。ただこの発言については、非常にショックを受けました。お願いします。議員としての矜持を見せていただけませんか。私に、この新人、本当に右も左も知らない新人の私に議員たるものの見本を見せてください。お願いします。

町長は、議会に対して、反対の場合は反対討論をしてくださいとお願いされました。当然ですね。私も反省するところがあります。私は、先輩議員にお願いします。再任賛成されるなら、堂々と本音を語って賛成討論をしてください。よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第10、発議第2号 農産物に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号8番、風間行男議員。

〔8番 風間行男 登壇・説明〕（発議第2号）

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。発議第2号、令和5年3月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、提出者 飯綱町議会議員 風間行男、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、小林文廣、瀧野良枝、青山弘、中島和子、樋口功、目須田修、清水満、大川憲明、伊藤まゆみ、原田幸長、農産物に関する意見書案、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

農産物に関する意見書案。

日本農業の現状は、養鶏農家では鳥インフルエンザで卵の生産が減少し、さらに輸入による飼料穀物の高騰で赤字経営になっています。ブロイラー、畜産農家でも輸入飼料穀物の高騰で肥育を断念し離農の増加がみられます。国産の肉生産にも影響を及ぼしています。乳牛農家でも、外国から安いチーズ、バターの輸入等で国内の牛乳が生産過剰となり廃棄され、農家から落胆や悲鳴の声が聞こえてきます。主食用米も21年度はコロナの影響で外食産業の閉店が続き価格が暴落、米農家の生産原価割れ等で、農業の持続が不可能な状況にあります。

農家は、自ら価格決定ができず、市場価格に左右され安定した経営が難しいのが現状です。

農家や農地の減少は、水田においては、減反政策や規模拡大等、競争に偏った農政が進められた背景があります。さらに今年度から輸入に依存してきたことで、肥料の高騰、飼料の高騰、資材の高騰、次々から値上げラッシュが続き、農業経営が原価割れを起こし、このことで離農を余儀なくされていることから、農業経営を支える支援が必要です。離農者が多い現状で優先すべきは、農作物の最低価格保証で、持続可能な農業の安定経営の実現を要望します。

世界的な異常気象で、干ばつ、豪雨による農地への浸水、ヒョウ害などが多発しており、食料輸入ができない状況があった場合には、国民の食料危機が予測されます。日本の食料自給率は、カロリーベースで38%、穀物自給率は28%です。国も地方も近々の課題として、これから

真剣に取り組む必要があります。輸出国で戦争が起きていることで、物価が高騰し生活に影響が出てきております。国民が安心して生活できる食料自給率はカロリーベースで75%まで引き上げることを、速やかに実現されるよう強く要望します。

記。

- 1 国による農産物の最低価格保証で、安定経営の実現を拡大すること。
- 2 日本の食料自給率をカロリーベースで75%まで拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日、長野県飯綱町議会議長 渡邊千賀雄、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣あて。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。風間行男議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。反対討論を行います。

食料自給率75%、私は大賛成です。そして、農業を取り巻く環境が非常に厳しいことについても、本当にそのとおりだと思います。しかし、そのことと最低価格保証制度が私はどうしても結び付かないのでここで反対します。それが理由です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。石川議員。

〔10番 石川信雄 登壇・討論〕

○10番（石川信雄） 10番、石川です。農産物に関する意見書をあげることに反対の立場で討論

いたします。

記に記された2の日本の食料自給率を上げることは私も賛成であります。しかしながら、1の「国による農産物の最低価格保証で安定経営の実現を拡大すること」とあるんですが、このことは経済自由主義、言葉を変えれば市場原理に異を唱えることでもありますし、産地のブランド化を阻害する要因にもなり得ることかと思えます。よって、この意見書提出案には反対です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第2号 農産物に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員定数・報酬等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第11、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。本案については、議員定数・報酬等について、議長を除く14人の委員をもって構成する議員定数・報酬等調査研究特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査研究したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は14人の委員で構成する議員定数・報酬等調査研究特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査研究することに決定をしました。

お諮りします。ただいま設置されました議員定数・報酬等調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く14人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く14人の全議員を議員定数・報酬等調査研究特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時50分

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） それでは、休憩前に引続き、会議を再開します。

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 13、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和 5 年 3 月飯綱町議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

3 月 1 日に開会いたしました、今議会におきまして本日の追加議案を含め、ご提案申し上げました総ての議案につきまして原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

先日小学校、中学校の卒業式が行われましたが、在校生の式典への参加やマスクの着用など緩和された面も一部見られました。少しずつではありますが、従来の形に戻りつつあり、卒業生にとっても思い出に残る式典になったことと思いました。4 月、5 月と新型コロナウイルス感染症対策は新たな段階を迎えていきますが、住民の皆さんに、混乱の起こるようなことが無いよう、

情報の提供や対応策の呼びかけなど徹底してまいりたいと考えております。

さて間もなく新年度を迎えますが、開会のご挨拶でも申し上げましたが、人口に関する課題、地域、区や組の活性化に関する問題など、今日における町の課題は、議会と一緒に解決に当たるものが増えてきたと感じています。ハード事業におきまして、その規模や時期、財政負担や建設場所など意見を異にするケースは珍しくありません。しかし、少子高齢化対策、地域の活性化対策などは目的を一つとした共通の課題と言えます。大きな行政課題として捉え、両者で知恵を出し合い、努力を惜しまず取り組んでいきたいと願っております。結果として行政への信頼や、議会の存在や期待などが一段と高まっていくと確信しております。

議員定数や報酬等につきまして、議会としても研究、検討を深めていくとの決定もございました。一人でも多くの住民の方々に町政や議会に関心を持っていただくためにも、一層のご協力、ご活躍を願うものであります。

結びに3月をもって退職される職員各位に、長年のご労苦に対し感謝を申し上げ、また4月からは国や県からの派遣職員を始めとして、新たなスタッフを迎え、飯綱町の発展に一層の努力を、重ねていくことをお約束申し上げ、閉会のあいさつと致します。どうもありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和5年3月飯綱町議会定例会を閉会します。
長期間ご苦労様でした。

閉会 午後 3時55分

予算決算常任委員会審査報告書

令和5年3月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第16号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号）	可 決
議案第21号	令和5年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第16号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第21号 令和5年度飯綱町一般会計予算

3月3日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月17日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の青山委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

福祉文教小委員会の伊藤委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

反対討論：区・組自治会活動助成金、衛生組合役員活動費補助費971万円、可燃ごみ集積所3棟の設置費用91万円、広報送付郵便代（別荘所有者）13万8千円の減額削除を求める。「令和2年10月1日」国勢調査に基づく飯綱町自治会組織加入率（総務課発行）によると、町全体で3,767世帯、「令和2年9月末日」広報未配付122世帯。その内訳、東高原区自治会は広報誌未配付22世帯である。飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどだが、移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の住民税を納めており、住民登録がなくても、その時点で自治会に当然自動加入している。借家住民も住民登録がなくても住めば町住民である。慣習によって自治会に当然自動加入している。

東高原区自治会に活動助成金、衛生組合役員活動費補助金を区長、組長に手当金交付している。区長の任務は、広報及び広聴に関する事務、町からの伝達等に関する事務、町が指定する調査及び報告に関する事務、その他町長が必要と認める事務である。区長・組長・衛生組合長は、広報誌、ごみカレンダー等の配付責務を果たしていない。公共の福祉に反している。東高原区自治会は、広報未配付22世帯にごみ集積所の使用禁止処分をしている。ごみ集積所の掲示板のお願い書では、「このごみステーションは、東高原自治会で管理運営をしています。自治会に加入されていない方は大変申し訳ありませんが、このごみステーションのご利用はご遠慮ください。ご不明な点は、飯綱町住民環境課生活環境係へお問合せください。東高原自治会。※ごみステーション外側に置かれたごみは、不法投棄となります※」と記載されており、飯綱町住民環境課生活環境係は容認している。

ごみ集積所設置要綱（平成2年制定）。飯綱町所有土地に行政予算でごみ庫を建設したが、平成2年以降33年余り、広報未配付者に使用禁止処分をしている。

2005年「平成17年4月26日」、自治会退会は自由と最高裁判所が判決初判断した。広報誌未配付122世帯（内訳、東高原区自治会22世帯）は退会手続きをいっていない。よって、加入している

飯綱町行政は村八分にして強権的である。

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和5年3月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第6号	飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例	可 決
議案第7号	飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例	可 決
議案第8号	飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例	可 決
議案第10号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第11号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第12号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第13号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第14号	飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例	可 決
議案第15号	飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例	可 決
議案第25号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第26号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第29号	令和5年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第30号	令和5年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決

議案第 31 号	飯綱町地域防災計画の変更について	可 決
陳情第 2 号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	不採択
陳情第 3 号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 6 号 飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例

質疑①：転居先の住所について、個人情報保護のため教えてもらえないことがある。緊急で連絡をしたい場合など、親戚であることが証明できれば転居先の住所等を教えてもらうことはできないか。

回答①：法律等によりできないものもある。

質疑②：過去に親戚の家が火事だったことを知らなかったという事例があった。火災の際の防災無線の放送については、個人情報の関係もあると思うが火元の情報を特定して放送できないか。

回答②：火災出動については、長野市消防局からの情報により消防団員向けに放送している。この情報は、通報を元にしてしているため、必ずしもそこが火元ではない可能性があることから、誤った情報を伝えないためにも、個人を特定して放送することは難しい。

質疑③：市町村によっては特定しているところもあるのではないか。

回答③：近隣市町村等も放送はしているようだが、個人までは特定していないと聞いている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 7 号 飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例

意見①：すべての審査請求は正しく行ってほしい。

質疑①：委員の再任は妨げないとあるがなぜ必要か。

回答①：委員は、事案があった場合に任命している。一般的に再任することが考えられるため規定している。

質疑②：審査委員について、事前に任命しておくべきではないか。

回答②：合併以降、審査会を開催した事例は 1 件のみであり、事案があった場合に任命する方法で問題ないと考えている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 8 号 飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 10 号 飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：消防団員の報酬額について、改正後の額は一般的か。

回 答：報酬額は国の基準どおり引き上げる予定で、長野市をはじめ、県内でも徐々に同様の額となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：55 歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うとあるが、勤務成績の判断はどのように行うのか。

回 答：人事評価制度の中で、評価者である係長、課長、副町長等の評価により総合的に判断している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 12 号 飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：消防団員の定年について、将来的に定めたほうが良いのではないか。

回 答：消防団員が高齢化してきているのは承知している。地域の実情に応じて分団によっては任意で定年制を設けているところもあるが、統一して定年を定めることは今のところ考えていない。なお、飯綱町の団員定数は 485 名であるが、現状の実団員数は 434 名となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 13 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質 疑：第 39 条加入負担金について、一般用と別荘用で格差があることについて説明を。

回 答：表を横型から縦型に変更はしたが、金額については改正していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 14 号 飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 15 号 飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例

質疑①：条例を廃止することにより、今後施設を利用する時は申込をするようになるのか。

回答①：ならない。当該施設はそもそも申込により広く住民が利用する施設ではなく、産業振興目的で施設の管理運営を指定管理者が行っていた。

質疑②：現在牟礼加工所を管理運営している七味の会は継続して利用できるのか。

回答②：今回の議案に該当する 2 つの施設は、これまでは「公の施設」として位置付け指定管理制度により施設の管理運営をしてきたが、そもそも広く住民が利用する「公の施設」ではなく、産業振興を目的とした施設であることから、条例による定めが必要ないということで廃止するものである。今後は条例廃止に伴い業務委託方式とし、牟礼加工所については業務受託者として七味の会が選定されたので、引き続き当該施設の管理運営者として利用していくことになる。

質疑③：業務受託者の募集はしていたのか。

回答③：昨年 12 月に公募により募集した。募集にあたっては、告示するとともにホームページ上でも広く公開するなど、適切な手順を踏んで募集している。

意見①：適切な手続きを踏んだというが、一般町民に周知はされていない。告示のみでなく無線放送等で広く周知すべき。

質疑④：営利目的で借りるのなら借用料を求めないのか。

回答④：施設を賃貸しているわけではなく、施設の管理運営を委託するものである。直売所等で販売する商品や、地域の特産品となるものを製造販売することで、産業振興や地域の活性化を図ることを目的とする施設であり、その管理運営事業者を募集して業務を委託しているということ。

なお、町の普通財産として施設を貸し出す方式の施設運用を採るとすれば賃借料を収めてもらうことになるが、現状は普通財産の貸し付けではなく、施設の管理運営を業務委託するという方式である。

質疑⑤：委託費はあるのか。

回答⑤：ない。施設管理の経費は業務受託者が負担することになっているほか、収益が上がった場合はその額に応じて納付金を受託者が納付することを協定書の中で示している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 26 号 令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算

質疑①：管理費の 200 千円は必要なのか。原田地区の宅地造成後の管理は住人に移管すると聞いているが。

回答①：宅地部分の管理は住人に移管している。管理費は造成された公園や水路敷等、町の敷地部分の草刈りや整備費として計上しており、今後町に移管していく予定である。また、若者住宅などの建設にあたり造成の調査が必要になる場合、早急に対応できるように予備費を計上している。

質疑②：管理費が例年より多いと思うがそれだけ必要なのか。

回答②：今までは更地のため草刈り等の委託回数は少なかったが、公園部分、水路敷等用途が定まったため、用途維持のための管理が必要になり、草刈り等の管理経費も増えると考えている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 29 号 令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算

質疑①：白樺台別荘地の消火栓は積雪時に埋ってしまう高さか。

回答①：消火栓については総務課の支給品を使用しており、二段階の消火栓を用意すると聞いているため、埋まらないのではないかと。

質疑②：企業債が 1 億円計上されており、水道事業の一本化のための管の整備ということだが、将来統合する際に中心となる浄水場はどこになるか。

回答②：全員協議会で基本計画の説明をするため、詳細はその時に説明する。

質疑③：積雪時に掘り起こさなければ使えない高さの消火栓については、上の部分だけ取替えは可能か。

回答③：消火栓については総務課からの支給であるため、詳細は把握していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 30 号 令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算

質疑①：し尿投入施設の建設予定地はどこか。また、一か所で町内のし尿を受入れできるのか。

回答①：公共下水道クリーン飯綱処理場の敷地内に、処理場増設用の用地があり、予定地として
いる。し尿投入による処理量は、住民環境課作成の「飯綱町し尿投入施設基本設計」に
より計算され受入可能となっている。

質疑②：公共下水道の加入率は。

回答②：加入率ではないが、町全体の水洗化率は92.7%。

質疑③：水洗化率には合併浄化槽が含まれるのか。

回答③：含まれる。

質疑④：今後、人口減少及び処理施設の更新時期を迎えるが財政状況はどうか。

回答④：昨年度作成の経営戦略に掲載しているが、元利償還額が令和10年度頃から減少していく
こともあり、厳しい状況ではあるが今後も計画的に起債等を利用し、施設の更新等を実
施していきたい。また、料金収入は減少していくため、下水道料金改定の検討も必要と
考えている。

質疑⑤：改定するとしたら料金の改定率は。

回答⑤：いろいろな条件で検討が必要と考えるが、おそらく1割程度の増になるのではないかと
思っている。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第31号 飯綱町地域防災計画の変更について

質疑①：在宅での要介護者（要支援者）の把握について、個人情報だからと教えてもらえないこ
とがある。有事の際、救助・避難するためであっても情報公開してもらえないことが懸
念されるがどのように考えているか。

回答①：要支援者の情報については、消防機関や警察、自主防災組織など避難支援等に携わる関
係者に対し、本人や避難支援等実施者の同意又は条例の定めがある場合には、あらかじめ
個別避難計画の提供ができるようになっている。本人の同意等があれば情報提供でき
るようになっているので適切に対応していきたい。

質疑②：地域防災計画には有事の際、議員の取り組むべき内容まで記載されているのか。

回答②：議会として必要な取組は記載されている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第2号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・ 水・土の安全の保障を求める陳情

説明者：なし

質 疑：なし

賛成討論：沖縄基地問題の相手はアメリカであるが、政府と国民が戦うという構図に問題があると思う。どちらにしても解決が非常に難しい問題だが、陳情を受けて、賛成すべきと考える。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

説明者：長野県労連 事務局次長 岩谷元気 氏

質疑①：陳情趣旨には最低賃金を1,500円以上という金額の記載がないが、意見書には1,500円以上を目指すとするがなぜか。

回答①：「1,500円引上げ」の前に「全国一律」を目指していくと運動の段階を見直した結果であり、整理しきれていなかった。

質疑②：最低生計費試算調査（単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費を得るための時給の試算）を見ると長野市が1,699円と一番高く、東京よりも高い。なぜ、こういう数字になるのか。

回答②：長野市が他よりも金額が高いのは使用する車が影響している。山間地で雪が多く、通勤距離も長いため、他よりも高い傾向になったためである。

質疑③：毎年同じような文章で進展がない。中小企業には賃上げの原資になるものがない。賃上げするには大企業から中小企業への下請けの金額を上げることが必要である。これが改善されなければ賃上げはできない。このことが陳情文章には書いてない。中小企業は、単価をとことん叩かれてぎりぎりのところで生産している。このことの一番の元である、大企業や政府に対して最低賃金1,500円になるような政策を要求すべきではないか。

回答③：社会保険の減免での支援を柱に考えていると説明したが、その財源は大企業の内部留保を活用するべきと思っている。

意見①：社会保険での支援だけでは改善されないと思う。大企業から中小企業に発注する1つの部品の単価が10銭なり、10円なり、上がるように見直しされれば、賃上げが可能になるし、効果的だ。大企業や政府に抜本的な改革を求めていった方が良いと思う。

質疑④：意見書提出先の中央最低賃金審議会とは、どういう構成の団体か。

回答④：審議会については、人数は20人位だったと記憶しているが、正確なところはわからない。労働者側と使用者側、学者など公益の委員からなっていて、経営者側は経団連、経営者協会、中小企業同友会で、労働者側は労働組合。

質疑⑤：大企業の内部留保を吐き出させる具体的な方法はあるのか。

回答⑤：新たに課税するという事。社会保険の減免を大規模に実施した場合、私たちの試算では3.3兆円になる。大企業の内部留保が500兆円を突破したので、1%の税金をかけただけでも、十分な財源になると考えている。

意見②：飯綱町の主産業は農業だ。議員は、そういう皆さんの声を反映させるのが仕事。現状、飯綱町の農家は儲からないので、やめざるを得ないと考える人が非常に増えてきている。ここ5年間で、町の農家総数は164戸減り、農業従事者は329人減った。これは令和2

年対比平成 27 年の 5 年間の統計からだが、当然に農業所得もおよそ 3 分の 1 に落ちた。農家の仕事は、自分たち夫婦 2 人だけではなかなかできず、どうしても何人も頼まなくては成り立たない。今は時給が 908 円だが、これが 1,500 円になると、25 万円位ずつ、月々 1 人に払っていくことになる。これだと、また農家をやめなくてはならない人が出てしまう。そういう立場から考えると 1,500 円に上げてくれということに賛成できない。米作なども、足が出ちゃうからやめたいと考える人が多くおり、農家の皆さんも 6,000 円、7,000 円貰えるところに行っただ方がいいと思うのではないか。このような環境の中で、大幅に 1,500 円まであげてくれというのは、立場上、この地域の皆さんのことを考えると賛成できない。

反対討論：陳情の趣旨が最低賃金の賃上げのみでは農家は死んでしまう。よって、全国一律制度、最低賃金 1,500 円以上には反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年3月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第9号	飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例	可 決
議案第22号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可 決
議案第23号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案第24号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可 決
議案第27号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可 決
議案第28号	令和5年度飯綱町病院事業会計予算	可 決
議案第33号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第9号 飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例

質 疑：廃止する施設の後利用は。そのまま更地にするのか。

回 答：バレーコートには既に水道配水池が設置されている。テニスコートは野球場利用者の駐車場として利用している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 22 号 令和 5 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質 疑：なし

□保健福祉課

質疑①：集団健診は、来年度も飯綱病院で行うのか。

回答①：お見込みのとおり。

質疑②：特定健診の受診率や保健指導の実施率が一定の基準に満たないと、保険者努力支援制度の交付金に影響するとのことだが、状況は如何か。

回答②：交付金の一部に保険者努力支援制度（取組分）の得点に影響している。令和 4 年度保険者努力支援制度（取組分）の得点は 960 点満点中、676 点であり、県平均 646.9 点を上回った。取組指標は 12 あり、そのうちの 하나가特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボ減少率であるが、12 指標の中では最も低い得点率だった。未受診者対策は引き続き課題であり、取り組む必要があると考えている。

質疑③：健診は毎年受けてこそ効果があるわけだが、周知の方法をどう考えているか。

回答③：健診を受診された方には、結果報告会等で継続受診について情報提供を行う。未受診の方には、個別通知、訪問による受診勧奨を継続していく。広報やホームページでの情報提供も実施していく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 23 号 令和 5 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質 疑：なし

□保健福祉課

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 24 号 令和 5 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 令和 5 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質 疑：町外訪問人数は。

回 答：長野市と信濃町で現状 10 名程度。今後も依頼に対応していく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 28 号 令和 5 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：繰入金について、当初予算の額でよいのか。来年度末になって資金不足となり、補正予算を組むことはないのか。見通しはどうか。

回答①：当初予算では繰入基準内のものを計上している。コロナウイルスの感染症法上の取扱いが 5 類になることに伴い、患者がすぐ戻ってくるかに左右される部分があるが、作成した計画に到達できるように努力していきたい。

質疑②：現在、オイルや電気、消耗品などが物価高の影響で値上がりしているが、厚生労働省から診療報酬の価格改定の通達はあるのか。

回答②：今のところない。

質問③：一時借入金の限度額を 2 億円と定めている。町が親会社で病院が子会社の構図が見られるが、できれば病院は病院として一つの会計としてやっていけないのか。

回答③：現在の財政状況では難しい。公立病院は採算が取れない部分も担うのが使命であり、理解を得ながら全部適用が可能な経営ができるような財政基盤を作っていかなければならない。

質疑④：新型コロナは簡単に言うと肺炎のことか。

回答④：コロナによって肺炎になることはある。コロナ＝肺炎ではない。

質疑⑤：昨年、形成外科がなくなった。医師の確保も必要だが、診療科がなくなると患者は不安になる。診療科目を充足することについて、どう考えるか。

回答⑤：今後、町民からの強い要望があれば検討していかなければいけないと思う。ただし、採算を踏まえたうえでの検討となる。

質疑⑥：材料費の医療消耗備品費について、昨年度の当初予算と比べてかなり減少しているが理由は。

回答⑥：経費の消耗備品費で対応する予定。

質疑⑦：委託料のクリーニング業務が昨年より 700 万円程度増額されているが理由は。

回答⑦：コロナ患者が使用したものは他のものとは別でクリーニングしているが、令和 5 年度は量が増えることも想定している。

質疑⑧：職員の離職率は。

回答⑧：令和 4 年 4 月から 12 月までの状況は、看護師の採用人数は 9 人であり、退職者数は 9 人である。令和 5 年度は 4 月に 4 人採用する予定。

質疑⑨：資格を持っているが現在は仕事をしていない町民への求人を行ってはどうか。

回答⑨：以前、外来の看護師が不足した際、無線放送で求人を行ったが応募がなかった。現在は紹介会社に頼るしかない状況であるため、情報があつたらいただきたい。

質疑⑩：人材の紹介を希望するとのことだが町内の方に限るのか、他市町村の方でもいいのか。

回答⑩：他市町村の方でも可。

質疑⑪：求人年齢制限はあるのか。

回答⑪：正規職員は59歳まで。会計年度職員は制限なし。

質疑⑫：看護師の資格所有者が移住してきて飯綱病院に採用された場合、特別な手当等はあるのか。

回答⑫：当院では特になし。

質疑⑬：先日、町長から救命救急と手術の件数が減ったとの話があつたが、事務長の見解はどうか。

回答⑬：救命救急について、当院ではコロナ感染症が疑われる発熱がある方は受入できないためお断りしていたことがある。手術件数はコロナ禍で患者の減少もあるが、救急で来られた方が手術になることも多いため、救急の受入が減少すれば手術件数も減少する。今後、コロナが5類の対応になるので患者が増えることに期待したい。また、去年は外科の先生が増えて、外科の手術等の器械にも投資してきたので、今年はそのリターンにも期待したい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第33号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：たんぼぼの利用者数は。コロナ禍において活動への影響は。

回答①：利用者数は15人。コロナ禍で営業ができなかった期間はあつたが大きな影響はない。

質疑②：たんぼぼでは就労支援を行っているが、1日中施設内で活動しているのか。

回答②：公共施設等での清掃業務やiカフェでの接客業務を行っている。また、施設内で創作活動等も行っている。

質疑③：引きこもり等の方は、自分の目的を持って仕事をすると外に出やすくなるため、そういった支援を行っている自治体もあるが、町はどのような対応をしているのか。

回答③：飯綱町社会福祉協議会で就労サポート事業を行っており、畑の仕事等、誰もが参加しやすいように「農福連携」という形の中で、引きこもりの方も参加しやすい取組みを行っている。また、重層的支援体制整備事業の中で、アウトリーチ等を通じた継続的な支援として引きこもり等の声をあげられない方への支援を行っており、今後、特に力を入れて取り組んでいこうと考えている。

質疑④：たんぼぼは指定管理施設であるが、どこから予算が出ているのか。どれくらいの費用が掛かるのか。

回答④：施設は町の公の施設であり、運営費は指定管理者の収益で賄っている。

質疑⑤：就労支援として役場等でも活動しているが、その際は役場職員が支援しているのか、そ

れともSUNの職員が支援しているのか。

回答⑤：SUNの職員が支援している。

質疑⑥：町がたんぼぼに清掃を委託しているとのことだが、賃金については高めに設定されているのか。

回答⑥：清掃業務の委託については総務課で対応している。

質疑⑦：指定管理者であるSUN自体の経営は健全なのか。

回答⑦：健全である。

質疑⑧：収支報告書はもらえるか。

回答⑧：提供する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

9 番

10 番

11 番